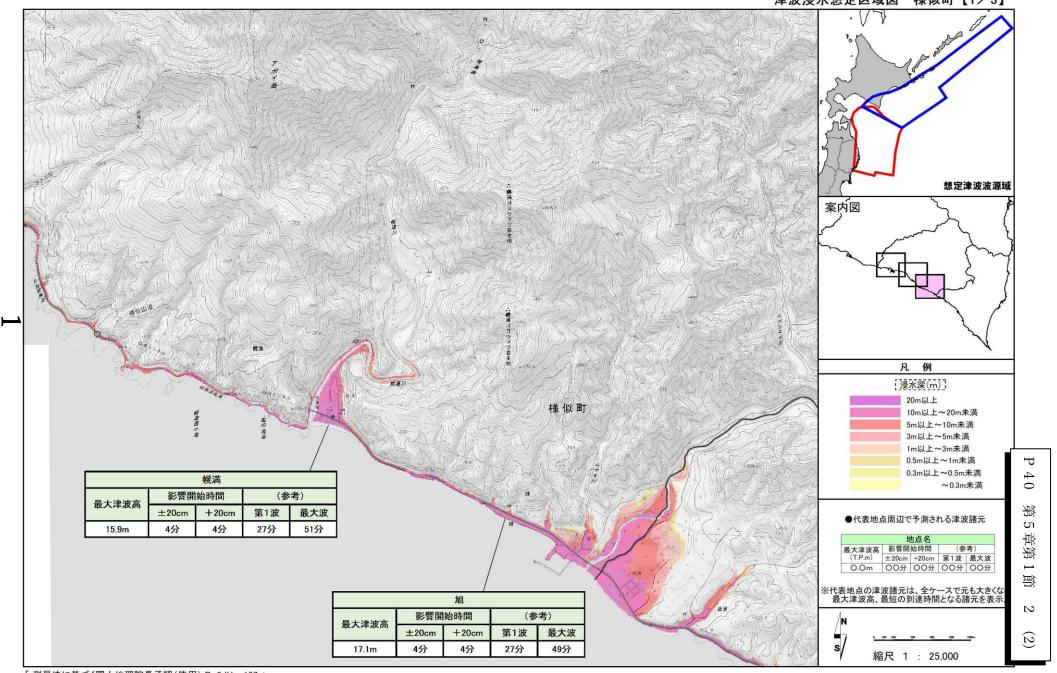
参 考 資 料

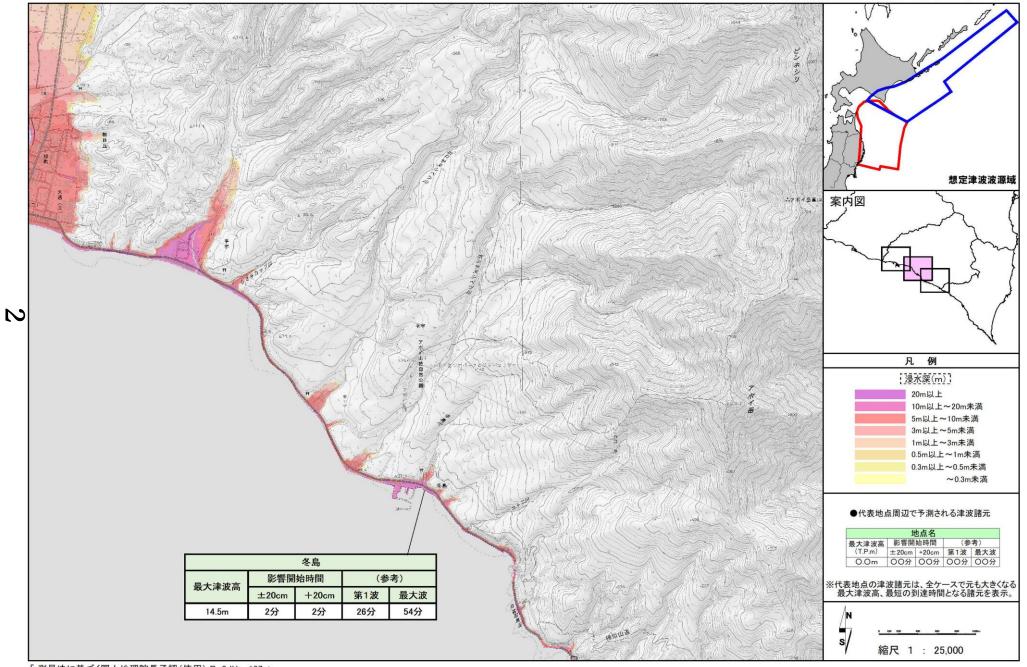
参考資料目次

| •津波浸水想定区域図 | ······ 1 |
|--|------------|
| •地震防災上重要施設一覧 | 4 |
| •災害危険地域一覧 | 5 |
| •指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 | 21-1 |
| •津波避難ビル及び福祉避難所一覧 | |
| その他の避難場所等一覧 | |
| •指定緊急避難場所・指定避難所・津波避難ビル・その他の避難場所等における収容人数算定の基準 | 21-6-1 |
| ・幹線避難路指定について | 21-7 |
| •移転促進対象施設一覧 | 22 |
| •要配慮者利用施設 | 23 |
| ・被害調査票(様式)及び災害情報等報告取扱要領 | 24 |
| ·広報例 | 34 |
| ・津波警報等の発令に伴う広報活動について | 35 |
| ・避難者カード(様式) | 36 |
| •避難者名簿(様式) | |
| •避難状況記録(様式) | 38 |
| ・給水等の供給簿(様式) | 39 |
| ・炊出し供与状況(様式) | 40 |
| ・生活必需品の供給状況(様式) | 41 |
| ・日高地域災害時の医療救護活動に関する協定書 | 42 |
| •災害時備蓄医薬品等供給要請書 | 53 |
| •日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 | 54 |
| ・行方不明者等の捜索受付(様式) | |
| •輸送記録簿(様式) | |
| •北海道震災建築物応急危険度判定要網 | 68 |
| 応急危険度判定結果ステッカー | |
| ·応急仮設住宅台帳(様式) | ····· 73 |
| 住宅応急修理記録簿(様式) | |
| •遺体処理台帳(様式) | |
| •埋火葬台帳(様式) | 76-1 |
| 北海道広域火葬実施要領 | 76-2 |
| 北海道消防防災へリコプター運行要綱等 | ····· 77 |
| ・災害救助法における救助の種類及び概要 | 89 |
| ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 | 91 |
| ・日 高管内における災害時相互応揺協定 | 9 <i>4</i> |
| •友好町村災害相互応援協定 | 95 |
| ・災害発生時における様似町内郵便局と様似町の協力に関する協定 | 96 |
| ・日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定 | |
| 災害時協力協定 | |
| ・応急・復旧活動の支援に関する協定(北海道エルピーガス災害対策協議会) | 103 |
| | |
| ・災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定・災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 | 106 |
| ・災害時における輸送業務に関する協定 | 108 |
| ・災害時における応急生活物資の供給等に関する協定等 | 111 |
| その他道内市町村が対象となる協定 | 121 |
| •羅災証明顧(様式) | 141 |
| ・援助の種目別物資受払状況 | 142 |
| | 172 |
| <u>添付資料目次</u> | |
| • 様似町防災会議条例 | 143 |
| •様似町災害対策本部条例 | |
| •激甚災害指定基準 | |
| • 局地激甚災害指定基準 | ····· 147 |

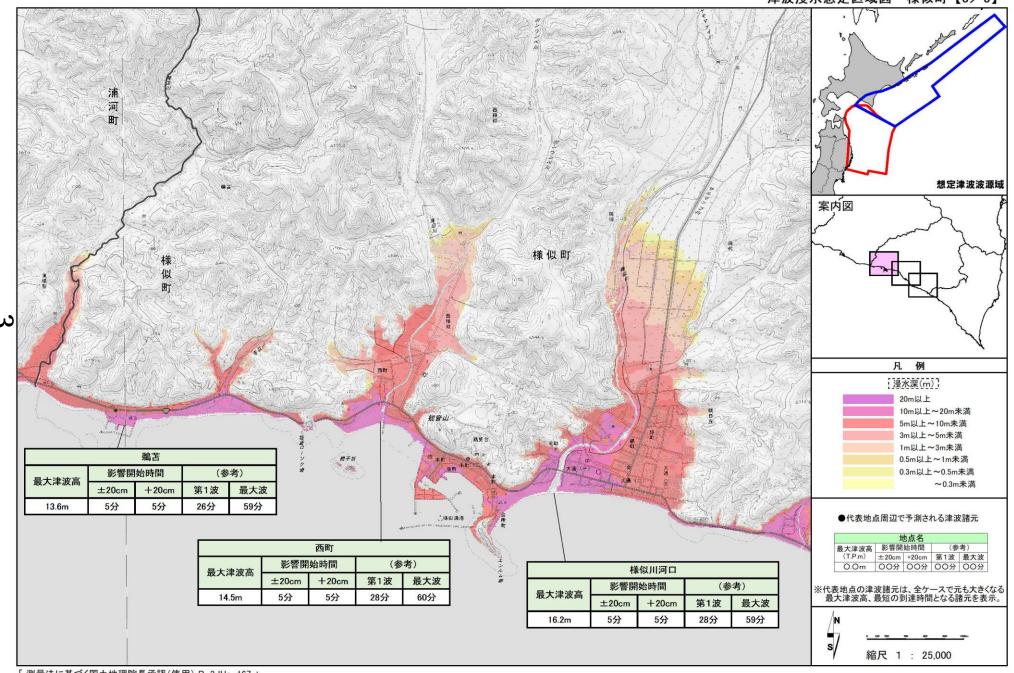
津波浸水想定区域図 様似町【1/3】



津波浸水想定区域図 様似町【2/3】



津波浸水想定区域図 様似町【3/3】



P 4 2 第 5 章第 1 節 4 (1)

地震防災上重要施設一覧

(公共施設の耐震改修状況より)

| 施設名 | 住所 | 耐震化状況 | 備考 |
|---------------|----------------|-------|--------|
| 役場庁舎 | 大通1丁目21 | 実施済み | 避難所指定 |
| 日高東部消防組合様似支署 | 会所町56 | 未実施 | 新築移転予定 |
| ・ 鵜苫住民センター | 字鵜苫 | 未実施 | 避難所指定 |
| 西様似畜産センター | 字西様似 | 実施済み | 避難所指定 |
| 西町生活館 | 西町 | 実施済み | 避難所指定 |
| 港町生活館 | 港町3 | 未実施 | 避難所指定 |
| 本町2丁目会館 | 本町2丁目 | 未実施 | 避難所指定 |
| 漁村センター | 本町3丁目41 | 実施済み | 避難所指定 |
| 栄町生活館 | 栄町 | 未実施 | 避難所指定 |
| 栄町ふれあいセンター | 栄町191-1 | 実施済み | 避難所指定 |
| 様似小学校 | 栄町215-1 | 実施済み | 避難所指定 |
| スポーツセンター | 大通1丁目21 | 未実施 | |
| 中央公民館 | 大通1丁目21 | 実施済み | 避難所指定 |
| 生涯スポーツ研修センター | 大通1丁目 | 未実施 | 避難所指定 |
| 東様似生活館 | 大通2丁目2 | 実施済み | 避難所指定 |
| 保健福祉センター | 大通2丁目 | 実施済み | 避難所指定 |
| 大通公住会館 | 大通1丁目 | 未実施 | 避難所指定 |
| むつみ会館 | 大通2丁目 | 未実施 | 避難所指定 |
| 幼児センター(幼稚園) | 錦町1-8 | 実施済み | 避難所指定 |
| 幼児センター (保育園) | 錦町1-1 | 実施済み | 避難所指定 |
| 様似中学校 | 錦町53-5 | 実施済み | 避難所指定 |
| 緑町生活館 | 緑町 | 未実施 | 避難所指定 |
| 岡田生活館 | 字岡田 | 未実施 | 避難所指定 |
| 田代研修センター | 字田代 | 実施済み | 避難所指定 |
| アポイ山荘 | 字平字479-7 | 実施済み | 避難所指定 |
| 平宇生活館 | 字平宇 | 未実施 | 避難所指定 |
| 東平宇生活館 | 字平宇 | 未実施 | 避難所指定 |
| 冬島生活改善センター | 字冬島34 | 未実施 | 避難所指定 |
| 幌満コミュニティセンター | 字幌満 | 未実施 | 避難所指定 |
| 旭生活館 | 字旭 | 実施済み | 避難所指定 |

第1表 総 括 表

| 日高支庁協議会 | | 福 | | 500 | | | | | | 200 |
|-----------|------------|------------|-------------|----------------|------|------|------|------|------|--------------|
| | 浜 | 浜 | 丰 | 35 | | | | | | 35 |
| | Ю į | 険 | その他 | | | | | | | |
| | H1 | 危 | 総点検 | 35 | | | | | | 38 |
| | | †≡\I/ | 10, 6, | 130 | | | | | | 130 |
| - 1 | 适 | ž, | 냳 | 27 | | | | | | 27 |
| 2 | 阿爾 | 壞危険区垣 | 子の他 | | | | | | | |
| ŧ | れ 寺 仮 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 総点検 | 26 | | | | | | 26 |
| į | (J)))) | | 急傾斜地法 | ~ | | | | | | - |
| | (y · Z) | | 15 | 103 | | | | | | 103 |
| į | | 地すべり危険区域 | その他 | | | | | | | |
| 1 | 段 | 地すべり | 総点検 | 100 | | | | | | 100 |
| | | | 地すべり法 | ო | | | | | | т |
| 上待者に | おける魚 | お帯の過じ | 小 打 域 | , - | | | | | | 1 |
| 油等 | Ρ¥ | 域 | == | 20 | | | | | | 20 |
| 宣饰。宣唱。争论等 | ₩. E. | 岡区 | その他 | | | | | | | |
| in H | | 危 | 海岸法 | 20 | | | | | | 20 |
| | | 水防区域 | | 4 | | | | | | 14 |
| | | 市町村名 | | 様似町 | | | | | | |

第2表 水 防 区 域

| 支庁協議会 | 市町村地域的災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|-------------|---------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------------|------------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 121 | 備計画 | 競 | 護岸実施済 | 砂防ダム2ケ所 護岸実施済 | 一部護岸実施済 | 56年度一部 計画検討中 | 護岸実施済 | 計画検討中 | 護岸実施済 | 護岸実施済 | 護岸実施済 | 一部護岸実施中 | 護岸実施済 | 計画検討中 | 一部護岸実施済 | 一部護岸実施済 |
| | 整備 | 実施機関 | 留 | 道建設部田 | 田 | 道建設部 | Œ | 道建設部 | 田 | Œ | æ | 道建設部 | æ | 道建設部 | 田 | Œ |
| | (ilo | 朝02 | | | | 畑10ha | | | | 田15ha 畑15ha | | | | | | |
| | れる被害 | 道路 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 道々新富 様似停車場線 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | 国道 336号 | | 国道 336号 |
| | でを | 公共施設 (棟) | | | 鵜苫小学校 | 西町生活館 | | 栄町生活館 | | | | | | 幌満生活館 外2 | | |
| | | 任家 (戸) | 4 | 55 | 4 | 160 | 8 | 42 | 100 | 5 | ∞ | 9 | 2 | 38 | ∞ | 7 |
| | | 災害の要因 | がが | がが | 決壊 | 水票 | 派水 | 水票 | 災 | 派水 | 道光 | 決壊 | 決壞 | 水型 | 決壞 | が消火 |
| | | 危険区域 延長(m) | 温008 | 100 | 画岸 200 | 画岸 570 | 両岸 160 | 画岸 150 | 画岸 400 | 高岸 1,000 | 面岸 100 | 型型型 | 面岸 100 | 画庫700 | 100 | 画 1,000 |
| | 챛 | 流心距離 (Km) | 河口から 0.3 | 河口から 0.1 | 河口から 0.2 | 河口から 0.6 | 河口から 0.2 | 河口から 0.2 | 河口から 0.4 | 合流点か ら 1.1 | 河口から 0.1 | 河口から 0.5 | 河口から 0.1 | 河 つ。7 0.7 | 河口から 0.1 | 河口から 1.0 |
| | \boxtimes | 多川包 | | | 普通河川 冬似川 | 2級河川 海辺川 | 準用河川 | 2級河川 様似川 | 集用河川 カネカリウシ ナイ川 | 回要 | 準用河川 門別川 | 川区更最 | 普通河川 ガンモンIII | 2級河川幌満川 | | |
| | 危険 | 水系名 | | III/ナケケケイ | 川御参 | 川ご虫 | キリシタナイ川 | | カネカリウシ ナイ川 | 様似川 | 門別川 | ポンサヌシベ ツIII | ガンモン川 | 川製獅 | | III ヅンベホニ |
| | f | 罗凶때 | 五 票 心 | 宝 鰈 老 | 宝 韘 老 | 鱼 晃 | 田 | 鱼 ※ | 大通2丁目 | 字田代 | 专 本 孝 | 专 址 专 | 字》 | 聖 웩 忐 | 即专 | 字相 |
| | | 市町村名 | 樣似町 | 樣似即 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 嫌仪田 |
| Ì | οľυ | 図 | _ | 2 | ო | 4 | 5 | 9 | | 8 | 0 | 10 | 7 | 12 | 13 | 4 |
| | 細 | <u></u> | 92 | 96 | 26 | 86 | 66 | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 |

第3表 高波・高潮・津波等危険区域

支庁協議会

| 市町村地域的災計 | 画登載状況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------------|--------------------------|--|------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|----------------|---------|---------|---------------------|------------|--------------------|------------|------------|-------------------|
| 画 | 難 | 平成5年度完成 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 傾斜護岸実施中 | 道水産林務部 傾斜護岸実施済 | 護岸実施済 | 護岸実施済 | 養岸嵩上実施中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 |
| 左右 | 実施機関 | 道建設部平 | 道水産林務部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部屬 | 道水産林務部 [6 | 開発局 | 道水産林務部 | 道建設部 道水産林 務部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 |
| | 信険区域との関連 全部 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 | ري O | ΓĎ | ري ص | ώ rō Ο | <u> </u> | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | B 開 | 1228 | 488 | 1,228 | 0 1228 |) 1228 | 1865 | 1865 | 1865 | 1,865 | 7 1228 | 0 1228 | 7 1228 | 0 1228 | 0 1228 |
| 法令等における指定状況 | 指定年月日 | S36.5.30 | 昭39.2.1 | 昭36.5.30 昭39.1.1 | 昭36.5.30 | 昭36.5.30 | 6.6.7.38 | R57.9.9 | 昭57.9.9 | 昭36.5.30 昭57.9.9 | 昭36.5.30 | 昭36.5.30 | 四36.5.30 | 昭36.5.30 | 昭36.5.30 |
| | 法令名 | ガ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 知事 | | | 洪 曲 東 | 至崇寒 | 共無無 | 洪 世 東 | | 光 | | 至 | 知事法 | 投业供 |
| | 指定機関 | 週 | ূ | 迴 | 펯 | 剽 | 稟 | 捯 | 捯 | 夏夏 | 捯 | 頭 | 禀 | ূ | ূ |
| £ 2 | その他 | 倉庫 7 干場 2ha | 倉庫 2 干場 1ha | 倉庫 10 干場 2ha | 倉庫 2 干場 1ha | 倉庫 5 干場 1ha | 倉庫2 | は | 倉庫 7 | 倉庫10 干場 2ha | 干場1ha | 倉庫 10 干場 1ha | 倉庫 1 | 倉庫2 | 倉庫 3 干場 1ha |
| たる 被 | 見器 | | | | 国順 336号 | 町道 浜海辺 線 | 国通 336号 | | | 田 東 黎 黎 | 国道 336号 | | 国道 336号 | 国順 336号 | |
| 10 | 公共施設等 | \ | 調 に に が タ- | | | | | | | 第一名 かった ター | | | | | |
| βħ | 任家 (戸) | 2 | 10 | 15 | က | 15 | 42 | 25 | 7 | 96 | 4 | 10 | | | ო |
| 光 | 災害の要因 | 喧談 | 画 | 幅 | 幅 | 高波 | 高 | 幅 | 高波 | 画 | 高級 | 画 | 高波 | 喧災 | 峒 |
| 通 | 海岸保全施設の ある区域延長 (m) | 150 | 150 | 406 | 20 | 150 | 400 | 300 | 300 | 1160 | | 700 | | | 150 |
| 6 | 指定済延 長(m) | 150 | 150 | 406 | 150 | 450 | 400 | 300 | 300 | 1160 | 650 | 700 | 700 | 450 | 650 |
| 減 | 海干線6 家区域路 | 150 | 150 | 406 | 150 | 450 | 400 | 300 | 300 | 1160 | 650 | 700 | 200 | 450 | 650 |
| | 如 | 抑 | 扣 | 抑 | 扣 | 죛 | 죛 | 氢 | 氢 | 氢 | 氢 | (H) | ⊕ | (th | (H |
| 断 | 世 規 | ## ## | 第 | | | 養 | ——— | 榖 | ——— | 操 | ——— | ₽ | 本 | 타 | ₽ |
| 龟 | 市町村名 | 樣似即 | 樣似即 | 樣似即 | 樣似 町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似即 | 嫌似田 | 樣似田 | 嫌似田 | 様似町 | 樣似町 | 樣似即 | 嫌似 田 |
| οľυ | 図画 | - | 2 | ო | 4 | D | 9 | | ∞ | თ | 10 | 1 | 12 | 13 | 4 |
| 細 | ₩ | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | æ | 39 |

第3表 高波・高潮・津波等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 画 い い | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|------------------|---|---------------|---------------------------------------|----------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------|
| TM | 围墙 | 図面 中町村名 海岸名 海岸線点 指定済延 海できを誘動 (三) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | | | |
| | 整 | () (| 米加湖 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 |
| · | | との関連 | | | | 0 | | | |
| | | 危険区域 | 全部 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| | 定状況 | 指定 | 細 | 1912 | 1912 | 1228 | 1228 | 1228 | 1,228 1,294 |
| | こおける指 | の 現 況 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 | 平5.12.21 | R36.5.30 | R36.5.30 | R36.5.30 | 昭36.5.30 平4.8.21 | | |
| | 法令等(| † | D D D | : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | | 海岸法 | 共善無 | 我崇寅 | 知事 |
| | | Sugar The National Approximation The N | 迴 | 迴 | 迴 | 剽 | 捯 | | |
| | [0 | #02 | 到に <u>ひ</u> っ | 倉庫 4 干場 1ha | 4m5 | 倉庫 2 干場 1ha | 倉庫 13 干場 1ha | 倉庫 18 干場 3ha | 干場2ha |
| | 1/0 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 国道 336号 | 国道336号 | 国道 336号 | 国演 336号 | 国道 336号 | 国通 336号 |
| | 10 型 | 1 | | ≪活 なる 記念 とって ない 発売 フト 発手 | | | | | |
| | Pβ | 住家 | | 12 | 22 | 5 | 27 | 25 | œ |
| | | # | Ø Ø | 段 | 段 | 凝 | 海 | 海 | 赵 |
| | 兴 | | | 100 | 100 | 100 | 100 | 恒 | 100 |
| | 猫 | 海岸保全施設の | (m) | 390 | 350 | 450 | 300 | 850 | 150 |
| | 6 | ΙЩ | | 390 | 350 | 009 | 300 | 850 | 150 |
| | 5 | 海岸線危路区域 | 聚乙烷 概 (m) | 390 | 350 | 009 | 300 | 850 | 150 |
| | | | | 4 | ₩ | ₫ | 緾 | E E | - m |
| | 盤 | | | КII | ₩ | ₩I | 鞧 | 旭 | 旭 |
| | 龟 | 図面 市町村名 海岸線局 指定第位 新田村名 本語 (m) 新田村名 新田村名 地岸線局 指定年月日 指定年月日 指定年月日 指定年月日 指定年月日 指定 (m) 東原政政政局 大田村名 大田村名 大田村名 本語 (m) 東京政政政政府 大田村名 大田村名 本語 (m) (本) (本) (本) 大田村名 本語 (m) 大田村名 大田村名 本語 (m) 本語 (m | 氢 | 様似町 | 様似町 | | | | |
| | οlb | Fig. | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | |
| | 梅 | jų | # | 40 | 14 | 42 | 43 | 44 | 45 |

第4表 市街地における低地帯の浸水予想区域

| 支庁協議会 | 市町村地域的公計 | 画登載状況 | 0 | | | | | | |
|-------|-------------|-------------------|------------|--|--|--|--|--|--|
| Try [| 里 | 概要 | 計画検討中 | | | | | | |
| | 整備 | 実施機関 | 道建設部 町 | | | | | | |
| | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | | | | | |
| | | 危険区域 全部 | | | | | | | |
| | 洪況 | 型 型 品 | | | | | | | |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | | | | | | | |
| | 法令等に | 法令名 | | | | | | | |
| | | 指定機関 | | | | | | | |
| - | #1 | その他 | | | | | | | |
| | れる被 | 道路 | | | | | | | |
| | tU 関 | 公共施設 (棟) | 公住会館 | | | | | | |
| | የ ጉ | 佳家 (戸) | 02 | | | | | | |
| | 況 | 図量の量災 | 河川の逆 流等 | | | | | | |
| | 現 | 危険区域 面積(ha) | 1.3 | | | | | | |
| | 0 | 所 | JB | | | | | | |
| | 旗 | 遍 | 大通1 | | | | | | |
| | \bowtie | 名 | 大通1丁目 | | | | | | |
| | 籢 | 型 | Ÿ | | | | | | |
| | 色 | 市町村名 | 樣似町 | | | | | | |
| | مان | 図面 | - | | | | | | |
| | 細 | 型 — | 9 | | | | | | |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--------------|-------------|-------------------|-------------|------------|---------------|---------------|-------------|--------|------------|---------------|------------|---------------|------------|--------------|---------------|--------------|
| #12 | 围 | 競聯 | 治山工事実 施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 治山工事 実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 |
| | 整 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | ┢ | 道水産林 務部 | 道水産林務部 |
| | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | | 0 |
| | | 危険区域 全部 | 0 | | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | 状況 | 新 和 明 明 | 643 | | 964 | 1273 | 623 | | 113 | 1354 | 1354 | 623 | | | | 113 |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 平元.5.6 | | 昭58.6.18 | 昭58.8.25 | 太10.9.18 | | 昭56.2.7 | 昭60.8.20 | 昭60.8.20 | 太10.9.18 | | | | 昭56.2.7 |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | | | 森林法 |
| | | 指定機関 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | | | 農水省 |
| | ₩ 0 | その他 | JR日高線 | JR日高線 | JR日高線 | JR日高線 | | 畑 1ha | | | | | | | 畑 5ha | 备 1 ha |
| | る 被 | 盟 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 町道鵜苫沢緞 | 町道冬似明井線 | 町道鵜苫沢緞 | 町道鵜苫沢線 | 国道336号 | 町道浜海辺線 | | 町道大海辺 小海辺線 | 町道西町大 海辺線 |
| | は よ た | 公共施設 (棟) |] | |] |] | 鶴苫小学校 [| 3 | В | 3 | 3 |] | 3 | | | |
| | ያት | 住家 (戸) | 20 | 15 | 20 | 30 | 80 | 8 | | 5 | _ | 29 | 13 | - | 2 | |
| | 兴 | 危険区域 面積(ha) | 1 | 1 | 0.5 | 3 | 5 | 1 | 2 | 5 | 0.1 | 15 | 1 | 0.1 | 5 | 2 |
| | の 現 | 場所 | 神社裏地先 | 日郵便局裏地先 | 星の沢 | 駅裏地先 | 中継所地先 | 辻の沢 | 6林班の沢 | ウトマの沢 | 32林班の沢 | 西町 | 浜海辺 | 福田の沢 | トクトクの沢 | 山本の沢 |
| | 区 | 地区名 | 鵜店 | 第 2年 | 報 定 | 鵜店 | 業 | 宝 巽 | 鵜店 | 業 | 第 定 | 西町 | 西町 | 田田 | 西町 | 西様似 |
| (1) 地すべり危険区域 | 危險 | 市町村名 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 |
| 地すべ | מןם | 図画 | - | 2 | ю | 4 | 5 | 9 | 7 | ∞ | 0 | 10 | 1 | 5 | 13 | 4 |
| Ξ | 細 | 刪 | 296 | 262 | 298 | 599 | 009 | 601 | 602 | 603 | 604 | 605 | 909 | 607 | 809 | 609 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域 医炎性 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---------------|-------------|-------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| ΗX | 围 | 競 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 昭和53年 度より実施 中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部沿山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 |
| | 整 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 | 道建設部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 |
| | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | | | | | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| | | 危険区域 全部 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | | | | |
| | 弐光況 | 新 都 明 | | 528 | 528 | 457 | 261 | | 113 | 1820 | 2075 | | 528 | 528 | 776 | |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | | 昭46.3.22 | 昭46.3.22 | 昭49.6.5 | 大14.4.16 | | 昭56.2.7 | 昭39.7.12 | 昭57.12.17 | | 昭46.3.22 | 昭46.3.22 | 昭60.5.16 | |
| | 法令等に | 法令名 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 地すべり法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | |
| | | 指定機関 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 建設省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | |
| | | その他 | 畑 2ha | 畑 1ha | 畑 1ha | 畑 10ha | 畑 3ha | | | 猫 3ha | | | 畑 3ha | | | |
| | る 被 | 頭陽 | 町道西様似 墓地線 | 町道大海辺 小海辺線 | 町道西町大 海辺線 | 町道大海辺 小海辺線 | 町道大海辺 小海辺線 | 町道大海辺 小海辺線 | 町道大海辺 小海辺線 | 国道336号 | 町道栄町線外 | 町道シャモ マナイ線 | タンネット 林道 | 道々新富様 似停車場線 | 道々新富様 似停車場線 | 道々新富様 似停車場線 |
| | 想 さ た | 公共施設 (棟) | | | | | | | | 町郵便局外 | | | | | | |
| | 44 | 任家 (戸) | | - | 7 | | | | | 250 | 58 | 5 | | 10 | 10 | |
| | 兴 | 危険区域 面積(ha) | 8 | 14 | 5 | 84 | 20 | 8 | 2 | 51.6 | 16 | 2 | 10 | 8 | 2 | ~ |
| | の 現 | 場所 | 32林班地先 | 三浦地先 | 海川の沢 | 西榛似 | 箱の沢 | 農協の沢 | 松原の沢 | 本田 | 米 | シャモマナイ の沢 | 山形地先 | サルマップの沢 | 小野の沢 | セッカイの沢 |
| | 区域 | 地区 | 西榛似 | 西様似 | 西榛似 | 西榛似 | 西榛似 | 西榛似 | 西榛似 | 様 | 张 | 田 | 田代 | 田 代 | 田代 | ## |
| (1) 地すべり危険区域 | 危險 | 市町村名 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 |
| 地すべ | οļρ | 回回 | 15 | 16 | 17 | 18 | 6 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| \mathcal{E} | 細 | <u>#</u> | 610 | 611 | 612 | 613 | 614 | 615 | 616 | 617 | 618 | 619 | 620 | 621 | 622 | 623 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 画登載状 兄 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--------------|-------------|--|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| ₽X | 圖場 | 横大 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 |
| | 期 霪 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 |
| | | 高険区域との関連 全部 | 0 | 0 | 0 | | | | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | |
| | | 危険区域 全部 | | | | | 0 | 0 | 0 | | | 0 | | | | |
| | 状況 | 新加 番号 | 528 | 528 | 113 | | 1354 | 1354 | 1354 | 486 | | 468 | 486 | 486 | 486 | |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 昭46.3.22 | 昭46.3.22 | S56.2.7 | | 昭60.8.20 | 昭60.8.20 | 昭60.8.20 | 昭50.4.23 | | 昭50.4.23 | 昭50.4.23 | 昭50.4.23 | 昭50.4.23 | |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | |
| | | 指定機関 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | |
| | #0 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 被 | 道路 | 町道ヒライ キリ線 | 町道イサカ ナイ線 | 道々新富様 似停車場線 | 道々新富様 似停車場線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似ダ ム線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似ダ ム線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似グ ム線 | 町道様似夕 ム線 | 道々新富様 似停車場線 |
| | 想みれ | 公共施設 (棟) | | | | | | | | | | | | | | |
| | PΉ | 任家 (戸) | 5 | 5 | 4 | | | | - | 5 | 5 | 5 | 5 | 2 | 5 | |
| | 说 | 危険区域 面積(ha) | 90 | 6 | 5 | 2 | 3 | 1 | 16 | 10 | 2 | 5 | 4 | 2 | 11 | 7 |
| | の 現 | 場所 | ヒライキリの沢 | イサカナイの沢 | 塩の沢 | 浜田の沢 | 35林班の沢 | 34林班の沢 | 新富 | タキの沢 | 36林班の沢 | キミチベツの沢 | 37林班の沢 | ダムの沢 | オトマップの沢 | 38の沢 |
| | 区域 | 地区 | H T | 田 : | # # | # # | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 |
| (1) 地すべり危険区域 | 危險 | 市町村名 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 |
| 地すべ | υĮρ | 回回 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 |
| (1) | 粬 | —————————————————————————————————————— | 624 | 625 | 626 | 627 | 628 | 629 | 630 | 631 | 632 | 633 | 634 | 635 | 989 | 637 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---------------|-------------|-------------------|----------------|---------------|--------------|------------------|----------------|----------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|----------|
| #12(| 田 | 類 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 |
| | 整 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道建設部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 |
| | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | |
| | | | 0 | 0 | | | | | | | | 0 | | | | |
| | 武洪 | 祖 知 品 即 | 486 | 624 | | | | | | 113 | 624 | 624 | | | | |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 昭50.4.23 | 昭43.5.7 | | | | | | 昭56.2.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | | | | |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | 森林法 | | | | | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | | | |
| | | 指定機関 | 農水省 | 農水省 | | | | | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | | | |
| | | その他 | | | | 河川埋塞 | 運工 回 | | | | | | | | | |
| | る 被 | 関 | 道々新富様 似停車場線 | 町道新富線 | 町道新富線 | | | 林道松岡奥 新富線 | 林道松岡奥 新富線 | 林道松岡奥 新富線 | 町道平宇新 富線 | 町道平宇新 富線 | 林道アポイ 新富線 | 林道アポイ 新富線 | 樣似大泉林道 | 様似大泉林道 |
| | は よ | 公共施設 (棟) | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ph | 住家 (戸) | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 兴 | 危険区域 面積(ha) | 5 | 20 | 1 | 4 | 4 | 2 | 8 | 85.2 | 9 | 10 | 3 | 10 | 1 | 2 |
| | の 現 | 場所 | お宮の沢 | 奥新富 | エサマンベツの 沢 | シンノスケシュ ンベツの沢 | ポンエサマンベ ツの沢 | ソウエサマンベ ツの沢 | ワシの沢 | 第 の 沢 | マンガンの沢 | 様 似 沢 | トウキナイ右の沢 | トウキナイ沢 | 44林班右の2沢 | 44林班右の1沢 |
| | 区 | 地区名 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 | 新富 |
| (1) 地すべり危険区域 | 危險 | 市町村名 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 榛似町 | 樣似町 | 榛似町 | 様似町 | 樣似町 | 榛似町 | 様似町 |
| おすべ | ماه | 回回 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 20 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 |
| \mathcal{E} | 細 | 刪 | 638 | 629 | 640 | 641 | 642 | 643 | 644 | 645 | 646 | 647 | 648 | 649 | 650 | 651 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域的災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---------------|-------------|-------------------|--------|------------|---------------|----------------|---------------------|--------------|------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|
| #12 | 围 | 競聯 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 昭和43年 度より実施 | 昭和62~平成2年度事業完成現在観測中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 |
| | 整備 | 実施機関 | 道水産林務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道建設部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 |
| | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | 0 | | | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 危険区域 全部 | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 状況 | 都 都 号 | | | 1387 | 1455 | 815 | | | 352 | 110 | | 352 | 783 | 624 | 783 |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | | | 昭52.8.9 | 昭39.12.4 | S63.3.18 | | | S52.10.7 | 昭51.1.16 | | 昭53.10.7 | 昭55.5.31 | 昭43.5.7 | 昭55.5.31 |
| | 法令等に | 法令名 | | | 森林法 | 地すべの法 | 地すべり法 | | | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 |
| | | 指定機関 | | | 農水省 | 農水省 | 建設省 | | | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水會 |
| | | その他 | | | | | | | | | 干場3ha | | | | | |
| | る 設 | 思東 | 様似大泉林道 | 様似大泉林道 | 様似大泉林道 | 国道336号 | 町道平宇線 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 林道アポイ 新富線 | 国道336号 | 国道336号 町道冬島線 | 国道336号 | 国道336号 |
| | 想 さ た | 公共施設 (棟) | | | | | | | | | | | 冬島生活改 善センター | | | |
| | የ ት | 住家 (戸) | | | | | 2 | | 8 | 2 | 10 | | 10 | 15 | 7 | 4 |
| | 民 | 危険区域 面積(ha) | 4 | 3 | 5 | 2 | 18.05 | 15 | 1.5 | 3 | 8 | 14 | 9:0 | 7 | 1.2 | 9 |
| | <i>の</i> 現 | 場所 | ハイマツの沢 | 41林班の南の沢 | 松岡の沢 | 西平宇 | 平字 (江川宅付近) | シミチカップ の沢 | 樫田の沢 | 白里谷 | 沢口地先 | ポロサヌシベツ の1 沢 | 西冬島 | 中冬島 | 東冬島 | コトニ地先 |
| | 区 | 地区名 | 新富 | 新富 | 新富 | ₩ | 走 本 | 走 | 本 | 走 本 | 计 | 本字 | ⋈ | ≫ | 冬 | Ø/I |
| (1) 地すべり危険区域 | 6晚 | 市町村名 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 |
| 地すべ | ПD | 図回 | 25 | 58 | 29 | 09 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 99 | 29 | 89 | 69 | 70 |
| \mathcal{L} | 細 | <u></u> 一 | 652 | 653 | 654 | 655 | 929 | 657 | 658 | 629 | 099 | 661 | 662 | 663 | 664 | 665 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地 域防災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---------------|--------------|-------------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|------------|---------------|----------------|
| #X | 圖 | 類 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 |
| | 整 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 |
| · | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | | 危険区域 全部 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | | 0 |
| | 沃光 | 都 都 号 | 624 | | | 624 | 155 | 155 | 155 | 155 | 155 | 1387 | | 991 | 991 | 991 |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 昭43.5.7 | | | 昭43.5.7 | 昭4.2.21 | 昭4.2.21 | 昭4.2.21 | 昭4.2.21 | 昭4.2.21 | 昭56.9.17 | | 昭51.10.20 | 昭51.10.20 | 昭51.10.20 |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 森林法 | 森林法 | 森林法 |
| | | 指定機関 | 農水省 | | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 農水省 | 農水省 | 農水省 |
| | #lo | その他 | | 河川埋 | | | | | | | | | | | | |
| | こる 被 | 想 | 国道336号 | | 林道アポイ 新富線 | 国道336号 | 町道幌満大 泉線 | 町道幌満大 泉線 | 町道幌満大 泉線 | 町道幌満大 泉線 | 町道幌満大 泉線 | 町道旭ルベ線 | 町道旭ルベ線 | 町道旭天狗線 | 町道旭天狗線 | 林道ポンニ カンベツ線 |
| | は よ た | 公共施設 (棟) | | | | | | | | | | | | | | |
| | A | 住家 (戸) | 20 | | | 13 | | | | | | | | | | |
| | 兴 | 危険区域 面積(ha) | 39 | 5 | 6 | 26 | 7 | 8 | 3 | 2 | ю | 11 | 15 | 4 | 12 | 8 |
| | の 現 | 場所 | コトニ〜ルラン | パンケサヌシベ ツの沢 | ポロサヌシベツ の2沢 | 幌満~旭 | 52林班の沢 | コケの沢 | 木コラの沢 | 幌満の沢 | 別の日でに | ルベシコベの沢 | キノップの沢 | ニカンベ川支流 | ニカンベ川支流5 | ポンニカンベツの沢 |
| | 区域 | 地区名 | 多處調 | \$\ ∰ | ₩ ₩ | 幌 満 旭 | 64 湖 | 解 | 解 猶 | 真 湯 | 解 弹 | 旭 | 旭 | 即 | 旭 | 旭 |
| (1) 地すべり危険区域 | 句爾 | 市町村名 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 |
| 地すべ | οļρ | 図 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 92 | 77 | 78 | 79 | 80 | 8 | 82 | 83 | 84 |
| \mathcal{L} | 細 | 刪 | 999 | 299 | 899 | 699 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 929 | 677 | 678 | 679 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 可登載状 元 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--------------|-------------|-------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------|-------------------------|
| ΪŽ | | 親殿 | -部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | -部治山工 事実施済 | 計画検討中 | —部治山工 事実施済 | -部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | —部治山工 事実施済 | -部保育工 事実施済 | 一部水源森 林総合整備 工事実施済 | 一部水源森 林総合整備 工事実施済 |
| | 整備 | 実施機関 | 道水産林 - 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 - 務部 | 道水産林 巻 務部 | 道水産林 |
| ' | | 高険区域との関連 全部 一部 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 危険区域 全部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 弐光況 | 祖 知 即 | 1387 | 1387 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 | 624 |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 昭56.9.17 | 昭56.9.17 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 |
| | | 指定機関 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 |
| | #0 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| | る 被 | 頭陽 | 林道ポンニ カンベツ線 | 林道キノッ プ線 | 様似大泉林道 | 樣似大泉林道 | 町道フチミ 沢線 | 林道オビラ ルカオマッ プ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道様似パ ンケ線 | 林道左幌満線 | 町道大泉線 |
| | 想みれ | 公共施設 (棟) | | | | | | | | | | | | | | |
| | የ ት | 住家 (戸) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 兴 | 危険区域 面積(ha) | 20 | 2 | 4 | 3 | 6 | 19 | 2 | 2 | 9 | 2 | 1 | 16 | 9 | 18 |
| | の現 | 場所 | ニカンベツの沢 | 96林班の沢 | チャンベツの沢 | オフンオマナイの沢 | フチミの沢 | オビラルカオマップ沢 | 59林班1の沢 | 59林班2の沢 | シキナイの沢 | ミキトナイの沢 | 61林班の沢 | パンケの沢 | 67林班の沢 | ペンケトチキサ プの沢 |
| | 其 | 如 | | | 一 | | - | 当 | 第 | 当 · | 一 | 泉 | 当 | | <u> </u> | |
| | M | 型 | 加 | 旭 | K | X | K | X | * | K | K | X | X | K | X | K |
| (1) 地すべり危険区域 | 危険 | 市町村名 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 |
| 地すべ | מןם | 図 | 85 | 98 | 87 | 88 | 68 | 06 | 91 | 92 | 93 | 94 | 92 | 96 | 97 | 86 |
| (1) | 細 | 刪 | 089 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 989 | 687 | 889 | 689 | 069 | 691 | 692 | 693 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 国 登載状 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--------------|-------------|---|---------------------------------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 支 | 画画 | Ħ | 索 W | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部水源森 林総合整備 工事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 |
| | 整備 | | 夫加微 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 | 道水産林務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 |
| · | | との関連 | | | | | 0 | 0 |
| | | 危険区域との関連 | 全部 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 状況 | 加品 | 細 | 624 | 624 | 624 | 528 | 528 |
| | 法令等における指定状況 | 1 1 1 1 1 1 | 指述平月日 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 | 昭46.3.22 | 昭46.3.22 |
| | 法令等に | ; \$ | がわる | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 |
| | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 相上微黑 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 |
| | #0 | 1 | その個 | | | | 插 1ha | 插 1ha |
| | る 被 | | 四回 | 林道キリフ ネ線 | 林道キリフ ネ線 | 林道キリフ ネ線 | 町道西町大 海辺線 | 町道西町大 海辺線 |
| | 極みれ | 公共施設 | (棟) | | | | | |
| | M | 任家 | (戸) | | | | _ | τ- |
| | 兴 | 危険区域 | 面積(ha) | 80 | 13 | 2 | 9 | 80 |
| | の 現 | | J J J J J J J J J J J J J J J J J J J | ニセイオヌナイ の沢 | キリフネの沢 | 72林班の沢 | 神山の沢 | 山下の沢 |
| | 区 | | 된 도 도 | 大票 | 大票 | 大票 | 西様似 | 西様似 |
| (1) 地すべり危険区域 | 6 険 | # #################################### | 中国令人 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 |
| 世すべ | alb | K | | 66 | 8 | 101 | 102 | 103 |
| (1) 1 | 粬 | | 型 | 694 | 695 100 | 696 101 | 697 102 | 698 103 |
| | | | | | | | | |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地 域防災計 | 画登載状 兄 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--|--------------|-------------------|------------|---------------|---------------|-------------|------------|----------------------|-----------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|-------------|
| X | 里 | 報 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 計画検討中 |
| | 整備 | 実施機関 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道建設部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 |
| ' | | 危険区域との関連 全部 一部 | | | | | 0 | | 0 | | | | | | | |
| | | 危険区域 全部 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | e状況 | 相 型 品 即 | 623 | 486 | 2410 | 1354 | 1387 | | 1.593 | | | 1387 | 1387 | 1387 | 624 | 624 |
| | 法令等における指定状況 | 指定年月日 | 大10.9.18 | 昭50.4.23 | 昭41.12.9 | 昭60.8.20 | S52.8.9 | | 昭48.7.21 | | | 昭56.9.17 | 昭56.9.17 | 昭56.9.17 | 昭43.5.7 | 昭43.5.7 |
| | 法令等に | 法令名 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | | 急傾斜地法 | | | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 | 森林法 |
| | | 指定機関 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | | 剽 | | | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 | 農水省 |
| , | #0 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 道路 | 町道鵜苫線 | 町道鵜苫線 | 国道336号 | 町道様似グ ム線 | 様似大泉林道 | 国道336号 | 国道336号 町道冬島線 | 国道336号 | | ルベシュベ 林道 | キノップ沢 林道 | ポンニカン ベツ線 | 広域基幹林 道様似パン ケ線 | 田道フチ≡ 沢線 |
| | 想はれ | 公共施設 (棟) | | | | | | 冬島生活 改善セン ター外2 | | | | | | | | |
| | 肸 | 住家 (戸) | | | 26 | | | 8 | 10 | 5 | 9 | | | | | |
| , | 況 | 危険区域 面積(ha) | 4 | 8 | 1.2 | 2 | 4 | 0.6 | 0.5 | 0.2 | 1.2 | 10 | 8 | 10 | 10 | 2 |
| | の現 | 場所 | 能登地先 | 32林班A沢 | 本 | 32林班A沢 | 43林班の沢 | 西冬島 | 中冬島1 | 中冬島2 | 展 公 副 | ルベシコベの沢 | 95林班の沢 | ポンニカンベツ の沢 | オナルシュベツ の沢 | フチミAの沢 |
| | 区域 | 地区名 | 報 | 報 點 | 本 | 新富 | 新富 | ☆ 電 | 祭 | 祭 | ☆ 電 | 旭 | 旭 | , N | 大票 | ₹ |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 危険 | 市町村名 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 |
| 急傾斜 | οľν | 図画 | ~ | 2 | 8 | 4 | 5 | 9 | 7 | ∞ | 6 | 10 | 11 | 12 | 13 | 4 |
| $\begin{bmatrix} 5 \\ 2 \end{bmatrix}$ | 細 | ——連 | 210 | 211 | 212 | 213 | 214 | 215 | 216 | 217 | 218 | 219 | 220 | 221 | 222 | 223 |

第5表 地すべり・がけ崩れ等危険区域

支庁協議会 市町村地域防災計画登載状況 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 一部治山工 事実施済 一部治山工 事実施済 一部治山工 事実施済 -部工事実施 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 計画検討中 焩 圕 蕻 丰 道水産林務部 道水産林 務部 道水産林 務部 橅 道水産林 務部 道水産林 務部 道水産林 務部 道水産林 務部 道建設部 道水産林 務部 実施機関 黝 田 田 田 田 危険区域との関連 全部 0 0 0 0 0 0 0 0 0 624 624 624 624 624 624 624 624 624 指着完合 法令等における指定状況 指定年月日 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 昭43.5.7 森林法 森林法 森林法 法令名 森林法 森林法 森林法 森林法 指定機関 農水省 農水省 農水省 農水省 農水省 農水省 農水省 農水省 農水省 その街 ₩ オビラルカ オマップ林 道 広域基幹林 道様似パン ケ線 広域基幹林 道様似パン ケ線 広域基幹林 道様似パン ケ線 町道幌満大 泉線 町道フチミ 沢線 町道幌満大 泉線 キリフネ林道 町道西町大 海辺線 左幌満林道 左幌満林道 明道西町大 海辺線 幌満林道 秛 恕 10 摦 な 公共施設 (棟) 10 慰 肣 (三) (三) 9 $\overline{}$ 危険区域 面積(ha) 駡 0.5 10 0.1 ∞ ∞ 9 Ŋ 0 4 ∞ 4 $\overline{}$ $\overline{}$ 盟 オリバンエ場削 フチミ右の沢 ポンレロニボ 62林班の沢 63林班の沢 64林班の沢 66林班の沢 66林班の沢 73林班の沢 70林班の沢 墓地横地先 变電所地先 シモの沢 卍 6 崛 掝 怮 账 账 煕 账 岷 畎 账 账 联 垇 緾 緾 田 \boxtimes К К К К К К К \mathbb{E} 霊 麔 麔 К K \boxtimes 型 急傾斜地崩壊危険区域 凼 市町村名 様似町 榛似町 様似町 様似町 様似町 様似町 様似町 様似町 様似町 様似町 榛似町 様似町 様似町 旬 図面 15 $\frac{7}{\infty}$ 9 16 22 23 25 26 17 叩 20 2 24 27 (2) 235 228 236 豐| 224 225 226 227 230 232 233 234 231 細

第6表 土石流危険区域

| 支庁協議会 | 市町村地域的公計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|----------|---------------------------|---|-------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-------------|----------------------------------|---------------|--------------------|---------------|
| IPV | 画 | 強 | —部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 計画検討中 | —部治山 工 事実施済 | | 一部治山 工 事実施済 | 計画検討中 |
| | 整 | 実施機関 | 道水産林務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林務部 | Œ | 亩 | 道水産林 務部 | 道建設部 | 田 |
| | ₩o | その他 | URE | URB高 線 | JR田高 総 | JR日高 総 | JRB高 線 | JR日高 線 | JR日高 線 | 畑3ha | | 畑3ha | | |
| | たる被害 | 開盟 | 国演336 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336号 | 国道336 号 | 国道336 号 | 国道336号 | 町道冬似 明井線 | 町道様似 公園線 | 町道大海 辺小海辺線 | 国道336号 | 町道米町 公住1線 |
| | 型 型 | 公共施設 (棟) | | | | | | | 鵜苫駅 | | | | | |
| | 肸 | 任家 (戸) | 9 | ß | Ŋ | Ω | S | Ω | Ω | 5 | ∞ | 7 | 21 | 17 |
| | | 砂防指定地 指定番号• 年月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 渓流概況 流長 面積 km) (ha) | | 2.4 | 1.3 | 1.2 | 6.4 | 4.6 | 1.6 | 2.7 | 0 | 0.4 | 0 | 1.2 |
| | 民 | 渓流 渓流長 (km) | 0.8 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.5 | 0.3 | 0.1 | 3.1 | 0.7 | 3.5 | 0.1 | 0.2 |
| | 弫 | 渓流番号 | 1208 | | 1207 | 1210 | 1209 | 1211 | | | 1212 | | | |
| | 9 | 漢 流 名 | 左トマ川 | 神社沢川 | トマ1 <i>の</i> 沢 川 | トマ2の沢 川 | 石トマ川 | トマ3の沢 川 | トマ4の沢 川 | 冬 仮 川 | 観音山沢川 | 箱の沢 | 潮見台の沢川 | 回地左股沢 |
| | 区 | 河川名 | 間間週別 女トマ (部)回辺 フッカクナ | 普通河川 神社沢川 | 普通河川 トマ1の沢 川(普通河 川騒の沢 | 画通河川 トマ2の沢 川(普通河 川石橋の沢 川11 | 普通河川 右トマ川(普 通河川星の沢 川) | 普通河川 トマ3の沢 川(普通河 川遠藤の沢 川 | 高速がIII トマ4の沢 III(普通河 III堀井の沢 | 普通河川 冬似川 | 年用河川 観音山沢川 (準用河川 七川シ/石土 | 2級河川 海 辺 川 | 普通河川 潮見台の沢 川 | 普通河川 団地左股沢 |
| | 籢 | 水 条 名 | 在トマ!!! (ロッカク ナイ!!!) | 神社沢川 | トマ1の沢 川 (騒の沢川) | トマ2の沢 III(石橋の 沢III) | 右トマ!!! (星の沢!!!) | トマ3沢III (遠藤の沢 III) | トマ4沢III (塩井の沢 III) | 冬 仮 川 | 観音山沢川 (キリシタ ナイ川) | 第 迈 川 | 潮見台の沢 川 | 様 似 川 |
| | 廹 | 如 | 抑 | 抑 | 垇 | 抑 | 抑 | 抑 | 抑 | 扣 | 田 | 复 | 40 | 田 |
| | | 区域 | ##. | 製 | 第 | | 第 | | 報 | | 闿 | 西榛 | 通過 | ** |
| | | 市町村名 | 榛似田 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 様似田 | 様似町 | 樣似町 | 様似 町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似 町 |
| | مان | 図 | - | 2 | ю | 4 | 5 | 9 | 7 | 00 | თ | 10 | 11 | 12 |
| | 梅 | <u> </u> | 157 | 158 | 159 | 160 | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 |

第6表 土石流危険区域

| 支庁協議会 | 市田村街 域路災罪 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|----------------|-----------------------------|----------------|---------|--------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|---------------|---------------------------------|-------------------------|
| #X - | 画 | 概要 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 一部治山 工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 昭和59年 度より砂防 ダム、流路 工実施済 | 昭和61年 度より砂防 工事実施済 |
| | 整 | 実施機関 | 田 | ⊞ ⊞ | 田 | 田 | 田 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | 道水産林 務部 | Ħ | ⊞ | 道建設部 | 道建設部 |
| | U O | その他 | | | JR日高 線 | | | | | | | | | | | 海産干場 |
| | たる被害 | 盟 | 町道栄町 公住 1 線 | 町道錦栄線 | | 国道336 号 | | | 町道様似 ダム線 | 道々新富 様似停車場 線 | 町道 ヌキベツ線 | 林道滝の 沢1号線 | 国道336号 | 町道平宇線 | 国道336号 町道 | 国道336号 |
| | ₩ ₩ | 公共施設 (棟) | | | | | | 様似中学 校 | | | | | | | 東平宇生活館 | |
| | 肣 | 任家 (戸) | 7 | 9 | 10 | 2 | œ | 10 | က | 5 | | | 2 | 2 | 12 | ω |
| | | 砂防指定地 指定番号• 年月日 | | | | | | | | | | | | | 1035 S59.10.3 O | 203 平2.2.6 |
| | | 親況 画積 (ha) | 0 | 6.0 | 2.2 | 0 | 7.2 | 1.3 | 16 | 14 | 0.4 | 0.4 | 0 | 0 | 13 | 25 |
| | 光 | 渓流概況 渓流長 面積 (km) (ha) | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.1 | 0.4 | 0.2 | - | 9.0 | 4.8 | 4.5 | 0.1 | 3.1 | 7.6 | 2 |
| | 谱 | 渓流番号 | | 1213 | | | | | | | | | | | 1214 | 1215 |
| | 6 | 渓 流 名 | 回地右股沢 | 無名川 | オコタヌシ | 界町沢川 | サリナイ川 | 学校沢川 | 水上の沢 | シロナイ川 | ヌキベツ沢 | ソーエサマ ンベツ沢 | וווווווערכב | P9 8JJ JII | ポロサヌシベツニ | ポンサヌシ |
| | 区 基 | 河川名 | 普通河川 団地右股沢 | 普通河川無名川 | 普通河川 オコタヌシ 川 | 普通河川 界町沢川 | 準用河川 サリナイ川 | 普通河川 学校沢川 | 2級河川様 似 川 | 普通河川 シロナイ川 | 2級河川 様 似 川 | 2級河川 様 似 川 | 普通河川 コンソ/VIII | 準用河川 門 別 川 | 普通河 ポロサヌシ ベツ | ա 脚 ポンサメシ ベツニ |
| | 盔 | 水系名 | 様 似 川 | 様 似 川 | オコタヌシ | 界町沢川 | サリナイ川 | カネカリウ シナイ川 | 様 仮 川 | 様 似 川 | 様似川 | 様 似 川 | וווייועעם | 門別川 | ポロサヌシベツニ | ポンサメシィッニ |
| | 旬 | 200 | Ħ | 田 | ⊞ | 378 | 田 | 日丘 | ⊞ | # | 8 0} | @ 0} | ⊕ | ₽ | ₩ | Ф |
| | | 区域 | ** | ₩ | Ж | 大通(| 灓 | 朝日 | 臣 | ⊞ | 新 | 新 | 掛 | 本 | 計 | 出 |
| | | 市町村名 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 様似町 | 様似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 樣似町 | 嫌仪田 |
| | οľν | 図 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | 細 | 画 | 169 | 170 | 171 | 172 | 173 | 174 | 175 | 176 | 177 | 178 | 179 | 180 | 181 | 182 |

| 支庁協議会 | 市町村地域防災計 | 画登載状 況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|-------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------|----------------|---------------------|------------------------|----------------|--------------------------|--------------|-----------------------|
| #2 | 国 | 類 | 昭和49年 度より砂防 ダム、流路 工実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山 工 事実施済 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 計画検討中 | 一部治山工 事実施済 |
| | 整 | 実施機関 | 道建設部 | 甸 | Œ | Œ | Œ | Œ | Œ | Œ | 道水産林 務部 |
| | [0 | その街 | | | | | | | 畑3ha | 猫1ha | |
| | れる被言 | 盟 | 国道336号 町道 | | 号 988 夏国 | 国道336号 | 号 988 988 988 | 号 988 夏国 | 町道シャモ マナイ線 | 田道平宇線 | 国道336号 |
| | も | 公共施設 (棟) | 冬島生活 改善セン ター | | | | | 旭生活館 | | | |
| | PΉ | (三) (三) | 19 | σ. | 9 | Ŋ | ß | 10 | 2 | 5 | ∞ |
| | | 砂防指定地 指定番号• 年月日 | 1,593-7 昭48.7.21 | | | | | | | | |
| | | 渓流概況 流長 画積 km) (ha) | 34 | 2.6 | 16 | 80 | 6'9 | 139 | 9 | 2 | 4.1 |
| | 況 | 浜 海海 | 2.1 | 0.4 | 9.0 | 2.8 | 0.2 | 3.7 | 0.3 | 0.2 | α |
| | 現 | 渓流番号 | 1216 | | | | 1217 | 1218 | | | |
| | 域の | 深流名 | 冬島 川 | ガンモン川 | 三八とふ | オンスケウ | ナカアサヒ | ルサキ川 | シャモマナ イ川東沢 | ポンヒルウ 三軸沢 | サヌシナイ |
| | M | 回 三 色 | 普通河川冬 島 川 | 普通河川 ガンモン川 | 普通河川 | 普通河川 オソスケウ シ川 | 普通河川 ナカアサヒ 川 | 普通河川ルサキ川 | 普通河III シャモマナ イ)III | 準用河川 門別川 | 普通河II サヌシナイ III |
| | 受 | 米 名 | | ガンモン川 | 三八とう | オソスケウ | ナカアサヒ | ルサキ川 | 樣似川 | P9 8J JII | サヌシナイ |
| | 角 | 赵 | di di | 4 | OLF) | elf | 旭 | 旭 | ⊞ | ⊕ | 旭 |
| | | M | ⋈ | ₩ | WI | ΚŅ | 1 | <u></u> | 臣 | 計 | <u> </u> |
| | | 市町村名 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 様似町 | 樣似町 | 樣似町 | 嫌似町 | 様似 田 |
| | מנים | 図画 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 36 |
| | 細 | 買 | 183 | 184 | 185 | 186 | 187 | 188 | 189 | 190 | 191 |

令和4年3月現在

| | | | | | | | | | | | | | 令和4年3月現在 |
|------|-------------|------------|----------|--------|--------------|------|--------------|----------|---------|------|---------------|---------------------------------|--|
| 自然現象 | | | =r +- 10 | 面 | 積(m³) | 住3 | 家数 | 指定 | 対象 | 情報伝達 | 70÷##.18 =r | \n+# 47 nb | /++ +z |
| の種類 | 区域番号 | 区域名 | 所在地 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 年月日 | 自治会等 | 手段 | 避難場所 | 避難経路 | 備考 |
| 土石流 | I -35-0910 | 神社西の沢 | 鵜苫 | 3,362 | 45 | 6 | - | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2095 区域一部重複 |
| 土石流 | I -35-0920 | ワッカクナイ川 | 鵜苫 | 14,923 | ı | 18 | - | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2095 I-3-455-2096 区域一部重複 |
| 土石流 | I -35-0930 | 天野の沢 | 鵜苫 | 5,839 | - | 8 | - | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2096 I-3-455-2097 区域一部重複 |
| 土石流 | I -35-0940 | 石橋の沢 | 鵜苫 | 3,590 | - | 7 | - | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2097 I-3-455-2098 区域一部重複 |
| 土石流 | II -35-0950 | 星の沢 | 鵜苫 | 9,369 | _ | 5 | _ | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2098 I-3-455-2099 区域一部重複 |
| 土石流 | I -35-0960 | 遠藤の沢 | 鵜苫 | 10,149 | - | 10 | - | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-3-455-2099 区域一部重複 |
| 土石流 | II -35-0970 | 冬似川東沢 | 鵜苫 | 18,745 | - | 1 | - | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | Ⅱ-3-314-1487 Ⅱ-3-315-1488 区域一部重複 |
| 土石流 | Ⅱ -35-0980 | 神山の沢 | 西様似 | 18,267 | 133 | 1 | - | H31.1.22 | 西様似自治会 | 234 | 西様似畜産 センター | 町道西町大海辺線 | |
| 土石流 | II -35-0990 | 山下の沢 | 西様似 | 23,110 | - | 0 | - | H31.1.22 | 西様似自治会 | 234 | 西様似畜産 センター | 町道西町大海辺線 | |
| 土石流 | II −35−1000 | 三浦の沢 | 西様似 | 13,867 | 11 | 1 | - | H31.1.22 | 西様似自治会 | 234 | 西様似畜産 センター | 町道西町大海辺線 | |
| 土石流 | I -35-1010 | 無名川 | 栄町 | 23,804 | - | 21 | - | H31.1.22 | 栄町3区自治会 | 1234 | | 町道錦栄線 町道様小グラウンド横線 | |
| 土石流 | II −35−1020 | シャモマナイ川東沢 | 岡田 | 76,816 | _ | 0 | _ | R3.2.16 | 岡田自治会 | 234 | 岡田生活館 | 町道シャモマナイ線 町道様似ダム線 町道栄町岡田線 | |
| 土石流 | П −35−1030 | 田代沢川 | 田代 | 29,145 | - | 2 | - | R3.2.16 | 田代自治会 | 234 | 田代研修 センター | 町道田代堀藤田線 道道新富様似停車場線 | |
| 土石流 | II -35-1040 | イサカナイ川二の沢川 | 田代 | 27,790 | - | 1 | - | R3.2.16 | 田代自治会 | 234 | 田代研修センター | 道道新富様似停車場線 | |
| 土石流 | II −35−1050 | イサカナイ川一の沢川 | 田代 | 37,820 | - | 1 | - | R3.2.16 | 田代自治会 | 234 | 田代研修センター | 道道新富様似停車場線 | |
| 土石流 | II −35−1060 | シロナイ川 | 田代 | 26,411 | - | 2 | - | R3.2.16 | 田代自治会 | 234 | 田代研修センター | 道道新富様似停車場線 | |
| 土石流 | II −35−1070 | カネカリウシナイ川 | 朝日丘 | 26,216 | _ | 13 | _ | H26.6.13 | 緑町自治会 | 1234 | 緑町生活館 | 町道朝日丘1線 町道東邦線 町道様中線 | I-35-1080 区域一部重複 |

令和4年3月現在

| | | | | | | | | | | | | | 令和4年3月現在 |
|------|-------------|-----------------|---------|--------|--------------|------|--------------|----------|-------|------|-------------------|---|---|
| 自然現象 | | | | 面 | 積(m³) | 住家 | 家数 | 指定 | 対象 | 情報伝達 | VII + # # 1 = - ~ |)D##// 677 D# | ,44 ±- |
| の種類 | 区域番号 | 区域名 | 所在地 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 年月日 | 自治会等 | 手段 | 避難場所 | 避難経路 | 備考 |
| 土石流 | I -35-1080 | カネカリウシナイ川 南沢 | 朝日丘 | 15,692 | _ | 1 | _ | H26.6.13 | 緑町自治会 | 1234 | 緑町生活館 | 町道朝日丘1線 町道東邦線 町道様中線 | Ⅱ-35-1070 区域一部重複 |
| 土石流 | II −35−1090 | 西平宇川 | 平宇 | 13,750 | _ | 3 | _ | H31.1.22 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | 3-75-220 区域一部重複 |
| 土石流 | II −35−1100 | ポンヒラウ川南沢 | 平宇 | 21,111 | _ | 1 | - | H31.1.22 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 町道平宇線 | 3-75-220 区域一部重複 |
| 土石流 | II −35−1110 | シミチカップ川 | 平宇 | 7,638 | _ | 4 | - | H31.1.22 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | 3-76-221 区域一部重複 |
| 土石流 | II −35−1120 | 白里谷の沢 | 平宇 | 1,353 | _ | 0 | - | H31.1.22 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | I-35-1140 区域一部重複 |
| 土石流 | I -35-1150 | 冬島川 | 冬島 | 25,220 | _ | 18 | _ | H27.9.4 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | I -3-464-2104 I -3-465-2105 I -3-466-2106 区域一部重複 |
| 土石流 | Ⅱ -35-1060 | 福田の沢 | 冬島 | 4,044 | 46 | 6 | 0 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | I-3-466-2106 区域一部重複 |
| 土石流 | Ⅱ −35−1070 | ツマン川 | 冬島 | 8,765 | _ | 1 | _ | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | |
| 土石流 | Ⅱ -35-1080 | 池田の沢 | 冬島 | 3,577 | 796 | 0 | 0 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 <u>町道担い手センター線</u> | I-3-319-1492 区域一部重複 |
| 土石流 | Ⅱ -35-1090 | 山中川 | 冬島 | 5,869 | 129 | 2 | 0 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | I-3-468-2108 区域一部重複 |
| 土石流 | II -35-1200 | 山中一の沢川 | 冬島 | 1,599 | - | 1 | - | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道山中ルランベツ線 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | II-3-322-1495 区域一部重複 |
| 土石流 | II -35-1210 | 山中二の沢川 | 幌満 | 4,336 | - | 1 | - | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道山中ルランベツ線 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | II-3-323-1496 区域一部重複 |
| 土石流 | II −35−1220 | 西旭沢 | 幌満 | 3,138 | 51 | 0 | 0 | R2.1.28 | 旭自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | |

令和4年3月現在

| | | | | | | | | | | | | | 令和4年3月現在 |
|-------------|------------------------|--------|-----|--------|--------------|------|--------------|----------|---------|------|----------------|------------------------------|--|
| 自然現象 | | | | 面 | 積(m³) | 住家 | 家数 | 指定 | 対象 | 情報伝達 | 704 ## 1 B = C | VII. ## 1/17 FID | /## +tv |
| の種類 | 区域番号 | 区域名 | 所在地 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 年月日 | 自治会等 | 手段 | 避難場所 | 避難経路 | 備考 |
| 土石流 | II −35−1230 | 旭神社の沢 | 旭 | 6,973 | 49 | 3 | 0 | R3.2.16 | 旭自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | I -3-470-2110 I -3-471-2111 区域一部重複 |
| 土石流 | Ⅱ -35-1240 | 飯田の沢 | 旭 | 10,153 | ı | 6 | 1 | R3.2.16 | 旭自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | Ⅱ-3-471-2111 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2095 | 様似鵜苫1 | 鵜苫 | 36,601 | 14,275 | 18 | 0 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I-35-910 I-35-920 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2096 | 様似鵜苫2 | 鵜苫 | 18,981 | 7,663 | 13 | 3 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I -35-920 I -35-930 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2097 | 様似鵜苫3 | 鵜苫 | 12,630 | 5,194 | 14 | 0 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I -35-930 I -35-940 I -3-458-2098 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2098 | 様似鵜苫4 | 鵜苫 | 12,106 | 4,476 | 10 | 1 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I -35-940 I -35-950 I -3-458-2097 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2099 | 様似鵜苫5 | 鵜苫 | 15,069 | 5,926 | 3 | 0 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | I -35-950 I -35-960 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-455-2100 | 様似鵜苫6 | 鵜苫 | 19,051 | 7,934 | 1 | 0 | H29.1.13 | 鵜苫自治会 | 1234 | 鵜苫住民 センター | 国道336号 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-461-2101 | 様似鵜苫7 | 西町 | 52,279 | 28,280 | 10 | 1 | H31.1.22 | 西町自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 町道西町大海辺線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | П -3-312-1485 | 様似鵜苫8 | 鵜苫 | 783 | 350 | 0 | 0 | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | П -3-313-1486 | 様似鵜苫9 | 鵜苫 | 22,393 | 9,500 | 2 | 0 | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | П -3-314-1487 | 様似鵜苫10 | 鵜苫 | 19,124 | 7,934 | 1 | 0 | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | Ⅱ-35-970 Ⅱ-3-315-1488 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | П -3-315-1488 | 様似鵜苫11 | 鵜苫 | 19,347 | 13,264 | 2 | 2 | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | Ⅱ-35-970 Ⅱ-3-315-1487 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | II -3-316-1489 | 様似西町 | 鵜苫 | 3,760 | 1,565 | 1 | 1 | H29.8.4 | 鵜苫自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-463-2103 | 様似本町 | 本町 | 64,953 | 37,350 | 31 | 3 | H31.1.22 | 様似第一町内会 | 1234 | 港町生活館 | 国道336号 道道様似漁港線 | 3-73-218 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-462-2102 | 様似田代1 | 新富 | 5,361 | 1,714 | 0 | 0 | R3.2.16 | 岡田自治会 | 234 | 田代研修 センター | 道道新富様似停車場線 町道様似ダム線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | I I −3−317−1490 | 様似田代2 | 田代 | 32,298 | 19,113 | 1 | 0 | R3.2.16 | 田代自治会 | 234 | 田代研修 センター | 道道新富様似停車場線 | II-35-1060 区域一部重複 |

令和4年3月現在

| | | | | | | | | | | | | | 令和4年3月現在 |
|-------------|----------------|----------------|----------|---------|--------------|------|--------------|----------|-------|------|---------------|---|---|
| 自然現象 | | - 1.0.6 | | 面 | 積(m³) | 住劉 | 家数 | 指定 | 対象 | 情報伝達 | VII. ## 10 =2 |) | |
| の種類 | 区域番号 | 区域名 | 所在地 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 年月日 | 自治会等 | 手段 | 避難場所 | 避難経路 | 備考 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-318-1491 | 様似平宇 | 平宇 | 12,759 | 9,008 | 1 | 1 | H31.1.22 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | Ⅱ-35-1120 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-464-2104 | 様似冬島1 | 冬島 | 20,660 | 9,306 | 7 | 6 | H27.9.4 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | I-35-1150 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-465-2105 | 様似冬島2 | 冬島 | 18,984 | 4,247 | 13 | 4 | H27.9.4 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | I-35-1150 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-466-2106 | 様似冬島3 | 冬島 | 16,751 | 2,189 | 6 | 1 | H27.9.4 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 <u>町道担い手センター線</u> | I-35-1150 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-467-2107 | 様似冬島4 | 冬島 | 34,455 | 23,434 | 9 | 6 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 <u>町道担い手センター線</u> | |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-468-2108 | 様似冬島5 | 冬島 | 17,252 | 12,488 | 2 | 2 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 <u>町道担い手センター線</u> | Ⅱ-35-1180 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | II −3−319−1492 | 様似冬島6 | 冬島 | 3,734 | 723 | 0 | 0 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | Ⅱ-3-320-1493 Ⅱ-35-1180 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | II −3−319−1493 | 様似冬島7 | 冬島 | 3,115 | 529 | 0 | 0 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 <u>町道担い手</u> センター線 | II -3-320-1492 II -35-1180 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | II −3−319−1494 | 様似冬島8 | 冬島 | 10,716 | 4,391 | 1 | 1 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | II -3-319-1495 | 様似冬島9 | 冬島 | 10,081 | 4,470 | 1 | 1 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | Ⅱ-35-1200 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-469-2109 | 様似幌満1 | 幌満 | 110,192 | 85,498 | 17 | 7 | H27.9.4 | 幌満自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道幌満大泉線 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | II −3−323−1499 | 様似幌満2 | 冬島 幌満 | 2,048 | 431 | 1 | 1 | R3.2.16 | 冬島自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道山中ルランベツ線 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | II-35-1210 区域一部重複 |

令和4年3月現在

| | | | | | | | | | | | | | 令和4年3月現在 |
|-------------|--------------------|-------|-----------------|---------|--------------|------|--------------|---------|-------------------------------|------|--------------|---|--------------------------------------|
| 自然現象 | | | | 面 | 積(m³) | 住家 | 家数 | 指定 | 対象 | 情報伝達 |) | 774 HV 677 Ph | |
| の種類 | 区域番号 | 区域名 | │ 所在地 │ │ | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 警戒区域 | うち特別 警戒区域 | 年月日 | 自治会等 | 手段 | 避難場所 | 避難経路 | 備考 |
| 急傾斜地 の崩壊 | II -3-324-1497 | 様似幌満3 | 幌満 | 5,569 | 1,098 | 1 | 1 | R3.2.16 | 幌満自治会 | 1234 | アポイ山荘 | 国道336号 町道山中ルランベツ線 町道ポンサヌシベツ線 町道平宇新富線 町道担い手センター線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | II -3-325-1498 | 様似幌満4 | 幌満 | 17,930 | 10,844 | 0 | 0 | H27.9.4 | 幌満自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道幌満大泉線 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | II -3-326-1499 | 様似幌満5 | 幌満 | 19,668 | 11,384 | 0 | 0 | R3.2.16 | 幌満自治会 | 1234 | 旭生活 期 | 国道336号 町道幌満大泉線 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-470-2110 | 様似旭1 | 幌満 旭 | 22,699 | 10,005 | 5 | 0 | R3.2.16 | 旭自治会 | 1234 | | 国道336号 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | I-3-471-2111 II-35-1230 区域一部重複 |
| 急傾斜地 の崩壊 | I -3-470-2111 | 様似旭2 | 旭 | 41,875 | 12,951 | 10 | 1 | R3.2.16 | 旭自治会 | 1234 | 旭生活館 | 国道336号 町道旭団地1線 町道旭団地2線 | I-3-471-2110 II-35-1230 区域一部重複 |
| 地すべり | 3-73-218 | 様似 | 潮見台 港町 本町 | 108,371 | I | 55 | - | R3.2.16 | 潮見台自治会 様似第一町内会 本町2丁目町内会 | 1234 | | 国道336号 町道潮見台線 町道本町浜通り線 他 | I-3-463-2103 区域一部重複 |
| 地すべり | 3-74-219 | 西様似 | 鵜苫 西様似 西町 | 156,117 | ı | 14 | _ | R3.2.16 | 西町自治会 | 1234 | 西町生活館 | 国道336号 西町生活館線 | I-3-463-2103 区域一部重複 |
| 地すべり | 3-75-220 | 平宇(1) | 平宇 | 71,041 | - | 4 | - | R3.2.16 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 町道平宇線 | Ⅱ-35-1100 区域一部重複 |
| 地すべり | 3-76-221 | 平宇(2) | 平宇 | 70,934 | I | 4 | - | R3.2.16 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | II-35-1110 区域一部重複 |
| 地すべり | ⟨4⟩−3−608−608−5001 | 平宇地区 | 朝日丘 平宇 | 48,974 | _ | 2 | - | R3.2.16 | 平宇自治会 | 1234 | 平宇生活館 | 国道336号 | II-35-1090 区域一部重複 |

21 –

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

①指定緊急避難場所

| | 10000000000000000000000000000000000000 | | 指定 | | | ula eta | | | | 災害の | り種類 | | | 要配慮 | |
|-----|--|-------------|-------|---------|-----------|----------|-----------|----|----|-----|-----|----|-----------|--------|-----------|
| No. | 名 称 | 住 所 | 避難所兼用 | 連絡先 | 面積 (㎡) | 収容 人員 | 標高 (m) | 地震 | 津波 | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 大規模 火災 | 者優先 施設 | 備考 |
| 1 | 鵜苫住民センター | 鵜苫105地先 | 0 | 36-4893 | 562.51 | 160 | 1.8 | | | 0 | 0 | | 0 | | 拠点避難所 |
| 2 | 西様似畜産センター | 西様似221 | 0 | 36-4592 | 270.50 | 75 | 10 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 3 | 法耀寺 | 西町85-5 | 0 | 36-3653 | 203.71 | 55 | 21.7 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 4 | 西町生活館 | 西町71-4 | 0 | 36-3266 | 668.39 | 190 | 3.6 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | 拠点避難所 |
| 5 | 住吉神社 | 潮見台10-1 | 0 | 36-2421 | 416.42 | 115 | 15.2 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 6 | 等澍院 | 潮見台11-4 | 0 | 36-2263 | 586.65 | 165 | 16.7 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 7 | 法敬寺 | 潮見台12-1 | 0 | 36-2226 | 844.41 | 240 | 16.7 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 8 | 港町生活館 | 港町3地先 | 0 | 36-2129 | 287.35 | 80 | 1.6 | | | 0 | 0 | | 0 | | |
| 9 | 智教寺 | 本町2丁目105 | 0 | 36-2235 | 513.83 | 145 | 13.7 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 10 | 本町2丁目会館 | 本町2丁目13-4 | 0 | 36-5020 | 157.42 | 40 | 2.9 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 11 | 漁村センター | 港町16 | 0 | 36-4599 | 660.86 | 185 | 1.5 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | 拠点避難所 |
| 12 | 栄町生活館 | 栄町20−6 | 0 | 36-4894 | 252.19 | 70 | 2.5 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 13 | 栄町ふれあいセンター | 栄町191−1 | 0 | 36-3845 | 197.64 | 55 | 3.9 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 14 | 様似小学校 | 栄町215−1 | 0 | 36-3351 | 5,609.00 | 1,600 | 4.5 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 15 | 大通公住会館 | 大通1丁目65 | 0 | 36-3496 | 128.47 | 35 | 2.3 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 16 | 生涯スポーツ研修センター | 大通1丁目25-1 | 0 | 36-3188 | 566.29 | 160 | 3.8 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 17 | 中央公民館 | 大通1丁目21 | 0 | 36-2521 | 2,520.76 | 720 | 3.2 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 18 | 様似町役場 | 大通1丁目21 | 0 | 36-2111 | 854.05 | 240 | 3.5 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 3階部分 |
| 19 | 保健福祉センター | 大通2丁目98-2 | 0 | 36-5511 | 394.95 | 110 | 4.6 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 20 | 東様似生活館 | 大通2丁目122-30 | 0 | 36-2180 | 1,081.67 | 305 | 4.9 | 0 | | 0 | | | 0 | | |
| 21 | むつみ会館 | 大通2丁目28-1 | 0 | 36-2169 | 92.72 | 25 | 3.7 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 22 | 幼児センター(幼稚園) | 錦町1−8 | 0 | 36-3521 | 1,367.85 | 390 | 4.2 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 23 | 幼児センター(保育園) | 錦町1−1 | 0 | 36-3521 | 1,054.40 | 300 | 4.2 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 24 | 緑町生活館 | 緑町49-21 | 0 | 36-4895 | 267.20 | 75 | 4.3 | | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 25 | 特別養護老人ホーム様似ソビラ荘 | 朝日丘45 | 0 | 36-3126 | 6,200.03 | 1,770 | 10.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 津波は3階部分のみ |
| 26 | 様似中学校 | 錦町53−5 | 0 | 36-3141 | 5,870.00 | 1,675 | 7.3 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 27 | 岡田生活館 | 岡田201-2 | 0 | 36-4591 | 165.72 | 45 | 24 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | |

P46 第5章第1節 6 (2) ①

| | | | 指定 | | | 山太 | | | | 災害の | り種類 | | | 要配慮 | |
|-----|-----------------|----------|-----------|---------|------------|----------|-----------|----|----|-----|-----|----|-----------|-----------|-------|
| No. | 名 称 | 住 所 | 避難所 兼用 | 連絡先 | 面積 (㎡) | 収容 人員 | 標高 (m) | 地震 | 津波 | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 大規模 火災 | 者優先 施設 | 備考 |
| 28 | 田代研修センター | 田代235-6 | 0 | 36-4590 | 300.00 | 85 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 拠点避難所 |
| 29 | 平宇生活館 | 平宇53-1 | 0 | 36-3082 | 213.79 | 60 | 5.0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 30 | 東平宇生活館 | 平宇201-45 | 0 | 36-4496 | 182.75 | 50 | 7.7 | | | | | 0 | 0 | | |
| 31 | アポイ山荘 | 平宇479-7 | 0 | 36-5211 | 2,690.75 | 765 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 32 | 冬島生活改善センター | 冬島34 | 0 | 36-2633 | 195.91 | 55 | 5.1 | | | | | 0 | 0 | | 拠点避難所 |
| 33 | 幌満コミニュティーセンター | 幌満52-7 | 0 | 38-2019 | 1,714.00 | 485 | 3.1 | | | | | 0 | 0 | | |
| 34 | 旭生活館 | 旭91-1 | 0 | 38-2205 | 445.19 | 125 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 拠点避難所 |
| 35 | 西様似グラウンド | 西様似354-2 | | | 2,500 | 5,000 | 10 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 36 | 観音山スポーツ公園 | 潮見台113-1 | | 36-4810 | 60,135 | 120,270 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 37 | 忠霊塔広場 | 潮見台9-1 | | | 800 | 1,600 | 20 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 38 | 本町裏山 | 潮見台106-1 | | | 1,000 | 2,000 | 58 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 39 | ソビラ公園 | 港町17地先 | | | 13,000 | 26,000 | 1.8 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | |
| 40 | 漁港公園 | 港町16 | | | 2,027 | 4,054 | 1.7 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | |
| 41 | 様似町葬斎場 | 栄町147−1 | | | 322.09 | 160 | 78 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 42 | 栄町公営住宅団地 | 栄町121−1 | | | 10,000 | 20,000 | 26以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 43 | 栄町生活館横広場 | 栄町20−6 | | | 1,500 | 3,000 | 2.5 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 44 | 様似小学校グラウンド | 栄町215−1 | | 36-3351 | 21,102 | 42,204 | 4.0 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 45 | 様似中学校グラウンド | 錦町53−5 | | 36-3141 | 20,000 | 40,000 | 7.3 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 46 | ふれあい広場 | 錦町1-1 | | | 7,574 | 15,148 | 4.1 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | |
| 47 | 旧中学校グラウンド | 緑町107−1 | | | 17,005 | 34,010 | 5.2 | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| 48 | ソビラ荘裏山 | 朝日丘45 | | | 30,000 | 60,000 | 25以上 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 49 | 岡田生活館前広場 | 岡田347 | | | 1,000 | 2,000 | 24 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | |
| 50 | 平宇共同墓地 | 平宇110 | | | 2,000 | 4,000 | 46 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 51 | 東平宇高台 | 平宇1154-1 | | | 140 | 280 | 35.8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 52 | アポイ樹木園 | 平宇288 | | | 20,000 | 40,000 | 23以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 53 | 冬島高台広場 | 冬島107-1 | | | 4,500 | 9,000 | 35 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 54 | 幌満旧教員住宅 | 幌満49−6 | | | 51 | 25 | 6.2 | | | | 0 | 0 | 0 | | |
| 55 | 幌満コミュニティセンター駐車場 | 幌満55−1 | | | 4,958 | 9,916 | 3.1 | 0 | | | | 0 | 0 | | |
| | 計 | | 34 | | 257,151.47 | 449,317 | | 39 | 21 | 39 | 27 | 49 | 55 | 6 | |

②指定避難所

21 - 3

| No. | 名称 | 住 所 | 指定緊急 避難場所 兼用 | 連絡先 | 面積 (m ^²) | 収容 人員 | 要配慮 者優先 施設 | 拠点 避難所 | 備蓄物資等 | 備考 |
|-----|--------------|----------------|--------------------|---------|-------------------------|----------|------------------|-----------|--------------|----------|
| 1 | 鵜苫住民センター | 鵜苫105地先 | 0 | 36-4893 | 562.51 | 160 | | 0 | ABC | |
| 2 | 西様似畜産センター | 西様似221 | 0 | 36-4592 | 270.50 | 75 | | | Α | |
| 3 | 法耀寺 | 西町85−5 | 0 | 36-3653 | 203.71 | 55 | | | ACDEFGHLM | |
| 4 | 西町生活館 | 西町71-4 | 0 | 36-3266 | 668.39 | 190 | | 0 | ABC | |
| 5 | 住吉神社 | 潮見台10-1 | 0 | 36-2421 | 416.42 | 115 | | | ACDEFGHLM | |
| 6 | 等澍院 | 潮見台11-4 | 0 | 36-2263 | 586.65 | 165 | | | ACDEFGHLM | |
| 7 | 法敬寺 | 潮見台12-1 | 0 | 36-2226 | 844.41 | 240 | | | ACDEFGHLM | |
| 8 | 港町生活館 | 港町3地先 | 0 | 36-2129 | 287.35 | 80 | | | А | |
| 9 | 智教寺 | 本町2丁目105 | 0 | 36-2235 | 513.83 | 145 | | | ACDEFGHLM | |
| 10 | 本町2丁目会館 | 本町2丁目13-4 | 0 | 36-5020 | 157.42 | 40 | | | А | |
| 11 | 漁村センター | 港町16 | 0 | 36-4599 | 660.86 | 185 | | 0 | ABC | |
| 12 | 栄町生活館 | 栄町20−6 | 0 | 36-4894 | 252.19 | 70 | | | А | |
| 13 | 栄町ふれあいセンター | 栄町191−1 | 0 | 36-3845 | 197.64 | 55 | | | А | |
| 14 | 様似小学校 | 栄町215−1 | 0 | 36-3351 | 5,609.00 | 1,600 | | | ACDEFGHIJKLM | |
| 15 | 大通公住会館 | 大通1丁目65 | 0 | 36-3496 | 128.47 | 35 | | | А | |
| 16 | 生涯スポーツ研修センター | 大通1丁目25-1 | 0 | 36-3188 | 566.29 | 160 | | | А | |
| 17 | 中央公民館 | 大通1丁目21 | 0 | 36-2521 | 2,520.76 | 720 | | | А | |
| 18 | 様似町役場 | 大通1丁目21 | 0 | 36-2111 | 854.05 | 240 | 0 | | ABCDEFGH | 3階部分 |
| 19 | 保健福祉センター | 大通2丁目98-2 | 0 | 36-5511 | 394.95 | 110 | 0 | | A | デイサービス部分 |

| No. | 名称 | 住 所 | 指定緊急 避難場所 兼用 | 連絡先 | 面積 (m [°]) | 収容 人員 | 要配慮 者優先 施設 | 拠点 避難所 | 備蓄物資等 | 備考 |
|-----|-----------------|-------------|--------------------|---------|-------------------------|----------|------------------|-----------|--------------|----|
| 20 | 東様似生活館 | 大通2丁目122-30 | 0 | 36-2180 | 1,081.67 | 305 | | | А | |
| 21 | むつみ会館 | 大通2丁目28-1 | 0 | 36-2169 | 92.72 | 25 | | | Α | |
| 22 | 幼児センター(幼稚園) | 錦町1−8 | 0 | 36-3521 | 1,367.85 | 390 | 0 | | А | |
| 23 | 幼児センター(保育園) | 錦町1−1 | 0 | 36-3521 | 1,054.40 | 300 | 0 | | А | |
| 24 | 緑町生活館 | 緑町49-21 | 0 | 36-4895 | 267.20 | 75 | | | Α | |
| 25 | 特別養護老人ホーム様似ソビラ荘 | 朝日丘45 | 0 | 36-3126 | 6,200.03 | 1,770 | 0 | | ACFG | |
| 26 | 様似中学校 | 錦町53−5 | 0 | 36-3141 | 5,870.00 | 1,675 | | | ACDEFGHIJKLM | |
| 27 | 岡田生活館 | 岡田201-2 | 0 | 36-4591 | 165.72 | 45 | | | Α | |
| 28 | 田代研修センター | 田代235-6 | 0 | 36-4590 | 300.00 | 85 | | 0 | ABCDEFGHLM | |
| 29 | 平宇生活館 | 平宇53-1 | 0 | 36-3082 | 213.79 | 60 | | | Α | |
| 30 | 東平宇生活館 | 平宇201-45 | 0 | 36-4496 | 182.75 | 50 | | | Α | |
| 31 | アポイ山荘 | 平宇479-7 | 0 | 36-5211 | 2,690.75 | 765 | 0 | | ACDFGHIJKLM | |
| 32 | 冬島生活改善センター | 冬島34 | 0 | 36-2633 | 195.91 | 55 | | 0 | ABC | |
| 33 | 幌満コミニュティーセンター | 幌満55−1 | 0 | 38-2019 | 1,714.00 | 485 | | | ACFG | |
| 34 | 旭生活館 | 旭91-1 | 0 | 38-2205 | 445.19 | 125 | | 0 | ABCFG | |
| | 計 | | 34 | | 37,537.38 | 10,650 | 6 | 6 | | |

※備蓄物資等について ··· A:ポータブルストーブ、簡易トイレ、非常用ラジオ

B: 工具類(スコップ・つるはし・金テコ)、土のう袋

C: 真空パック毛布

D:アルミマット

E:簡易トイレ用テント F:非常食(アルファ米等)

G: 飲料水(ペットボトル入)

H:発電機

Ⅰ:段ボールベッド

J:段ボール間仕切り K:多人数用救急箱

L: 衛生用品(ボディシート、ペーパー歯磨き、ドライシャンプー)

M:LED投光器

津波避難ビル一覧

| No. | 名称 | 住 所 | 管理者等 (連絡先) | 構造 | 階数 | 建築年 | 面積 | 収容 人員 | 地上高 (m) | 備考 |
|-----|---------|---------|----------------|----|----|-----|-------|----------|------------|----|
| 1 | 様似町役場屋上 | 大通1丁目21 | 様似町 36-2111 | RC | 3 | S61 | 984.9 | 1969 | 13.1 | |

福祉避難所一覧

| No. | 施設名 | 住 所 | 所有者等 | 構造 | 階数 | 建築年 | 面積 | 収容 人員 | 備考 |
|-----|---------------------|-----|-----------------|----|----|-----|-------|----------|--------|
| 1 | 特別養護老人ホーム 様似ソビラ荘 | | 社会福祉法人 様似福祉会 | RC | 3 | H29 | 345.3 | 20 | 介護保険施設 |

P46 弗5早弗1即 6 (2)

| | | | | | un sta | | | | 災害の | の種類 | | | |
|-----|------------|-------------|---------|------------|----------|-----------|----|----|-----|-----|----|-----------|--------|
| No. | 名 称 | 住 所 | 連絡先 | 面積 (mů) | 収容 人員 | 標高 (m) | 地震 | 津波 | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 大規模 火災 | 備 考 |
| 1 | 鵜苫稲荷神社境内 | 鵜苫306 | | 600 | 1,200 | 26 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | 鵜苫高台 | 鵜苫413 | | 1,200 | 2,400 | 60以上 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 3 | 旧本巣牧場高台 | 西町72-1 | | 12,000 | 24,000 | 30以上 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 4 | 本町3丁目高台 | 栄町89−4 | | 3,800 | 7,600 | 43 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 5 | 禅輪寺境内 | 栄町110−1 | 36-2219 | 3,600 | 7,200 | 5.6 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | |
| 6 | 岡田共立興産高台 | 栄町237 | | 4,000 | 8,000 | 26以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 様小避難場所 |
| 7 | 旧日本電工会館前広場 | 大通3丁目27 | 36-2211 | 1,000 | 2,000 | 3.3 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | |
| 8 | 新日本電工裏山 | 大通3丁目1008-1 | | 12,000 | 24,000 | 25以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 | タンネット神社境内 | 緑町191-1 | | 600 | 1,200 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 様中避難場所 |
| 10 | 西平宇高台 | 朝日丘16-1 | | 3,500 | 7,000 | 77 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | 旧オリビン採石場 | 幌満109-2 | | 10,000 | 20,000 | 50以上 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 12 | 旭国道沿い山側高台 | 旭41-1 | | 1,500 | 3,000 | 25以上 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| 13 | 旧旭生活館裏山 | 旭141地先 | | 3,000 | 6,000 | 25以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | | | 56,800 | 113,600 | | 13 | 11 | 6 | 11 | 13 | 13 | |

その他の避難場所等一覧

21 - 6 - 1

指定緊急避難場所・指定避難所・津波避難ビル・その他の避難場所等における収容人員算定の基準

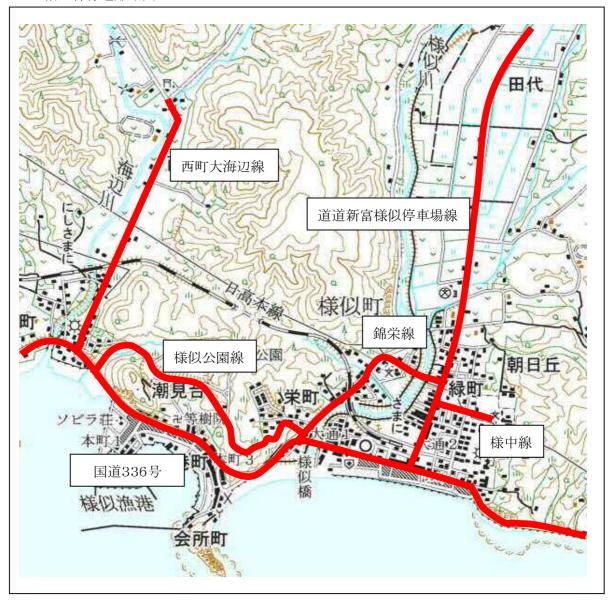
| 種別 | 収容人員算定の基準 | | | | | |
|---|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 指定緊急避難場所 屋外の指定緊急避難場所にあっては、少なくとも1人あたり0.5㎡以上を確保する。 屋内の指定緊急避難場所にあっては、少なくとも1人あたり2.0㎡以上を確保する。 | | | | | | |
| 指定避難所 | 1人あたり3.5㎡を基準とし、少なくとも1人当たり2.0㎡を確保する。 | | | | | |
| 津波避難ビル | 少なくとも1人あたり0.5㎡を確保する。 | | | | | |
| その他の避難場所等 | 指定緊急避難場所に準じる。 | | | | | |

幹線避難路の指定について

災害時の効率的に避難対策と避難路確保作業を実施するため、以下の路線を「幹線避 難路」として指定します。

災害発生時は、幹線避難路を優先しパトロールや開通作業等を行ないます。

■指定幹線避難路図



移転促進対象施設一覧

| | | | | 危険区域の種類 | | |
|-------------|-------|------|----------|----------|--------|----|
| 施設名 | 住 所 | 施設区分 | 津波災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | 耐震性の有無 | 備考 |
| 日高東部消防組様似支署 | 会所町56 | 消防施設 | 該当 | | 無 | |

○津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設(津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項4)

| No. | 施設名 | 住 所 | | | | | |
|-----|-----------------|-----------|--|--|--|--|--|
| 1 | 様似小学校 | 栄町215-1 | | | | | |
| 2 | 親子岩児童クラブ | 栄町215−1 | | | | | |
| 3 | 保健福祉センター | 大通2丁目98-2 | | | | | |
| 4 | 幼児センター(幼稚園) | 錦町1−8 | | | | | |
| 5 | 幼児センター(保育園) | 錦町1-1 | | | | | |
| 6 | 様似中学校 | 錦町53-5 | | | | | |
| 7 | 特別養護老人ホーム様似ソビラ荘 | 朝日丘45 | | | | | |

○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設(水防法第15条第1項4の口)

| No. | 施設名 | 住 所 |
|-----|-------------|-----------|
| 1 | 様似小学校 | 栄町215−1 |
| 2 | 親子岩児童クラブ | 栄町215−1 |
| 3 | 保健福祉センター | 大通2丁目98-2 |
| 4 | 幼児センター(幼稚園) | 錦町1−8 |
| 5 | 幼児センター(保育園) | 錦町1-1 |
| 6 | 様似中学校 | 錦町53-5 |

調 票

| 住 | 所 | 様似 | 町 | | | | 氏 | 名 | | | | | 世帯員 | 名 |
|----|----------------|------------|---|------|----|------|----------|----|----|----|----|------|-----|----|
| | 住 | 家 | | · | 全 | 壊・ | 半 | 垑 | 复• | 床 | 上• | 床 | 下 | |
| | <u> </u> | 水 | | **** | 家財 | 等損 | 害 額 | | | | | | 円 | |
| 被 | = = 1/1 | 主家 | | | 全 | 壊・ | 半 | 梦 | 曼• | 床 | 上• | 床 | 下 | |
| 害 | クド 1 | 工办 | (| (工 | 場 | • 加工 | 場・ | 店 | 舖• | 公共 | 施設 | | |) |
| の | 商 | 品 | | 品 | 2 | 名 | | | 数 | 量 | | | | |
| 状 | 原材 | 大料等 | | | | | | | | | | | | |
| 況 | ŀ | H | 流 | 失 | | | 埋 | 没 | | | | 冠 | 水 | |
| | | | 流 | 失 | | ha | 埋 | 没 | | | ha | 冠 | 水 | ha |
| | y. | 畑 | | 人 | | | <u> </u> | 1X | | | |) US | /10 | _ |
| | | | | | | ha | | | | | ha | | | ha |
| そ | | | | | | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 他 | | | | | | | | | | | | | | |
| |) Hale | | | | | | | | | | | | | |
| 参 | ・避 | 難場 |) | | | | | | | | | | | |
| 参考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。 総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、 道(危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するも のとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

| | | | | | 災 | | 害 | 情 | 報 | | | |
|-----|------------------|--------|---------------|---------------------------------------|----------|----|----|--------------|--------|-------------|-------|-----|
| 報 | 告 | | 時 | 月 | 日 | 時現 | 在 | 発受信 | | 月 | ∃ 時 | 分 |
| | | | 関 | | | | | 受信相 | | | | |
| | 合振興 | | | | | | | (総合振興 | | | | |
| | ・市町 信 | | | | | | | 興局・市町 受 信 | | | | |
| | 能・」 | | | | | | | は職・日 | | | | |
| (-1 | 1174 | - Q- F | / | | | | | (1) | ν- μ / | | | |
| 発 | 生 | 場 | 所 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | I | | |
| 発 | 生 | Н | 時 | 月 | 日 | 時 | 分 | 災害の | 原因 | | | |
| ,,, | | | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | | 73 | ДП | WV E | | | |
| | 雨 | | 量 | | | | | | | | | |
| F | \ ≡ f | لسال | · /- | | | | | | | | | |
| 気象 | 刊力 | 川水 | ·1 <u>1</u> . | | | | | | | | | |
| 等 | 潮 | 立波 | 高 | | | | | | | | | |
| の | 11/41 | | . , , | | | | | | | | | |
| 状 | 風 | | 速 | | | | | | | | | |
| 況 | | | | | | | | | | | | |
| | そ | D | 他 | | | | | | | | | |
| | 道 | | 路 | | | | | | | | | |
| ラ | | | РΠ | | | | | | | | | |
| イ | 鉄 | | 道 | | | | | | | | | |
| フ | | | | | | | | | | | | |
| ラノ | 電 | | 話 | | | | | | | | | |
| イン | 水 | | 道 | | | | | | | | | |
| 関 | | 料 | | | | | | | | | | |
| 係 | , | | | | | | | | | | | |
| 0 | 電 | | 気 | | | | | | | | | |
| 状 | 7 | - | <i>1</i> .1. | | | | | | | | | |
| 況 | て | Ø | 怛 | | | | | | | | | |
| | | | | (名 称) | | | | | | | | |
| (1) | 災害 | 対急 | 策本 | (設置日時) | | 月 | 日 | 時 | : | 分設置 | | |
| 部等 | の設 | 置 | 犬況 | | | | | | | | | |
| | | | | (名 称) | | - | | H-1- | | ∧ =n. mi | | |
| | | | | (設置日時) 地区 | · Þ | 月 | | 時 安害棟数 | 1 | 分設置 り災世帯 | l h « | .人数 |
| | | | | <u> </u> | .11 | | 12 | 又古怀奴 | | り灰世市 | 9 % | 八刻 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 災害 | | J法 | | | | | | | | | |
| の遃 | i用# | 沈 | | <u> </u> | ١ جاير , | | | | | | | |
| | | | | (救助実施内 | J谷) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | | | 地区名 | | 避難場所 | | 人数 | 日時 |
|-----|-------------|----|---------------|--------|------|-----|---------|------|
| | | 自 | 70 F. H | | | | / \ 3/\ | Hind |
| | | 主 | | | | | | |
| | | 避 | | | | | | |
| | (3) | 難避 | | | | | | |
| | 避難の | 難 | | | | | | |
| | 状況 | 勧 | | | | | | |
| | | 告 | | | | | | |
| 応 | | 避 | | | | | | |
| 急 | | 難指 | | | | | | |
| | | 示 | | | | | | |
| 措 | | | | • | | | | |
| | (4) | | | | | | | |
| 置 | 自衛隊派遣要 | | | | | | | |
| の | 赤垣安請の状 | | | | | | | |
| | 況 | | | | | | | |
| 状 | | | | | | | | |
| ا ا | (5) | | | | | | | |
| 況 | その他 措置の | | | | | | | |
| | 状況 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | (6) 広 | | (ア)出動人員 | | | (1) | 主な活動状 | 況 |
| | (6)応 急対策 | 1 | 市町村職員 消防職員 | 名 名 | | | | |
| | 出動人 | | 消防団員 | 名 | | | | |
| | 員 | そ(| の他(住民等) | 名 | | | | |
| | | | 計 | 名 | | | | |
| 1 - | その他 | (| 今後の見通し等) | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

注)欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状况報告(速報中間 最終)

| | | | 122 | 者 次 况 報 告(| XL+ | -12 | 中间 | | 月 | 日 | 時 | 現在 |
|---------|-----------|----|-----|------------|-----|-----|----------------|-------|-----|-------|------|-------|
| | 災害発生日時 | | 月 | 日 時 分 | | | 災害の原因 | | | , , , | | JU133 |
| | 災害発生場所 | | | | | | | | | | | |
| 発 | 機関(市町村)名 | | | | 受 | 1 | 幾関(市町村)名 | 7 | | | | |
| | 職・氏名 | | | | | | 職・氏名 | | | | | |
| 信 | 発信日時 | | 月 | 日 時 分 | 信 | | 受信日時 | | 月 | 日 | 時 | 分 |
| | 項目 | | 件数等 | 被害金額(秤) | | IJ | | | 件数等 | 被害 | 金額(1 | |
| 1 | 死 者 | 人 | | ※個人別の氏名、 | | | 河 川 | 箇所 | | | | |
| 人 | 行方不明 | 人 | | 性別、年令、原因 | | 道 | 海岸 | 箇所 | | | | |
| 的 | 重傷 | 人 | | は、補足資料で報 | | 工 | 砂防設備 | 箇所 | | | | |
| 被 | 軽傷 | 人 | | 告 | (5) | 事 | 地すべり | 箇所 | | | | |
| 害 | · 計 | 人 | | | 土 | | 急傾斜地 | 箇所 | | | | |
| | | 棟 | | | | | 道 路 | 箇所 | | | | |
| | 全 壊 | 世帯 | | | | | 橋梁 | 箇所 | | | | |
| | | 人 | | | 木 | | 小 計 | 箇所 | | | | |
| 2 | | 棟 | | | 1 | 市町 | 河 川 | 箇所 | | | | |
| 住 | 半 壊 | 世帯 | | | | 村工 | 道路 | 箇所 | | | | |
| | | 人 | | | 被 | 事 | 橋 梁 | 箇所 | | | | |
| | | 棟 | | | 1 | | 小 計 | 箇所 | | | | |
| 家 | 一部破損 | 世帯 | | | | | 港湾 | 箇所 | | | | |
| | | 人 | | | 害 | | 漁港 | 箇所 | | | | |
| | | 棟 | | | | | 下水道 | 箇所 | | | | |
| 被 | 床上浸水 | 世帯 | | | | | 公 園 | 箇所 | | | | |
| | | 人 | | | | | 崖くずれ | 箇所 | | | | |
| | | 棟 | | | 1 | | | | | | | |
| 害 | 床下浸水 | 世帯 | | | | | 計 | 箇所 | | | | |
| | | 人 | | | | 漁 | 沈没流出 | 隻 | | | | |
| | | 棟 | | | 6 | | 破 損 | 隻 | | | | |
| | 計 | 世帯 | | | 水 | 船 | 計 | 隻 | | | | |
| | | 人 | | | | | 漁港施設 | 箇所 | | | | |
| 3 | 全壊 公共建物 | 棟 | | | 産 | 丰 | 卡同利用施設 | 箇所 | | | | |
| 非 | その他 | 棟 | | | | | その他施設 | 箇所 | | | | |
| 住 | 半壊 公共建物 | 棟 | | | 被 | | 漁具 (網) | 件 | | | | |
| 家 | その他 | 棟 | | | | | 水産製品 | 件 | | | | |
| 被 | 計 公共建物 | 棟 | | | 害 | | その他 | 件 | | | | |
| 害 | その他 | 棟 | | | | | 計 | | | | | |
| | 田流失・埋没等 | ha | | | | | 林 地 | 箇所 | | | | |
| | 農地 | ha | | | | 道 | 治山施設 | 箇所 | | | | |
| 4 | 大田 流失・埋没等 | ha | | | 7 | 有 | 林道 | 箇所 | | | | |
| 農 | 浸冠水 | ha | | | 林 | 林 | 林産物 | 箇所 | | | | |
| | 農作田田 | ha | | | | | その他 | 箇所 | | | | |
| 業 | 物 畑 | ha | | | 業 | | 小 計 | 箇所 | | | | |
| | 農業用施設 | 箇所 | | | | — | 林 地 | 箇所 | | | | |
| 被 | 共同利用施設 | 箇所 | | | 被 | | 治山施設 | 箇所 | | | | |
| | 営農施設 | 箇所 | | | | 民 | 林道 | 箇所 | | | | |
| 害 | 畜産被害 | 箇所 | | | 害 | 有 | 林産物 | 箇所 | | | | |
| | その他 | 箇所 | | | | 林 | その他 | 箇所 | | | | |
| | | | | | | | | 箇所 | | | | |
| <u></u> | 計 | | | | | | 計 | 箇所 | | | | |

| | 項目 | | | 件数等 被害金額(秤) | | | 項目 | | | 件数等 | | 被害金額(秤) |
|----|-----|-----------|-----|-------------|-----|----|----------|------------|------|-----|------|---------|
| | | 水 道 | 箇所 | | | ①社 | t会教育 | 育施設 | 被害 | 箇所 | | |
| 8 | 病 | 公 立 | 斷 | | | ①社 | 上会福 | 公 | 立 | 斷 | | |
| 衛 | 院 | 個 人 | 箇所 | | | 祉施 | 設等 | 法 | 人 | 箇所 | | |
| 生 | 掃掃 | 一般廃棄物処理 | 箇所 | | | 被害 | | 言 | t | 箇所 | | |
| 被 | 施設 | し尿処理 | 箇所 | | | | 鉄 | 道不 | 通 | 箇所 | | _ |
| 害 | | 火 葬 場 | 箇所 | | | | 鉄 | 道施 | 設 | 箇所 | | |
| | | 計 | 箇所 | | | 13 | 被害的 | 沿舶(| 触除() | 隻 | | |
| 9 | | 商 業 | 件 | | | そ | 空 | | 港 | 箇所 | | |
| 商工 | | 工業 | 件 | | | | 水 | | 道 | 戸 | | _ |
| 被害 | | その他 | 件 | | | の | 電 | i | 話 | 回線 | | _ |
| | | 計 | 件 | | | | 電 | · , | 気 | 戸 | | _ |
| 10 | | 小 学 校 | 箇所 | | | 他 | ガ | | ス | 戸 | | _ |
| 公 | 立L | 中 学 校 | 斷 | | | | ブロ | ック | 屏等 | 箇所 | | _ |
| 文 | 教 📗 | 高 校 | 箇所 | | | | 都 | 市施 | 設 | 箇所 | | |
| 施 | 設 | その他文教施設 | 餔 | | | | | | | | | |
| 被 | 善 | 計 | 箇所 | | | | | 被言 | 喜 総 | 額 | | |
| 公: | 共施 | 設被害市町村数 | 団体 | | | 火災 | <u> </u> | 建 | 物 | 件 | | |
| | Ŋ |) 災世帯数 | 世帯 | | | 1 | | 宣 険 | 物 | 件 | | |
| | | り災者数 | 人 | | | 発生 | Ė. 2 | その | 他 | 件 | | |
| 消 | 防耶 | 哉員出動延人数 | 人 | | | 消 | 方団員に | 出動瓦 | E人数 | 人 | | |
| | | 道(総合振興昂 | 引又は | は振興局) | | | | | | | | |
| 災領 | 导対 | | | | | | | | | | | |
| 策ス | 常 | 市町村名 | | | 名 称 | | | | | 設 | :置日時 | 廃止日時 |
| の記 | 设置 | | | | | | | | | | | |
| 状剂 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 导救 | | | | | | | | | | | |
| 助治 | 去適 | | | | | | | | | | | |
| 用市 | | | | | | | | | | | | |
| 村名 | | | | | | | | | | | | |
| 補足 | (省) | 料 (※別葉で報告 | ÷) | | | | | | | | | |

補足資料 (※別葉で報告)

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→側√間が受験が道
- ○応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

被害状況(中間・最終)報告集計表

災害・事故名

| | 松△ | 拒負 | 4局又は | 垢餌 | i El |] | | | 7 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 時現る | / : : |
|---------|-----|----------------|---------|-----|------|----------|---|----|-----|---------------|----|-----|-------|-------|------------------|
| | 項 | 1灰罗 | 日 | 1灰吳 | 件数等 | 被害金額(秤) | 1 | Į | | 目 | +- | 件数等 | | 一 | 工. |
| 1 | 死死 | : | 者 | 人 | 丁奴寸 | ※個人別の氏名、 | | -5 | 河 | 川 | 箇所 | 丁奴寸 | 192 = | 亚顿(川) | ᅱ |
| 人 | | <u>.</u> 方オ | | 人 | | 性別、年令、原因 | | 道 | 海 | 岸 | 箇所 | | | | \dashv |
| 的 | 重 | | 傷 | 人 | | は、別紙で整理報 | | 工 | | | 箇所 | | | | ┨ |
| 被 | 軽 | | 傷 | 人 | | 告 | 5 | 事 | | ナベり | 箇所 | | | | \dashv |
| 害 | 13. | 計 | 190 | 人 | | | 土 | 3. | | <u>/</u> | 箇所 | | | | ᅥ |
| F | | н | | 棟 | | | | | 道 | 路 | 箇所 | | | | ┪ |
| | 全 | | 壊 | 世帯 | | | | | 橋 | 梁 | 箇所 | | | | ┨ |
| | | | ~ | 人 | | | 木 | | 小 | 計 | 箇所 | | | | ┨ |
| 2 | | | | 棟 | | | 1 | 市町 | 河 | <u></u> Л[| 箇所 | | | | ヿ |
| 住 | 半 | _ | 壊 | 世帯 | | | | 村工 | 道 | 路 | 箇所 | | | | ┨ |
| ľ | | | | 人 | | | 被 | 事 | 橋 | 梁 | 箇所 | | | | ┨ |
| | | | | 棟 | | | | | 小 | 計 | 箇所 | | | | ┨ |
| 家 | _ | ·部硕 | 皮損 | 世帯 | | | | | 港 | 湾 | 箇所 | | | | コ |
| | | | | 人 | | | | | 漁 | 港 | 箇所 | | | | ٦ |
| | | | | 棟 | | | 害 | | 下力 | | 箇所 | | | | ╗ |
| 被 | 床 | 上海 | | 世帯 | | | | | 公 | 園 | 箇所 | | | | ┨ |
| | | | | 人 | | | | | 崖く | ずれ | 箇所 | | | | |
| | | | | 棟 | | | 1 | | | | | | | | П |
| 害 | 床 | 床下浸水 | | 世帯 | | | | | 青 | + | 箇所 | | | | |
| | | | | 人 | | | | 漁 | 沈 | 没流出 | 隻 | | | | |
| | | | | 棟 | | | 6 | | 破 | 損 | 隻 | | | | |
| | | 計 | | 世帯 | | | 水 | 船 | | 計 | 隻 | | | | |
| | | | | 人 | | | | | 漁港 | 施設 | 箇所 | | | | |
| 3 | 全壊 | 公 | 共建物 | 棟 | | | 産 | 井 | 同利 | 用施設 | 箇所 | | | | |
| 非 | | 7 | 一の他 | 棟 | | | | | その他 | 也施設 | 箇所 | | | | ╝ |
| 住 | 半壊 | 公 | 共建物 | 棟 | | | 被 | ì | 漁具 | (網) | 件 | | | | |
| 家 | | 7 | 一の他 | 棟 | | | | | 水産 | 製品 | 件 | | | | |
| 被 | 計 | 公 | 共建物 | 棟 | | | 害 | | その |)他 | 件 | | | | _ |
| 害 | | 7 | この他 | 棟 | | | | | 青 | t | | | | | _ |
| | | 田 | 流出・埋没 | ha | | | | | 林 | 地 | 箇所 | | | | _ |
| | 農地 | | | ha | | | | 道 | 治 | 山施設 | 箇所 | | | | _ |
| 4 | | 畑 | 流出・埋没 | ha | | | 7 | 有 | 林 | 道 | 箇所 | | | | _ |
| 農 | | | 冠水 | ha | | | 林 | 林 | | 産物 | 箇所 | | | | _ |
| | 農作 | | 田 | ha | | | | | そ | の他 | 箇所 | | | | _ |
| 業 | 物 | | 畑 | ha | | | 業 | | 小 | 計 | 箇所 | | | | _ |
| | | | 施設 | 箇所 | | | | _ | 林 | 地 | 箇所 | | | | 4 |
| 被 | | | 月施設 | 箇所 | | | 被 | 般 | | <u>山施設</u> | 箇所 | | | | 4 |
| | | 農加 | | 箇所 | | | | 民 | 林 | 道 | 箇所 | | | | 4 |
| 害 | | 産初 | | 箇所 | | | 害 | 有 | | 産物 | 箇所 | | | | ᅴ |
| | | その | 他 | 箇所 | | | | 林 | | の他 | 箇所 | | | | 긕 |
| | ⇒I | | | | | | | | 小 | 計. | 箇所 | | | | 4 |
| <u></u> | | 計 | | | | | | | 言 | † | 箇所 | | | | |

| | 項 | 目 | | 件数等 | 被害金額(秤) | | 項 | | 目 | | 件数等 | 被害金 | ≩額(刊) |
|-----|-----------|----------|----|-------|---------|------------|------|-----|---------|----|-----|-----|-------|
| | | 水道 | 箇所 | | | 1 1 | 生会耄 | 负育施 | 設被害 | 箇所 | | | |
| 8 | 病 | 公 立 | 箇所 | | | 121 | 生会福 | 4 | > 立 | 箇所 | | | |
| 衛 | 院 | 個 人 | 箇所 | | | 社 加 | 包設 等 | Ýź | ら 人 | 箇所 | | | |
| 生 | 清掃 | 一般廃棄物処理 | 箇所 | | | 被害 | Ē | | 計 | 箇所 | | | |
| 被 | 施設 | し尿処理 | 箇所 | | | | | 鉄道 | 不通 | 箇所 | | | _ |
| 害 | | 火葬場 | 箇所 | | | | | 鉄道 | 施設 | 箇所 | | | |
| | | 計 | 箇所 | | | 13 | 被智 | 与船舶 | 白(漁船除く) | 隻 | | | |
| 9 | | 商業 | 件 | | | そ | | 空 | 港 | 箇所 | | | |
| 商工 | | 工業 | 件 | | | | | 水 | 道 | 戸 | | | _ |
| 被害 | | その他 | 件 | | | の | | 電 | 話 | 回線 | | | _ |
| | | 計 | 件 | | | | | 電 | 気 | 戸 | | | _ |
| 10 | | 小 学 校 | 箇所 | | | 他 | | ガ | ス | 戸 | | | _ |
| 公 : | 立「 | 中学校 | 箇所 | | | | ブ | ロッ | ク塀等 | 箇所 | | | _ |
| 文書 | 数 | 高 校 | 箇所 | | | | | 都市 | 施設 | 箇所 | | | |
| 施言 | 没 | その他文教施設 | 箇所 | | | | | | | | | | |
| 被等 | 害 | 計 | 箇所 | | | | | 被 | 害 総 | 額 | | | |
| 公: | 共施 | 設被害市町村数 | 団体 | | | 火 | 災 | 建 | 物 | 件 | | | |
| | ŋ | 災世帯数 | 世帯 | | | | | 危 | 険 物 | 件 | | | |
| | | り災者数 | 人 | | | 発2 | ΈΓ | そ | の他 | 件 | | | |
| 消 | 坊聙 | 員出動延人数 | 人 | | | 消 | 防団貞 | 員出重 | 加延人数 | 人 | | | |
| | | 道(総合振興 | 局又 | スは振興局 |) | | | | | | | | |
| 災津 | 討 | | | | | | | | | | | | |
| 策才 | 部 | 市町村名 | | | 名 称 | | | | | 設 | 置日時 | 廃」 | 上日時 |
| の割 | 置 | | | | | | | | | | | | |
| 状涉 | L | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 災津 | 手救 | | | | | | | | | | | | |
| 助法 | 這適 | | | | | | | | | | | | |
| 用市 | 前町 | | | | | | | | | | | | |
| 村名 | 1 | | | | | | | | | | | | |

補足資料 (※別葉で報告)

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→側√間間の意味が進
- ○応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

別紙4

| | 被害区分 | 判 斯 基 準 |
|-----|-------|--|
| 1 | 死 者 | 当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。 |
| | 行方不明 | |
| 被 | 重 傷 者 | 災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、 又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。 |
| | 軽傷者 | 災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。 |
| | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。 |
| 2 | 世帯 | 生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。 |
| 住家被 | 全 壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。 |
| | 半 壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。 |
| | 一部破損 | 全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。 |

| | 被害区分 | 判 |
|--------|------------------------------------|--|
| | 灰百匹万 | 住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住する |
| 2 | | ことができない状態となったもの。 |
| | 床上浸水 | |
| 家被 | | 分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含 |
| 害 | | <u>まない。</u> 住家が床上浸水に達しないもの。 |
| 百 | 床下浸水 | - 「日本が休工技がに建じないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土 |
| | » (| 砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 |
| | | 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとす |
| 3 | | 3. |
| 非 | 北 4 安 | これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) ハサオサルは、20世 京の 集合ない第二人は20世 7月17日 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1 |
| 住 | 非 住 家 | (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 |
| 被被 | | (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 |
| 害 | | (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、 |
| | | 営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 |
| | | (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。 |
| | | 農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に済されてからなった性能ないる。 |
| ④ 農 | | 耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をい |
| 業 | | (1) |
| | 農 地 | land the second control of the second contro |
| 害 | | は2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をい |
| | | |
| | | (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための 最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。 |
| | | 最少限度の復日に安する賃用とし、展下物の被音は昇入しない。 農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 |
| | | (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒 |
| | | れている状態をいう。 |
| | 農作物 | (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上) 作物等が地面に倒れている状 |
| | | 態をいう。 (9)加宝姫の笹山は、加宝な巫はわかったよしたねとば俎たでなてる 今姫な州 |
| | | (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推 定積算すること。 |
| | | 頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全 |
| | 農業用施設 | 施設の被害をいう。 |
| | | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | ⊥LJ=r€.(LL]/, < n. | 農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、 |
| | 共中州州西京 | 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び 農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 |
| | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 営農施設 | 農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、 |
| | | 育苗施設等の被害をいう。 |
| | * * ++ += | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 畜産被害 その他 | 施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。 |
| H | | 工記以外の展案板音、未樹(未美は音まない) 卓地雷崖初寺をいう。 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため |
| (5) | 河 川 | 防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| 土 | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要 |
| 木 | \ <u></u> | |
| 被害 | 海岸 | |
| 害 | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用さ |
| | 砂防設備 | れる砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 |
| | -> 1> H> NH | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |

| 1 | 被害区分 | 判 |
|-----|--------------------|---|
| | 地すべり | 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要 |
| (5) | 防止施設 | とる程度の被害をいう。 |
| 土 | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 急傾斜地 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜 |
| | | |
| 害 | 施 設 | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の |
| | 道 路 | 損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | Int. North | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を |
| | 橋梁 | 形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | VII. >+- | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 港湾 | 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工 |
| |)/1 \\ | 事を要する程度の被害をいう。 |
| | 漁港 | 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 |
| | 工 4. 米 | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 下 水 道 | 7 7 7 1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 |
| | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 公 園 | 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき) |
| | | を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 |
| (B) | 漁 船 | () N 1 10 |
| 水 | 1/55 月日 | して取り扱う。 |
| 産 | | (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 漁港施設 | 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 |
| 害 | 15.11 7 M B 154 | (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共 |
| | 共同利用 | 同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施 |
| | 施 設 | 設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 |
| | | (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | その他施設 | 上記施設で個人(団体、会社も含む) 所有のものをいう。 |
| | | (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 漁具(網) | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 |
| | | (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
| | 水産製品 | |
| | | (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推 |
| | T.I. tut | 定積算すること。 |
| | 林地 | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 |
| 71 | .V/s . L . +/= ≥n. | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 治山施設 | 既設の治山施設等をいう。 |
| 業 | 林 道 | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 |
| 被宝 | | ************************************** |
| 古 | 林 彦 炀 | |
| | | |
| | | |
| | その他 | |
| | | |
| 害 | 林産物 | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |

| | 被害区分 | | 判 斯 基 準 |
|----|-------------------------|---------------|---|
| | | | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水 |
| 8 | 水 | 道 | 施設をいう。 |
| 衛 | | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| 生 | 病 | 院 | 病院、診療所、助産所等をいう。 |
| 被 | | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| 害 | 清掃施 | 設 | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 |
| | | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 火 葬 | 場 | 火葬場をいう。 |
| | | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| 9 | | | 商品、原材料等をいう。 |
| 商 | 工 商 | 業 | (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推 |
| 被 | 害 | | 定積算すること。 |
| | | | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 |
| | 工 | 業 | (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び |
| | | | 再取得価額又は復旧額とする。 |
| - | 公立文教 | 放施 | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 |
| 設 | 波害 | | (私学関係はその他の項目で扱う。) |
| | | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| _ | 社会教育 | 「施 | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 |
| 12 | 披害 | | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 社会福祉 | 上施 | 老人福祉施設、身体障がい者(児) 福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、 |
| 設 | 等被害 | | 児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰 |
| | | | 施設をいう。 |
| | 64.536 | | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 鉄道不 | | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 |
| 13 | 鉄道施 | 設 | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 |
| そ | Lt Ast | | (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| Ø | 被害船: | | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となっ |
| 他 | (漁船除 | <) | たもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行でき |
| | | | ない程度の被害をいう。 |
| | rhe | \H- | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 空 | 港 | 空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 |
| | 1.)*/= | ホケノ | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 水道(戸 | // -/ | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。 |
| | 電話(戸 | | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。 |
| | 電気(戸 | | 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をい |
| | ガス(戸 | 釵) | |
| | | 3 A+A+ | う。 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 |
| | ブロック塀 | F寺 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | 都市施 | 章 几 | (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 街路等の都市施設をいう。 |
| | 19111 <i>11</i> 111 | 叹 | 日路寺の部巾爬設をいり。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | | | (1) 被害領の鼻面は、復旧に安する経貨を訂工すること。 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。 |
| L | | | 上記の項目以がりもので材に報言を安りると心われるもの。 |

広報例A (避難指示 (大津波警報))

- ■避難指示発令、避難指示発令。
- ■こちらは、様似町(災害対策本部)です。
- ■大津波警報が発表されたため、○時○分に沿岸部の全地域及び西様似、錦町、緑町、 朝日丘、岡田、田代地区に避難指示を発令しました。
- ■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

広報例B (避難指示 (津波警報))

- ■避難指示発令、避難指示発令。
- ■こちらは、様似町(災害対策本部)です。
- ■津波警報が発表されたため、○時○分に沿岸部の全地域及び西様似、錦町、緑町、 朝日丘、岡田、田代地区に避難指示を発令しました。
- ■ただちに海岸や河川から離れ、高台へ避難してください。

広報例C(避難指示解除)

- ■避難指示解除、避難指示解除。
- ■こちらは、様似町(災害対策本部)です。
- ■津波警報(大津波警報)が解除されたため、避難指示を解除しました。

広報例D (洪水避難指示)

- ■避難指示発令、避難指示発令。
- ■こちらは、様似町(災害対策本部)です。
- ■○○川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、○○地区に対し、警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- ■○○地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。

広報例E (洪水緊急安全確保)

- ■緊急安全確保、緊急安全確保
- ■こちらは、様似町(災害対策本部)です。
- ■○○川が増水し、すでに堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため(氾濫発生を確認した場合は、「○○川が増水し、氾濫が発生したため」)、○○地区に警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。
- ■○○地区にいる方は、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命を守るためできる限りの行動をとってください。

津波警報等の発令に伴う広報活動について

日高東部消防組合様似支署との協議結果 (平成16年3月26日時点)

- 1. 津波注意報発令·解除時
 - ①防災行政無線機による広報
 - ②広報車の出動

鵜苫~会所町 消防広報車(日高東部消防組合様似支署担当)

栄町~ 旭 町広報車(総務司令部広報班等担当)

- 2. 津波警報発令・解除時
 - ①防災行政無線機による広報
 - ②広報車の出動

鵜苫~ 旭 消防広報車(日高東部消防組合様似支署担当)

鵜苫~ 旭 町広報車(総務司令部広報班等担当)

3. その他

- ①広報文は、様似町地域防災計画参考資料34ページを引用する。
- ②消防サイレンの実施については、第3分団に設置してあるサイレンを防災行政無線と同時に活用するよう協議する。
- ③火災・救急等が発生した場合には、消防職員や消防団員の協力を得られない場所 へ町職員を派遣する。

| Nο | | |
|-------|--|--|
| INIA. | | |
| 1 1/1 | | |

避難者カード

| | | | | | 避難所名 | 7 | | | | | | | | |
|---|-----------|---------------|---------------|-----------|-------|----------------|------|-----|--|--|--|--|--|--|
| ※世帯単位で記入1. 入所(避難)年 | | ı | 年 | 月 | | | | | | | | | | |
| | | | +- | 力 ———— | — | | | | | | | | | |
| 19件 所 | 〒 電話番号 | (|) | | | | | | | | | | | |
| 3. あなたの家族で | で、ここに避り | 難した方 | だけ記入 | してくださ | ۲٧٠ | | | | | | | | | |
| 氏 名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | 氏 | 名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | | | | | | |
| | 世帯主 | 男·女 | | | | | 男·女 | | | | | | | |
| | | 男·女 | | | | | 男·女 | | | | | | | |
| 男·女 男·女 男·女 男·女 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 男·女 | | | | | 男·女 | | | | | | | |
| 4. 自宅の被害程 全壊 ・ 半壊 | | 壊 | 断水 | . • 停電 | ・ ガス停 | 止 ・ 電記 | 纤通 | | | | | | | |
| 5. 親族などの連絡 | 終先 | 所 名 | | | 電話番号 | コ <u>.</u> | | | | | | | | |
| 6. あなたの家族 が ア 全員避難 イ まだ残って | した | | | | | | | | | | | | | |
| 7. あなたの家族 (ア 全員連絡 イ まだとれて | がとれた | | | | | | | - | | | | | | |
| 8. 家族のなかに、 | 病気など特 | 別な配属 | 意が必要 | な方がいる | る場合は、 | 注意などを | お書きて | Fさい | | | | | | |
| 9. 安否の問い合 | | <u>-</u> 場合、作 | 主所・氏彡 | 名を答えて | もよいです | -カッ? | | | | | | | | |
| 退出年月日: | — 年 月 | 日 | _ 退 | 出先: | _ | | | _ | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | L | _ | 1 0 | , , | | /IV | _ ' | / 10 | | | | | | |
|----|------|-----------|--------------|--------|---|---|---|---|---|-----|--------------|----------|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|-----|----------|-----|-----|-----|------|-----|---------|-----|---------------|------------|---------------|
| | No. | 一年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 申宗%事 | 丰体吊芯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 被災程度又は | 離散の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 続柄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名文 | 作成者 | 離散家族 | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 谷 | | | | | | | | | | | + | | + | | + | | _ | | | | | | \dashv | | | | 4 | | + | | $\frac{1}{1}$ | | 4 |
| 种 | | | 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 難 | | | 断 | | | | | | | | + | | + | | + | | | | | | | | \dashv | | | | - | | + | | + | | 1 |
| | | 布 | 別 年齢 | | - | | _ | | | | + | | + | | + | | _ | | | | | | \dashv | | | | - | | 1 | | + | | $\frac{1}{2}$ |
| 낃 | | 初避難 | 世 | | | | | | | | + | | 1 | | + | | | | | | | | 4 | | | | 4 | | 1 | | + | | $\frac{1}{2}$ |
| | | 当初 | 統柄 | | | | | | | | \downarrow | | | | 1 | | | | | | | | _ | | | | 4 | | _ | | _ | | 4 |
| | 避難所名 | | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 置 | 奉 | | | | _ | | | | + | | + | | + | | | | | | | | + | | | | - | | 1 | | $\frac{1}{1}$ | | 1 |
| | | 強 | 庫者 | | 田 | | Ш | | Ш | · · | | <u> </u> | 1 | ٠ · · | |) | Ш | | Ш | ~ | Ш | ₹ | | · · | Ш | ا ۲ | 山口 | γ □ | 1 | ₹ □ | 1 | ≀ □ | |
| | | 自自日中,尹舜本氏 | 处 表生 为 [目] | ı I | 日 | ù | Н | ù | Щ | ū. | ך | | 7 | Ш | τ | Ш | 田 | Ш | Э | Ш | Э | Ш | 田 | Ш | 日 | Ш | Ħ, | | ָר ק | | ַן | | |
| | 災害名 | カード | No. | | - | 2 | ı | 3 | | 4 | | വ | | 9 | | 7 | | α |) | 6 |) | 10 | | = | • | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |

注1)世帯ごとに作成した「避難者カード」をもとに、1行に1名ずつ記入すること 注2)「事後消息」欄には、離散者の捜索等の結果や避難者の避難所退出後の行き先を記入すること 注3)「備考」欄には、安否情報の公開に同意しない場合や、特別な配慮を要する避難者である場合の注意点等を記入すること

| | 避 | 難 | 状 | 況 | (報 | 告 |) | 記 | 録 | | |
|---|---|----|---|-----|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 記録(報告)時点 | 年 | 月日 | 時 | 分現在 | 受信日時 | 年 | J | 1 | 日 | 時 | 分 |
| 発信機関 | | | | | 記録 (発 信)者 | | | | | | |
| 受信機関 | | | | | 受信者 | | | | | | |
| 【 小 | 1 | | | | | I | | | | | |

【状况】

処理状況

例) 午後2時頃、腹痛を訴えるものがおり、病院へ受診させたが、食中毒等ではなく ストレス性のものではないかとのこと。今日は医務室に泊まらせ様子を見る。 今日は退所者が2世帯5名あった。

| | | | | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | | 人 |
|------|---|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|
| | | 避 | 難 | 者 | 内 | 訳 | | | | |
| 自治会名 | 男 | 女 | 計 | | 学校名 | | 男 | 女 | , , | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 計 | | | | | |
| 事業所名 | | | | | その他 | Ĺ | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 計 | | | | | |

38

給水等の供給簿

様似町

| | | | | | | | | | | 禄化 | ЦШЈ | | |
|----------|----------|----|----|----------|----|----------|---------|-----------|-----|----|-----|----------------|----------|
| | | | | 給水 | 用機 | 械器 | 具 | | | | | | |
| 供給 | 対象 | | 借 | <u> </u> | L | 修 | ; | 繕 | | 実 | 支 | / # | → |
| 供給 月日 | 対象 人員 | 名称 | 数量 | 所有者 | 金額 | 修繕 月日 | 修繕 費 | 修繕の 概要 | 燃料費 | 丑 | 支額 | 備 | 考 |
| | | | | | 田 | | 臣 | | | | | | |
| 計 | | | | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | |

- 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。 (注)

炊出し供与状況

様似町

| - | | | | | | | | | | 様似町 |
|-------------|-----|------|---|---|---|---|------|------|---------|-----|
| 炊出し場 の名称 | | D月×I | | | | 日 | 合 計 | 実支出額 | 備 | 考 |
| の名称 | 朝 | 昼 | 夜 | 朝 | 昼 | 夜 | | (円) | 1)用 | 75 |
| 例)〇〇生活館 | ∆kg | ∆kg | | | | | △△kg | △円 | 米 | |
| | 口本 | | | | | | □本 | | 漬物 | |
| | 山本 | | | | | | 山本 | U 1 | /貝 1/0 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

P59 第5章第2節 5 (5)

生活必需品の供給状況

様似町

| | | 基礎となった | | 物資 | 供与の | 品名 | | | 作来1以四] |
|--------------|----------|--------------------------|------|----|-----|-------------|----------|---|----------------|
| 住宅被害 程度区分 | 世帯主氏名 | 金曜となった 世帯構成人 員 | 給与月日 | 布団 | 毛布 | そ の 他 | 実支出額 (円) | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | A :- | | | | | | | | |
| 計 | 全壊 半壊 | 世帯世帯 | | | | | | | |

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません

年 月 日

給与責任者 氏名

 \mathbb{F}

- (注) 1 住家被害程度に、全壊(焼)流出又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること
 - 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に供与された物資の受領年月日を記入すること。
 - 3「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

日高地域災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、日高町村会(以下「甲」という。)と社団法人日高医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲の構成町がそれぞれの地域防災計画に基づき行う、医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

- 第2条 甲は、甲の構成町の地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた 場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(救護班の業務)

- 第3条 救護班は、甲の構成町が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護 活動を行うことを原則とする。
- 2 救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1)傷病者に対する応急措置及び医療。
- (2)傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定。
- (3)被災者の死亡の確認及び死体検案

(救護班に対する指揮命令等)

第4条 救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとし、医療救護活動に係る連絡調整等 については、甲の構成町と乙が密に行うものとする。

(医療品の補給等)

第5条 甲の構成町は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療 救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関)

第6条 乙は、甲の構成町が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

- 第7条 救護所における医療費は、これを無料とする。
- 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償等)

- 第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、派遣された甲の構成町が負担する。
 - (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用。
 - (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費。
 - (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金。
 - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの。

(実施細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第10条 この協定について疑義又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも意思表示が無いときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 日高町村会

代表者 会 長 谷 川 弘 一 郎

乙 社団法人日高医師会

代表者 会 長 西 田 聖

災害時の医療救護の活動に関する協定書実施細則

日高町村会(以下「甲」という。)と社団法人日高医師会(以下「乙」という。)との間に平成19年3月29日締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第9条に基づく細則は、次のとおりとする。

(医療救護活動の報告)

第1条 乙が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)をとりまとめ、班を派遣した甲の構成町に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」(第4号様式)により、速やかに班を派遣した甲の構成町に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

- 第3条 協定書第8条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が救護班 ごとの費用を取りまとめ「費用弁償請求書」(第5号様式)により、班を派遣した甲の 構成町に請求するものとする。
- 2 協定書第8条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」(第6号様式)により班を派遣した甲の構成町に請求するものとする。 (費用弁償の額)
- 第4条 協定書第8条第1号に規定する額は、別表のとおりとする。
- 2 協定書第8条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等の実費とする。
- 3 協定書第8条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の 損害補償に関する条例(昭和38年北海道条例第56号)に準ずるものとする。
- 4 協定書第8条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支 払)

第5条 班を派遣された甲の構成町は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

第1号様式

| | | 医 | 療 | 救 | 護 | 活 | 動 | 幸 | Ž | 告 | 書 | | | | |
|---|---|----|------|---|------|------|----|---|---|-----|-----|-----|---|---|---|
| 班 | 名 | 災害 | 発生場所 | | 医療 救 | 護活動場 | 易所 | | 活 | 動 | 状 | 況 | | 備 | 考 |
| | | | | | | | | 月 | H | 時 | 分~ | 時 | 分 | | |
| | | | | | | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 死体処 | . 理 | 件 | | | |
| | | | | | | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 タ | } | | |
| | | | | | | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 死体処 | 理 | 件 | | | |
| | | | | | | | | 月 | H | 時 | 分~ | 時 タ | } | | |
| | | | | | | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 死体処 | - 理 | 件 | | | |
| | | | | | | | | 月 | Ħ | 時 | 分~ | 時 タ | } | | |
| | | | | | | | | | | 敗扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 死体処 | :理 | 件 | | | |
| | | | | | | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 タ | } | | |
| | | | | | | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | | | | | | 死体処 | . 理 | 件 | | | |

第2号様式

医療救護班員名簿

| 班 | 名 | 職 | 種 | 氏 | | 属 | | 所 | 従事期間 |
|---|---|---|---|---|--|---|--|---|------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

第3号様式

| 班 名 | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------------|----|----|---|----|---|-----|---|---|
| 品 | 名 | 規 | 格 | 数 | ₽. | | 薬 価 | l | |
| ПП | ————————————————————————————————————— | 乃兄 | 1台 | 奴 | 里 | 単 | 価 | 金 | 額 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | _ | | | |

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の医療教

傷病

護活動において、別紙のとおり事故 者が発生したので報告します。

死亡

平成 年 月 日

様

傷 病事 故 者 概 要

死 亡

| 氏 名 | | | | | | 性別 | 」 男 | · 女 | 年齢 | | 歳 |
|----------|------------|----|-----------------------|----|--------|----|-----|-----|------------|------------------------|---|
| 住 所 | | | | | • | | | | | | |
| 職種 | | | | 勤彩 | 务先 | | | | 属医療 護班名 | | |
| 傷病名 | | | | 看 | 呈 馬 | Ë | 重傷 | • | 中等傷 | 軽症 | |
| 外来・入院 | 月 | 日) | 診 察 (<i>)</i> 医療機 | | | | | | | | |
| 受傷(発生 | 涛) | 年 | 月 | 日 | 午 午 | | 時 | 分 | | | |
| 受傷(発生 | | | | | | | | | | | |
| 死亡 | 原 因 | | | | | | | | | | |
| 死亡 | 日時 | 年 | 月 | Н | 午 午 | | 時 | 分 | | | |
| 死亡 | 場所 | | | | | | | | | | |
| 受傷発病時の状況 | | | | | | | | | | | |

第5号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金額

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害 時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

様

住 所氏 名

災害時の医療救護活動に関する協定書第8条第3号の規定による扶助金を支給されたく 別紙関係書類を添えて申請します。

| 負傷・ | Ħ | | 名 | | | | | 性另 | ı] | 男 | ・女 | | 出 生 年月日 | | |
|--------|------|----|----|--------|------------|--|-----|----|-------|------------------|---------|---|-----------------|-----|-------|
| | 住 | : | 所 | | | | | | | | | · | | | |
| 疾病又は死亡 | 暗 | ķ | 種 | | | | 勤務分 | ti | | | | | 属医療 護班名 | | |
| した者の状況 | 傷病名 | | | | | | | | | を傷 (発病) 年 月 日 | | | | | |
| | 死亡原因 | | | | | | | | 死亡年月日 | | | | | | |
| 障害級原 |][] | | | 治療年月 | · 景開始 | | | | | | 治 年月 | | | | |
| 休業日初 | 数 | | 年年 | 月 月 | 日から 日まで | | 間 | | | | 期間の有無 | | おける業績 | 務上の | |
| 扶助金 | 支給 | 基礎 | 楚額 | | | | | | | | | | 務従事者(() 号該 | | 捕償に関す |
| 扶助金 | 支給 | 申請 | 青額 | | | | · | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること(療養扶助金申請の場合は不要)。
 - 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載あるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

P60 第5章第2節 6 (3)

(別紙様式1)

平成 年 月 日

北海道知事 様

(医療救護活動実施機関)

住所

要請者

氏名

災害時備蓄医薬品等供給要請書

次のとおり、災害時医薬品等の供給を要請します。

記

1 供給先

| 名 称 | | |
|-----|----|-----|
| 所在地 | | |
| 担当者 | 電話 | FAX |

(注)供給先の案内図を添付すること

2 供給要請医薬品等の品目及び数量

| 品 | 目 | 規 | 格 | 数 | 量 | 備 | 考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3 受領者欄〔供給要請時には記載しないこと〕

| 所 属 | | 職・氏名 |
|--------|----|------|
| 電話・FAX | 電話 | FAX |

日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、日高町村会(以下「甲」という。) と社団法人日高歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲の構成町がそれぞれの地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

- 第2条 甲は、甲の構成町の地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生 じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(救護班の業務)

- 第3条 救護班は、甲の構成町が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療 救護活動を実施するものとする。
- 2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2)後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4)検死・検案に際しての法歯学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第4条 救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとし、歯科医療救護活動に係る連絡調整等については、甲の構成町と乙が密に行うものとする。

(医療品の補給等)

第5条 甲の構成町は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科 医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 乙は、甲の構成町が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

- 第7条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

- 第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、派遣 された甲の構成町が負担するものとする。
- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細 目)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 日高町村会代表者 会 長 谷 川 弘 一 郎乙 社団法人 日高歯科医師会代表者 会 長 堤 田 幸 一

日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

日高町村会(以下「甲」という。)と、社団法人日高歯科医師会(以下「乙」という。) との間に平成19年3月31日締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」 (以下「協定書」という。)第9条に基づく細則は、次のとおりとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第1条 乙が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終 了後速やかに、各救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」(第1号様式)、「班員名簿」 (第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、班を派遣し た甲の構成町に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第2条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」(第4号様式)により、速やかに班を派遣した甲の構成町に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

- 第3条 協定書第8条第1号、第2号、及び第4号に規定する費用については、乙が各救 護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」(第5号様式)により、班を派遣した甲の構成 町に請求するものとする。
- 2 協定書第8条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」(第6号様式)により、甲の構成町に請求するものとする。

(費用弁償の額)

- 第4条 協定書第8条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
- 2 協定書第8条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第8条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の 損害補償に関する条例(昭和38年北海道条例第56号)に準ずるものとする。
- 4 協定書第8条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号、及び第3号に 該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支 払)

第5条 班を派遣された甲の構成町は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

別表

| 区分 | 日 当 | 旅費 | 時間外勤務手当 |
|-------|-------------|--------------|-------------|
| 歯科医師 | 災害救助法施行細則(昭 | 四和31年北海道規則第二 | 142号)別表第二に定 |
| | める額 | | |
| 歯科技工士 | 災害救助法施行細則(昭 | 四和31年北海道規則第二 | 142号)別表第二に定 |
| 歯科衛生士 | める保健師・助産師及び | 看護師の職にある者の相 | 当額 |
| 補助職員 | 歯科技工士・歯科衛生 | 一般職の道職員の行政 | 一般職の道職員の時間 |
| | 士の日当の1/2 | 職給料表による2級の | 外勤務手当支給の例に |
| | (100円未満切捨) | 職務にある者の旅費相 | よる額 |
| | | 当額 | |

第1号様式

歯科医療救護活動報告書

| 班 名 | 災害発生場所 | 歯科医療救護活動場所 | | 活 | 動 | 状 | 況 | | 備 | 考 |
|-----|--------|------------|---|---|-----|-----|-----|----------|---|---|
| | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 | 分 | | |
| | | | | | 取扱件 | :数 | 件 | | | |
| | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | 死体处 | 理 | 件 | | | |
| | | | 月 | H | 時 | 分~ | 時 夕 | 3 | | |
| | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | 死体处 | 理 | 件 | | | |
| | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 夕 | ने | | |
| | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | 死体处 | 理 | 件 | | | |
| | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 | रे | | |
| | | | | | 取扱件 | - 数 | 件 | | | |
| | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | 死体处 | 理 | 件 | | | |
| | | | 月 | 日 | 時 | 分~ | 時 夕 | 分 | | |
| | | | | | 取扱件 | 数 | 件 | | | |
| | | | | | 移 | 送 | 件 | | | |
| | | | | | 死体处 | 理 | 件 | | | |

第2号様式

医療救護班員名簿

| 班 名 | 職種 | 氏 名 | 所 属 | 住 所 | 従事期間 |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

| 班名 | | | | | | | | | |
|----|---|-----|-------|-----|---|---|-----|-----|--|
| | h | 4.0 | 4-4-1 | 坐/- | Ħ | | 薬 価 | 基 準 | |
| H | 名 | 規 | 格 | 数 | 重 | 単 | 価 | 金 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の歯科医

傷病

療救護活動において、別紙のとおり事故 者が発生したので報告します。 死亡

平成 年 月 日

様

 傷病

 事故
 者概要

死 亡

| 氏 名 | | | | | | 性 | 別 | 男・タ | 女 | 年 齢 | | 歳 |
|--|------|----|------|---|------|-----------|----|------|----|-------------|------|---|
| 住 所 | | | | | | | | | | | | |
| 職種 | | | | 勤 | 務先 | | | | 救記 | 護班名 | | |
| 傷病名 | | | | | 程 原 | ij | Ē | 重傷 • | F | 户等 傷 | • 軽症 | |
| 外来・入院 | 三 (月 | ∃) | 医療機関 | 名 | | | | | | | | |
| 受傷(発病 |) 日時 | 年 | 月 | 日 | 午前 | • | 午後 | 時 | 5 | } | | |
| 受傷(発病 |)場所 | | | | | | | | | | | |
| 死 亡 原 | 人因 | | | | | | | | | | | |
| 死 亡 日 | 時 | 年 | 月 | 日 | 午前 | | 午後 | 時 | | | | |
| 死 亡 場 | 所 | | | | | | | | | | | |
| 受傷発病・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | | | | | |

第5号様式

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金額

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害 時の歯科医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

様

住 所 氏 名

EIJ

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

| | 氏 | 名 | | | | 性另 | 1] | 男・か | ζ | 生年月日 | | |
|----------|-----|---------|---------|-----|------|------|-------|-----------|-----|----------|-------|----------|
| 負傷・疾病 | 住 | 所 | | | | | · | | · | | | |
| 又は死亡し | 職 | 種 | | | 勤務。 | 先 | | 所属[| | 属医療救護班名 | | |
| た者の状況 | 傷症 | | | | | | | 受傷(発病)年月日 | | = | | |
| | 死亡 | 原因 | | | | | 歹 | 死亡年月日 | | | | |
| 障害級別 | | | 療養開始年月日 | | | | | 治癒年 | 月日 | | | |
| 休業日数 | 年 | 月 | 日から 年 | 月 | 日まで | 日間 | f | 木業期間中 | におり | ナる業務上の収入 | の有無 | |
| 扶助金支給甚礎額 | | | | 北海道 | 災害応急 | 措置業績 | 務 従 🛚 | 事者の損害 | 補償に | こ関する条例第3 | 条第2項第 | 子() 号該当 |
| 扶助金支給申 | □請額 | 頁 | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | |

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること(療養扶助金申請の場合は不要)
 - 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載のあるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

行方不明者等の捜索受付の様式

| 種 | 다 | 1 行方不明 | 者 | 2 身 | r元不明(| の遺 | 3 | 引受に | ナ先のな | £ 4 | その他 | <u> </u> |
|-------------|--------|---------|----------|-----|--------|-----|---------|----------|------|------|------|----------|
| 性 | 別 | | | 体 | : | | | い遺体 | : | | | |
| 受 | 付 | | 受付 | | | | 午 | ——— 前 | | 受作 | 才者氏名 | |
| 番 | 号 | | 日時 | 年 | 月 | 日 | 午後 | 時 | 分 | | | |
| 氏 | 名 | - | | | 性 別 | 男 | | 女 | 年齢 | | | 才位 |
| 本 | 籍 | 〒 | | | | TEL | | | | | | |
| 現信 | 於所 | ₸ | | | | TEL | | | | | | |
| | | 着衣 | | | | 1 | 本格等 | 特徴 | | | | |
| 識別 | į Į | · | | | | | | 身長 | cr | n 体重 | Ē | kg |
| 識別事項 | į | 所持品 | | | | 易 | | | | | | |
| | . * | | | | | | | | | | | |
| | | 氏名 | | | | 亻 | 主所等 | (連絡 | 場所・ | 避難所 | ;) | |
| 届 | | | | | | = | Ē | | | | | |
| 届 出 人 | | ナー しの即居 | ; | | | | | | | | | |
| | | 本人との関係 | † | | | T | et | | | | | |
| | | | | | | 111 | CL | | | | | |

| | 発見した場所・図面 | | |
|---|-----------|---|--|
| | | | |
| | | | |
| | • | | |
| | | | |
| | | • | |
| · | | | |
| | | | |

輸送記録簿

様似町

| | | | 借 | 上 | 等 | | 修 | | 繕 | | | 休似町 | | |
|------|-----|----------|-----|----|----|----------|-----------|----|---------|---------------|---|------------|------|---|
| 運送月日 | 目的 | 輸送区間(距 | 使用耳 | | | 故障區 | 車両等 | 修繕 | | 故障 | | 実支出額 | 備 | 考 |
| 月日 | Пну | (距 離) | 種類 | 台数 | 金額 | 名称 番号 | 所有者 氏名 | 月日 | 修繕 費 | 故障 の概 要 | <i>y</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | thi. | 7 |
| | | | | | 円 | <u> </u> | 70.1 | | 円 | | 円 | 円 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | m | | | | | | m | | | |
| | | | | | 円 | | | | 円 | | 円 | 円 | | |

- (注)
- 1 「目的」欄は主たる目的(又は、救助の種類名)を記入すること。 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に記入車両番号を記入す ること。
 - 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は、車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

【北海道震災建築物応急危険度判定要綱】

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画(地震防災計画編)」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各校に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

- 1 応急危険度判定(以下「判定」という。)
 - 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の 安全の 確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判 定・表示等を行うことをいう。
- 2 応急危険度判定士
 - 前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整 にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長(市町村長)は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急 危険度判定実施本部(以下、「実施本部」という。)の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長(第5 第1項参照)に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。
- 2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険 度判定士及び応急危険度判定コーディネーター(以下「応急危険度判定士等」という。)の支援を 要請することができる。
- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」(以下、「実施本部業務マニュアル」という。)による。

第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は(総合)振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部(以下「支援地方本部」という。)を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、(総合)振興局支援実施計画の作成 及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応

- じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請(第6第3項(1)参照)
 - (2) 管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会(以下「地区協議会」という。)の会員である建築関係団体(以下「地域建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」(以下「支援地方本部業務マニュアル」)による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の 実施を行うものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - (2) 被災していない(総合) 振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会(以下「全道連絡協議会」という。)の会員である建築関係団体(以下「全道建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請。
 - (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
 - (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」 (以下「支援本部業務マニュアル」という。)による。

第7 支援地方本部を設置しない(総合)振興局の役割

支援地方本部を設置しない(総合)振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員 判定士の参集について協力するものとする

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。)が作成

する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。

- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を 検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の 業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の 完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災築物応急危険度判定マニュアル」による。

第 13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第 14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所へ の備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

- 1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都 府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部(以下「応援 本部」という。)を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行う ものとする。
- 2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第19 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

応急危険度判定結果





UNSAFE

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行っ た後にして下さい

| | 建築物名称 | | | | | |
|-------|-------|-------|------|-----|------------|--|
| - | 注記: | | | 4 B | | |
| | | | * v* | | | |
| | | . * | | | | |
| | | | _ | | | |
| | 整理番号 | | | | • | |
| Til . | 判定日時 | 月 日 | 午前・4 | 干後 | 時現在 | |
| | | 様似町災害 | 対策本部 | 電話 | - · | |

応急危険度判定結果



LIMITED ENTRY

- ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
- ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい

| | * /-u- | ٠.٠٠ | - , , | _ ''' | , , | | y -7/1 | Н | 10 10 | , | 1 3 7 | , , , _ | <u> </u> | д н Д | ۱ , C | • |
|-----|---------------|------|-------|--------|-----|----|--------|-----|-------|------------|-------|---------|----------|--------------|-------|---------|
| | 建築 | 物: | 名和 | 尓 | | = | | | | | | | | | | ii o |
| | 注 記 | • | 8 6 | , | | | | | * | | | | | e. | - | 2 |
| | | | E. | a a | ē | | | | | | | | | | 2 | |
| | - | | | 2 | | | | | 2 | 7 | 40 | 8 | | · · | S. | 8 |
| | - | | | | < | | 12 | g | | | T. | | 2 | | 2 X | 8 |
| | • | 140 | | | e | | | ±27 | * | - | e. | | | | | ar a |
| | 整 理 | 番号 | 号 | 1 | | | | 8 | ¥ | | | | | × | | |
| | 判定 | 日日 | 诗 | | 月 | | B | | 午前 | 前 • | 午 | 後 | B | 寺現 | 在 | 7 |
| 740 | ie. | e e | - | 25 | 様 | 似町 | [災害 | 子对领 | 策本 | 部 | | 電話 | | | | 9 49 |

応急危険度判定結果







INSPECTED

- ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
- ◆建築物は使用可能です

| 建築 | 物 | 名称 | K | | - | | × | | | == | | | | 10 | | | , and the second second |
|------|-----|----|---|---|--------|------|--------------|----|-------|----|---------------|----|-------------|-----|-----|-----|-------------------------|
| 注記 | : | | 8 | | - | | 8 | | ·, | В | | | | | | | |
| oue. | | | | | 8) | 70.1 | s | | | | to the second | | | | | ed. | |
| | | | | 8 | 2 | | ø "s | | | .5 | | | | | | | |
| | | | | | 140 | | | | п | | 181 | , | | | , | | |
| | te. | | | | | | 8 | | le le | | | | ** ce | | N N | | |
| 整理 | 番 | 号 | | * | - | | | | • | | - | | | 190 | | | |
| 判定 | 日 | 時 | | 月 | | В | | 午 | 前 | | 午 | 後 | 2 | 時 | 現在 | Ē | 541 |
| | | 2 | | 様 | 似 町 | 災害 | 三文寸 ' | 策才 | 京部 | | | 雷訊 | | | · | | |

応急仮設住宅台帳

様 似 町

| | | | | | | | | | | | | | | | | ተጽ | |
|------|-----------|-----|----------|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 住宅番号 | 世帯主 氏名 | 家族数 | 構造 区分 | 面 | 積 | 敷区 | 地分 | 着月 | ΠН | 竣月 | 田日 | 入月 | 居日 | 実出 | 支額 | 備 | 考 |
| | | 人 | | | | | | | 月日 | | 月日 | | 月日 | | 円 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 - 2「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人数を記入すること。
 - 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 - 4「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
 - 5「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。
 - 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

様似町

| 世帯主氏名 | 修理箇所概要 | 完了月日 | 実支出額 | 適 | 用 |
|-------|--------|------|------|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計世帯 | | | | | |

| 市町村 | | 検案料 |
|------|--------|-------|
| | 清体の | 出 |
| | | |
| | 処理 | |
| | 洗浄等のタ | |
| | ĸ | |
| | | 続 |
| | 族 | |
| | 遍 | : |
| | | 死亡者氏名 |
| | i : | 遺体発見場 |
| | i | 直体発見 |
| 処理台帳 | [] | 心理 |
| 遺体 | I I | 器品工品 |
| | | |

Ŷ

| 垂 水 | 一時保存場所 火・埋葬の有無 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-------------|--|---|
| | 遺体の - 時 検案料 実支出額 保存料 | | | Ы | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | Ħ | | |
| | | | | Н | | | | | | | | | | | | | | | | E | | Н |
| | | | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | E | | |
| | 金額 | 田 | | Ы | | E | | E | | E | | E | | 田 | | E | | 田 | | E | | |
| 曹 | 数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洗浄等の処理 | 単価 | 田 | | E | | E | | E | | E | | 田 | | 田 | | 田 | | E | | E | | |
| | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - 田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 檐板 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遺 | 住所·氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| , r | 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 死亡者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| : : | 遺体発見場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 遺体発見 日 | Я В | 時 | В В | 時 | Я В | 時 | Я В | 時 | ЯВ | 時 | ЯВ | 時 | Э Н | 時 | ЯВ | 時 | Я В | 時 | | | |
| ! | の 年月日 | 井 | Я В | サ | 月 日 | 卅 | 月 日 | 卅 | 月 日 | 卅 | Я В | 卅 | 月 日 | 卅 | 月 日 | 卅 | Я В | 卅 | 月日 | 小 計 計 | | |
| | 整 番 理 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

埋火葬台帳

ŝ

市町村名:

| _ | | | | | | | | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---|--------|-----|-----|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|-------------------------------|---|
| | 柴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 曹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 丰 | 田 | (支給額) | H | H | (支給額) | H | Æ | (支給額) | H | H | (支給額) | H | H | (支給額) | 田 | E | (支給額) | H | H | (支給額) | Æ | 田 | (支給額) | 田 |
| 5 費 | 骨箱 | E | (現物給与) | 有無 | E | (現物給与) | 有無 | Æ | (現物給与) | 有·無 | £ | (現物給与) | 有無 | E | (現物給与) | 有無 | 田 | (現物給与) | 有無 | E | (現物給与) | 有·無 | H | (現物給与) | 件 |
| 埋葬 | 埋葬又は 火葬料 | E | (支給額) | H | Æ | (支給額) | H | Æ | (支給額) | H | E | (支給額) | H | 田 | (支給額) | H | 田 | (支給額) | H | 田 | (支給額) | H | H | (支給額) | H |
| | 棺(付属品 を含む) | E | (現物給与) | 有·無 | Æ | (現物給与) | 有·無 | Æ | (現物給与) | 有·無 | Æ | (現物給与) | 有·無 | Æ | (現物給与) | 有·無 | 田 | (現物給与) | 有·無 | 田 | (現物給与) | 有無 | H | (現物給与) | 中 |
| 火-埋葬場 | 所 納骨場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 埋葬を行った者 | 住所。氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 埋葬 | 死亡者と の関係 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事格任品 | 退灰住川。 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 春 | 性別 年齡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡者 | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | Υ | | |
| # 1" | 年八莽年月日 | 年 | 町 | Ш | ——— | 町 | В | 种 | 町 | П | 華 | 町 | П | サ | 町 | В | 卅 | 町 | П | 种 | 町 | Ш | | | |
| - | % 年月日 | 年 | 町 | П | 年 | 町 | В | 年 | 町 | П | 年 | 町 | П | 中 | 町 | П | サ | 町 | П | 中 | 町 | П | | 令合 | |
| #1 4 # | 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

76-1

要領 具体的な取扱い 北海道広域火葬実施要領 第1 総則 1 趣旨 遺体の収容処理埋葬は北海 この要領は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、道、市町村及び人 葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 道地域防災計画(以下「防災 計画」という。) で大枠が規 定されている。本要領は具体 的な取扱いを定めるもの。 2 基本方針 道、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族 への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本要領に基づき広域火葬を実 施するものとする。 3 定義 この要領において、「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使 道外の火葬場を活用する場 用している火葬場の能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になった合き合きむが、広大な道にあっ 場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)において、当該市町村外 ては、道内のみの広域火葬を の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。 基本とする。 第2 平常時における対応 1 火葬場及び連絡担当部局の把握 道は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。 每年度、保健福祉部健康安 (1) 火葬場の名称、連絡先、火葬炉数等の必要な情報 全局食品衛生課生活衛生グル (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局名、連絡先等の必要な情報 ープ(以下「食品衛生課」と いう。) において各保健所を 通じ把握を行う。 2 広域火葬等実施組織の整備 市町村及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱い体制、火葬実施体制及 各市町村、火葬場設置者は び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。 普段からの備えに留意する。 3 資機材等の確保 市町村は、必要に応じて遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤(ドライアイス)の確保、 作業要員、火葬場までの搬送手段、搬送経路の確保方法及びその他必要な事項について、 措置を講じておくものとする。 4 情報伝達手順等の整備 道は、市町村及び火葬場設置者の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の 想定される様式は、本要領 で定める。 手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。 5 訓練 道は、必要に応じて、市町村及び火葬場設置者等と連携し、災害発生を想定した広域火 葬の訓練を行うものとする。 第3 災害発生時の対応

道は、広域火葬が必要であると判断した場合は、保健福祉部健康安全局食品衛生課にお

なお、食品衛生課と市町村及び火葬場設置者との連絡調整等は、各保健所(道立及び保

いて火葬に係る情報収集及び連絡調整を行うものとする。

健所設置市保健所)を通じて行うことを基本とする。

1 即応体制

2 被災状況の把握

(1) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火 葬場の被災状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、別紙様 | 災状況等を報告し、保健所は 式1により道に報告するものとする。

被災市町村は、保健所に被 当該内容を食品衛生課に報告 する。

(2) 道は、被災市町村からの報告により被害状況を把握し、厚生労働省に報告するものと する。

食品衛生課は厚生労働省 (生活衛生課)(以下「厚労 省」という。) に報告する。

被災市町村は、保健所を通

じて食品衛生課に応援を要請

3 広域火葬の応援・協力

- (1)被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、別紙様式2により速やかに道に広 域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 道は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づ き広域火葬の実施を決定し、別紙様式3により周辺等の市町村に広域火葬の応援を依頼|市町村に応援を依頼し、食品 するとともに厚生労働省に報告するものとする。

なお、道は、さらに広域的に火葬を実施する必要があると判断した場合は、別紙様式 4により厚生労働省に協力を依頼するものとする。

食品衛生課は保健所を通じ

衛生課は厚労省に報告する。

道外に応援を要請する必要 がある場合は、食品衛生課か ら厚労省に応援を要請する。

(3) 道から広域火葬の協力依頼を受けた市町村は、管内の火葬場設置者と連絡調整を行い、 可能な協力内容を別紙様式5により道に報告するものとする。

市町村は管内の火葬場設置 者に連絡を取り、保健所に応 援可能な内容を報告する。

食品衛生課は、火葬場を割

り振りし、保健所を通じて被

災市町村及び協力市町村にそ

被災市町村は協力市町村に

4 火葬場の調整

- (1) 道は、市町村からの回答を踏まえ、火葬場の割り振りを行い、これを別紙様式6によ り被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場のある市町村に対し、別紙様 式7により依頼の通知を行うものとする。
- (2)被災市町村は、道の割り振りに基づき、応援を承諾した火葬場のある市町村と火葬実 施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等により火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、 遺体を割り振りされた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとす る。

連絡し調整する。

れぞれ诵知する。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 被災市町村は、火葬場の職員が被災したために火葬場を稼働できない場合は、別紙様 式8により道に対し火葬要員の派遣を要請するものとする。

なお、火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。

(2) 道は、被災市町村からの要請に基づき、別紙様式3により周辺等の市町村に対し火葬 要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。 また、道は、燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体 遺を依頼し、その旨、厚労省 に応援・協力を依頼するものとする。

食品衛生課は、保健所を通 じ協力市町村に火葬要員の派 に報告する。

食品衛生課は、関係部を通 じ、燃料又は資機材の確保に ついて、災害時協定に基づき 関係団体に依頼する。

6 遺体の保存及び搬送

- (1)被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置 場所を確保するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するもの レする
- (2) 被災市町村は、遺体安置場所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送 を行うものとする。

- (3)被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確| 被災市町村は、保健所を通 保できない場合には、別紙様式9により道にそれらの手配を要請するものとする。
- (4) 道は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材及び遺体搬送手段の確保の要請があっ た場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

じ食品衛生課に手配を要請す

食品衛生課は関係部を通じ て、遺体保存に必要な資機材 及び搬送手段の確保につい て、災害時協定に基づき関係 団体等に依頼する。

7 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に行うために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提 供を行うものとする。

8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬 についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとす

9 火葬状況の報告

広域火葬に協力した市町村は、広域火葬の実施実績を、災害等による遺体とその他の原 因による遺体とに区分して、別紙様式10により道に日報として報告するものとする。 道は、道内の日報を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

10 火葬許可の特例的取扱い

- (1) 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍 確認の事後の実施等、実態に応じた特例的な取扱いについて道に協議するものとする。
- (2)協議を受けた道は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を被災市町村及び火葬 式不問) 場設置者に連絡するものとする。

11 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引き取り者が現れるま での間、保管するものとする。

附則

この要領は、平成28年1月27日から適用する。

広域火葬に協力した市町村 は、実績を日報として保健所 に報告する。食品衛生課は、 日報を取りまとめ厚労省に報 告する。

被災市町村は保健所を通じ て食品衛生課に協議する。(様

食品衛生課は、厚労省に承 認を求め、認められた場合は、 関係市町村等に通知する。

P72 第5章第2節 17 (2)

各 町 長 様

日地政策 581 号 平成 8年 6月28日

北海道日高支庁長

北海道消防防災ヘリコプター運航要綱等について

道においては、本道における航空消防防災体制の充実強化を図るため、本年3月に北海 道消防防災へリコプターを導入し、来る7月1日から運航を開始することとなりました。 つきましては、別添のとおり運航に関する要綱等を定めましたので、周知願います。

記

1. 消防防災ヘリコプター運航管理要綱

平成8年3月29日決定 平成8年4月 1日施行

2. 消防防災ヘリコプター緊急運航要綱

平成8年6月21日決定 平成8年7月 1日施行

3. ヘリコプターによる救急患者搬送手続要領

平成8年6月21日決定平成8年7月 1日施

・ヘリコプターによる救急患者搬送手続要領は「防災救急ヘリコプター(道警委託)運航要綱(昭和55年4月制定)」に定める「防災救急ヘリコプター等による救急患者の緊急搬送手続き要領」との一元化を図ったことから、「平成元年3月10日付け防災第184号各支庁長宛総務部長通知、防災救急ヘリコプターによる救急患者の緊急輸送について」及び「平成元年11月15日付け防災第880号各支庁長宛総務部長通知防災救急ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領の改正について」は廃止する。

4. 北海道防災救急ヘリコプター運航要綱

昭和55年4月 1日施行

5. その他

- (1) ヘリコプターによる緊急患者搬送に当り自衛隊、海上保安本部に対する要請手続きは、これまで各支庁において行っていたが、手続き及び運航の迅速化を図るため7月1日からヘリコプターによる救急患者搬送に限り、本庁(防災航空室)において調整し、要請事務手続きを行うこととする。
- (2) 市町村消防業務を円滑に応援するため、北海道と市、町及び消防の一部事務組合との間で、北海道消防防災へリコプター応援協定を締結することとしている。 なお、北海道消防防災へリコプター応援協定については、その事務が完了次第別途通知する。

(地域政策部地域政策課主查(防災))

北海道消防防災へリコプター運航管理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災へリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具 その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動(これらの活動に係る訓練を含む。)をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災へリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「防災航空室」という。)が航空消防活動従事者の 基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災へリコプターの共同運航に関する協定」(平成30年1月9日危対第2413号及び道本地(企)第152号)に基づき防災へリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

- 第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。
- 2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。
- 3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。
- 4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員(以下「隊員」という。)のうち救急救助員の中から総務部 危機対策局危機対策課防災航空室長(以下「防災航空室長」という。)が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

- 第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。
- 2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。
- 3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航責任者)

- 第7条 防災航空室に運航責任者を置く。
- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。 (運航安全管理者)
- 第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。
- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動の実施、航空消防活動が事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。
 - (2) 飛行計画を承認すること。
 - (3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと(北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。)。
 - (4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
 - (5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防 災航空室長が予め指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

- 第9条 防災航空室に安全担当者を置く。
- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災へリの運航

(乗務体制)

- 第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。
- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災へリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものと する。

(機長の責任と権限)

- 第11条 機長 (機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。) は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。
- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者(以下「搭乗者」という。)に対し、飛行の安全 上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

- 第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。
- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うことと されている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。
- 3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、 当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

- 第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。
- 2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空 消防活動指揮者と調整を図るものとする。
- 3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。
- 4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握 し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。
- 5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の 目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合におい ては、出発後速やかに説明を行うものとする。
- 6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動 指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

- 第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的 条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航 空消防活動を中止する判断を行うものとする。
- 2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

- 第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を 定めなければならない。
- 2 運航計画は、北海道消防防災へリコプター年間運航計画(様式第1号)及び北海道消防防災へリコプター月間運航計画(様式第2号)により定めるものとする。

(運航範囲)

- 第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要 性が認められる場合に運航するものとする。
 - (1) 災害応急対策活動

- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動
- 2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する 緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

- 第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」という。)は、緊急運航以外の運航(以下「通常運航」という。)に優先する。
- 2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。
- 3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急運航 業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航責任者に報告しなけ ればならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

- 第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。
- 2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。
- 3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。
- 4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。
- 3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機 場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。
- 4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災ヘリの使用 (緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表 (様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表 (様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

- 第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災へリコプター使用承認書(様式第 8号)を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

- 第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
- 2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

- 第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1)機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
 - (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
 - (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
 - (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
 - (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の

整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な 訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

- 第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。
 - (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
 - (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置(CRM)を円滑に実施するための訓練
 - (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成 訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防 災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

- 第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。
 - (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
 - (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。
 - (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 年間の教育訓練等の対象者
 - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
 - (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(捜索及び救護体制の確立)

- 第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。 (航空事故発生時の措置)
- 第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。
- 2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災へりの故障等に関する情報を 入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなけ ればならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官 にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなけ ればならない。

第10章 雑 則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存して おかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

北海道消防防災へリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災へリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく 北海道消防防災へリコプター(以下「防災へリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防 災へリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

- 第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。
 - (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
 - (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
 - (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

- 第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする
 - (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要が あると認められる場合

ウその他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (7) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関 に搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能 予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、 医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。

- (4) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する 活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災へりにより搬送することができるものとする。

- (ウ) 感染症患者等の搬送
 - a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において 所定の感染症患者(疑似症患者を含む。)を搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。 北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。
- (エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災へリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

- (3) 救助活動
 - ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認め られる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

- (4) 火災防御活動
 - ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集 を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合 (緊急運航を行う時間帯)

- 第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間(日の出から日没まで)を考慮して行う ことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。
 - (1) 転院搬送を行う場合
 - (2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航(感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。)の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式 第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に 定める「北海道消防防災へリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

- 第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。
- 2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、 速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整える ものとする。

(報告)

第8条 緊急運航(転院搬送を除く。)を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附則

- この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票

| 次のとおりヘリコプターの出動を要請します。 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-----------------------|---------|----------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|-------|--|
| | | | | | 要請機関名 | | | | | |
| | | | | | 担当者職氏名 | | | D.1.1 | | |
| | 一 | Æн | 1 | / -: | | Tel / | | FAX | | |
| { { 5 } | | 知 生日時 | | | <u>月</u> 月 日 | 時 分 時 分 | | | | |
| 災害 | 災害発 | | | 十) | <u>1 H</u> | <u>时 刀</u> | | | | |
| 0 | 災害 | | | | | | | | | |
| 状 | , , , , | | | | | | | | | |
| 況 | | | | | | | | | | |
| • | 災害発 | | | | | | | | | |
| 派 | 生状況 | | | | | | | | | |
| 遣畑 | ## 第 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 | | | | | | | | | |
| 理由 | 措置状況 | | | | | | | | | |
| ш | | | | | | | | | | |
|)/E | 中子 ハ 正 | | | | | メガルフ | | | | |
| | 遣を必要 する区域 | | | | | 希望する 活動内容 | | | | |
| | 9 公区域 | | | | | | | | | |
| 気 | 象の状況 | | | | | | | | | |
| 域 | 推着陸場 | 離着 | 陸場名 | | | | | | | |
| | 唯有陸場 ひ状況 | 特記 | 3 事 項 | (照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 現地での資機 | | | | |
| Ví. | 西しナス | | | | | 材確保状況 | | | | |
| | 要とする 資 機 材 | | | | | | | | | |
| Ь | 4 1/X 1/1 | | | | | 特記事項 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 扇病者の | | | | | 救急自動車 | | | | |
| | 般送先 | | | | | の手配状況 | | | | |
| | C DV BB | | 要請してい | | | | | | | |
| | 地機関の | る機関名 | | | | | | | | |
| 応援状況 | | 現場付近で活動中の航空機の状況 | | | | | | | | |
| | | の航空機の状況 (職・氏名) (職・氏名) | | | | | | | | |
| 現地最高 | | (1)发送1/1/2017 (棚*八石) | | | | | | | | |
| 指揮者 | | | | | | | | | | |
| 無線連絡 | | | | | | (周波拳 | <u>—</u> 数) | Hz | | |
| 方法 | | | | | | (/⊢J1/X3 | ·^/ | | | |
| その他参考 となる事項 | | | | | | | | | | |
| ے ا | なる争項 所属 | 職 | 氏名 | 年齢 | 所属 | 職 | 氏名 | 年齢 | 備考 | |
| 搭 | // //内 | 1117 | 1 + 1 1 | 1_ML | 1八 /内 | 十月人 | FV/H | 비역 [| thi 🗁 | |
| 乗者 | | | | | | | | | | |
| 者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災へリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

| | 災害発生 | 三日時 | | | | | | | | |
|------------------------|------|-----|-------|----|--------------|---|-----|------|---|---|
| | 災害発生 | 三場所 | | | | | | | | |
| | 派遣 | 区域 | | | | | | | | |
| | 離着降 | 虚 場 | | | | | | | | |
| | 使用した | 資機材 | | | | | | | | |
| | 傷病者の | 搬送先 | | | | | | | | |
| 消防防災へリコプター に係る活動内容等 | | | 【地元の活 | | (消防防災・アターによる | | | る分)】 | | |
| 災害発生状況 •措置状況 | | | | | | | | | | |
| その他参考となる事項 | | | | | | | | | | |
| | 所属 | 職 | 氏名 | 年齢 | 所属 | 職 | 氏名 | 年齢 | 備 | 考 |
| 搭 | | | | | | | | | | |
| 搭乗者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | l) | | | | | I - | | | |

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

- 第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。
 - (1) 依頼病院等
 - ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
 - イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
 - ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、 その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、 その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

- イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関 の確保を行うものとする。
- ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自 動車の手配を行うものとする。
- エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その 内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

- ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災へリコプターの出動準備を開 始するものとする。
- イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について 判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその 旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町 村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

- 第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
- 2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空 機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成 8年7月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。

救助の種類及び概要

P79 第5章第2節 21 (6)

| 救助の種類 | | | 内容 | | | 期間 | 基本額 |
|---------------------|---------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------------|---|
| 避難所の設置 | | 現に被害を受 に収容する。 | | | | 7日以内 | 1人1日当たり330 円以内(ただし、冬 期間及び福祉避難 所の設置に要した |
| 福祉避難所の設置 | <u>.</u> | 高齢者等であ する者を収容・ | って、避難所生 する。 | 三活に特別な配 | 2慮を必要と | | 実費は加算でき る) |
| 応急仮設住宅の供 | 与 | | 全焼、流出)し、)資力では住家 È宅を仮設し、(| を得ることがで | | 着工〜20日 以内 供与〜完成 の日から2年 以内 | 1戸当たり5,714 千円以内 |
| 福祉仮設住宅の供 | .与 | 高齢者等であ要とする者に対 | って、日常生活 対して供与する | | な配慮を必 | | |
| 炊出しその他による 品の給与 | る食 | 避難所に収容に対し、炊出し に対し、炊出し 護する。 | された者等、E 等により一時I | | | 7日以内 | 1人1日当たり 1,160円 |
| 飲料水の供給 | | 現に飲料水(飽できない者に対 | 欠料水及び炊事 対し、最小限度 | | | 7日以内 | 当該地域におけ る通常の実費 |
| 被服、寝具その他生必需品の給与また貸与 | | 日用品を喪失 | または毀損し、 対し、急場をし | 直ちに日常生 | 活を営むこと | | |
| 《別表》 | | | T | I | 4 I III III | = 1 III III | 6人以上1人増すごと |
| 全壊、全焼、 | 百 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | の加算 |
| | 夏冬 | 18,800円 | 24,200円 | 35,800円 | 42,800円 | 54,200円 | 7,900円 |
| 半壊、半焼、 | <u>令</u> 夏 | 31,200円 6.100円 | 40,400円 | 40,400円 8.300円 | 65,700円 15,100円 | 82,700円 19.000円 | |
| | <u> </u> | 10.000円 | 13.000円 | 13.000円 | 21.900円 | 27.600円 | 3,600円 |
| | ~ | 10,0001 1 | 10,0001 1 | 10,000[1] | 21,500[] | 27,000[] | 0,0001 1 |
| | | | | | | | |

| 救助の種類 | 内容等 | 期間 | 基本額 |
|-----------------|---|----------------|------------------------------|
| 医療 | 医療の途を失った者に対し、救護班等により応急的処置を行う。(救護班の派遣によることを原則)・・・日赤委託 | 14日以内 | 救護班〜実費 病院等〜国保診 療報酬の額以内 |
| 助産 | 災害発生の日以前7日以降、災害発生の日以後7日以内までに分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の措置を行う。 | 分娩の日か ら7日以内 | 救護班〜実費 助産師〜慣行料 金の8割以内 |
| 災害にかかった者の 救出 | 現に生命、身体が危険にある状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索、救出する。 | 3日以内 | 当該地域における通常の実費 |

| 災害にかかった住宅 の応急修理 | 1 住宅が半壊(半焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(半焼)した者 | 1ヵ月以内 | 大規模半壊、半 壊、半焼〜595千 円 半壊又は半焼に準 ずる程度の損傷〜 300千円 | | |
|--|--|----------------------------------|--|--|--|
| 救助の種類 | 内容等 | 期間 | 基本額 | | |
| 学用品の給与 | 住家被害等により、就学上欠くことのできない学用品を 喪失、または毀損し、直ちにこれらを入手することができ ない、小学校児童及び中学校、高等学校等の生徒に対 し、必要最小限の学用品を給与する。 | 教科書等~ 1ヵ月以内 文房具等~ 15日以内 | 教科書等〜実費 文房具等〜小学生 1人当たり4,500円 以内 中学生1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒1 人当たり5,200円以 内 | | |
| 埋葬 | 災害の際に死亡した者に対し、応急的な埋葬を実施する。 | 10日以内 | 1体当たり 12歳以上215,200 円以内 12歳未満172,000 円以内 | | |
| 死体の捜索 | 災害により行方不明の状態にあり、かつ各般の事情に よりすでに死亡していると推定される者を捜索する。 | 10日以内 | 当該地域における通常の実費 | | |
| 死体の処理 | 災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(洗 浄・縫合・消毒等をはじめ、一時保存、検案等)を行 う。・・・日赤委託 | 10日以内 | 1体当たり 洗浄・消毒等3,500 円以内 一時保存(場所) 5,400円以内 検案〜地域の通常 の実費 | | |
| 障害物の除去 | 自宅の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってこれを除去することができない者に対し、日常生活に欠くことのできない部分の障害物を除去する。 | 10日以内 | 1世帯当たり 137,900円以内 | | |
| 輸送費及び賃金職 員等雇上費 | 上記救助の実施に必要な物資等の輸送及び賃金職員 等の雇上げを行う。 | 各々の救助 の実施が認 められる期間 | 当該地域における通常の実費 | | |
| これら基準により難い特別の事情がある時は、厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定することができる。 | | | | | |

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道(以下「道」という。)及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、道内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策(以下「応援等」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(応援等の種類)

- 第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資(食料、飲料水、 生活必需物資等)等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項 (地域区分)
- 第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域 に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円 滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害 の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に 対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対 して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請 (応援等の要請の手続)
- 第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に 応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。
- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び 第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村 と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災 市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担する ものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災へリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び 市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別 表

| 地域区分 | 構成市町村 |
|------------|------------------|
| 空知総合振興局 | 空知総合振興局管内の市町 |
| 石 狩 振 興 局 | 石狩振興局管内の市町村 |
| 後志総合振興局 | 後志総合振興局管内の市町村 |
| 胆振総合振興局 | 胆振総合振興局管内の市町 |
| 日高振興局 | 日高振興局管内の町 |
| 渡島総合振興局 | 渡島総合振興局管内の市町 |
| 檜 山 振 興 局 | 檜山振興局管内の町 |
| 上川総合振興局 | 上川総合振興局管内の市町村 |
| 留萌振興局 | 留萌振興局管内の市町村 |
| 宗谷総合振興局 | 宗谷総合振興局管内の市町村 |
| オホーツク総合振興局 | オホーツク総合振興局管内の市町村 |
| 十勝総合振興局 | 十勝総合振興局管内の市町村 |
| 釧路総合振興局 | 釧路総合振興局管内の市町村 |
| 根室振興局 | 根室振興局管内の市町 |

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定(以下「協定」という。)第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

- 第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。 (応援等の要請の方法)
- 第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

- 第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定 に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、 応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請 求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道 及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市 町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、 道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

日高管内における災害時相互応援協定書

日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町(以下「協定町」という。) 及び北海道日高振興局(以下「日高振興局」という。)は、災害時における応急対策及び復旧対策 (以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援、被災住民の協定町の区域における一時滞在(以 下「広域一時滯在」という。)(以下「応援等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、日高管内において、大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合において、災害時に被災した町(以下「被 災町」という。)が応急対策等を円滑に遂行できるように、協定町が被災町の要請に対して、応 援等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(連携体制)

第2条 協定町及び日高振興局は、あらかじめ連絡担当部署及び連絡責任者を定めて相互に連絡し、 災害が発生した場合には、速やかに必要な情報等を交換するものとする。

- 第3条 応援等の円滑な実施を図るため、協定町を次の3地域に区分し、優先的に応援等を要請す るものとする。
 - (1) 日高西部地域 日高町、平取町
 - (2) 日高中部地域 新冠町、新ひだか町
 - (3) 日高東部地域 浦河町、様似町、えりも町
- 応援等を要請された協定町は、自己の区域内の災害に対する応急対策等を実施する必要がある 場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じるものとする。

(日高振興局の役割)

第4条 日高振興局は、被災町の処理する災害対応に関する業務を支援するとともに、協定町間の 連絡調整、情報交換及び協定町以外への応援等要請等について補完的役割を果たすものとする。

(応援等の内容)

- 第5条 応援等の内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん(4)応援等及び救急活動に必要な車両、船舶等の提供及びあっせん

 - (5) 広域一時滞在等による被災住民の受け入れ
 - (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
 - (7) ボランティアのあっせん、調整等
 - (8) 災害時の情報発信協力
 - (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援等要請の手続)

- 第6条 応援等を要請しようとする被災町の長は、次の事項を明らかにし、協定町の長又は日高振 興局長に対し応援等を要請するものとする。この場合において、被災町は必要事項を記載した文 書を後日、速やかに応援等を要請した協定町に送付しなければならない。
 - (1)被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる応援等を要請する場合にあっては職員の職種、人数等
 - (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援等を要請する場合にあっては物資等の品名、数量等
 - (4) 応援等場所、応援等場所への経路及び移送手段
 - (5) 応援等の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

- 第7条 協定町の長は、前条の規定に関わらず、いずれかの区域において激甚な災害が発生し、通 信の途絶等により被災町との連絡がとれない場合には、当該被災町以外の協定町の長は、自らの 判断に基づき自主応援活動を行うことができる。
- 自主応援活動を開始した場合は、被災町及び日高振興局に応援の内容をできるだけ速やかに連 絡するものとする。

(応援等経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災町において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災町において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合に は、応援等を受けた被災町の求めにより、応援等を行った協定町は、当該経費を一時繰替支弁す るものとする。
 - なお、この場合、応援等を行った協定町は、当該経費の額を、町長名による請求書により関係
- 書類を添付の上、被災町に請求するものとする。 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災町と応援等を行った 協定町が協議して定めるものとする。
- 協定町が自主応援を行った場合の費用については、前各項の規定を適用する。

(損害補償)

- 第9条 応援等職員が応援等業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務 員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 2 応援等職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援等業務中に生じたものに あっては要請した被災町が、被災町への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行っ た協定町が、当該損害を賠償するものとする。
- 3 前各項の規定により難い場合については、応援等を受けた被災町と応援等を行った協定町とが協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村において締結する「災害時等における北海道及び市町村相互の 応援等に関する協定」等の各種協定や各市町村間で締結するその他の災害時相互応援に係る協定 を妨げるものではない。

(協定の更新)

第11条 この協定の内容は、毎年度、日高管内防災関係機関連絡会議各町課題検討専門部会において議論し、必要に応じて、見直すものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項については、協定町及び日高振興局が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、協定町の長及び北海道日高振興局長は記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和2年6月23日

| 日 | 高 | 町 | 長 | 大 | 馬 | 千 | 北流道沙 秋流郡日高 町長之印 |
|----|--------------|--------------|----|---|---|---|--|
| 平 | 取 | 町 | 長 | 川 | 上 | | 海門河流 |
| 新 | 冠 | ĦŢ | 長 | 鳴 | 海 | 修 | 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 |
| 浦 | 河 | HT. | 長 | 池 | H | | 北流道 清河郡界 排溝河郡野 長さ年戸 |
| 様 | 似 | 町 | 長 | 坂 | 下 | _ | 全的百号次(全局方言次) 上上的方言的 |
| え | りも | ,町 | 長 | 大 | 西 | 正 | 紀 |
| 新 | ひだ | カュ 町 | 長 | 大 | 野 | 克 | では でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする |
| 北海 | 菲 道日高 | 新振興 昂 | 局長 | 北 | 村 | 英 | 明息高原質 |
| | | | | | | | |

小台湾河山

友好町村災害相互応援協定

P82 第5章第2節 21 (3)

(趣 旨)

第1条 様似町と野田村(以下「友好町村」という。)いずれかの町村において災害が発生 した場合、友好町村の友情と信頼に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び 復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を結ぶ。

(要 請)

- 第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話をもって要請し事後文書を提出するものとする。
 - (1)災害の状況
 - (2) 必要とする日用品、食料、資材等の提供、その職種及び数量
 - (3) 必要な職員の派遣、その職種及び人数
 - (4) 必要とする期間
 - (5) 支援する場所
 - (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助のため要請を受けた友好町村は、すみやかにこれを実施するものとする。

(経費)

第4条 前条の業務実施に要した費用は、援助を要請した町村が負担するものとする。ただし、第2条第3号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。

(応援職員の公務災害)

第5条第2条第3号の規定により派遣した職員が、その応援業務により負傷し、疾病 にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とす る。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は、援助を要請した町村の負担とする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が、確実かつ円滑に行われるよう友好町 村防災担当課長を連絡責任者として置く。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定成立の日からとし、協定期間満了は友好町村解約の 日とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、友好町村が協議して定めるものとする。 平成10年10月4日

> 北海道様似郡様似町長 谷 崎 敏 夫 岩手県九戸郡野田村長 中 川 正 勝

災害発生時における様似町内郵便局と様似町の協力に関する協定

様似町内郵便局(以下「甲」という。)と様似町(以下「乙」という。)は、様似町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

- 第2条 甲及び乙は、様似町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
 - (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供 (車両配備局に限る)
 - (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務 に支障のない範囲内において協力するものとする。

(会議)

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

(訓練)

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

(経費の負担)

- 第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法 令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請 した者が負担する。
- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報 交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 郵便局株式会社 様似郵便局長

乙 様似町

総務課長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年 7月 1日から平成31年 3月31日 までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通 を保有する。

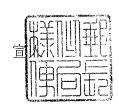
平成 20年 6月 10日

甲

様似町内郵便局

(様似郵便局、鵜苫郵便局、様似本町郵便局、幌満郵便局))

住所 様似郡様似町錦町 6-6 代表 郵便局株式会社 様似郵便局長 藤田



Z

様似町

住所 様似郡様似町大通1丁目 様似町長



日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会

災害時相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会(以下「地区」という。)が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部(以下「地方支部」という。)から応援要請があった場合においても、地区の長(以下「区長」という。)の要請に基づき応援協力をすることとする。

(応援要請の手順)

- 第3条 応援要請の手順は、次の各号による。
 - (1) 各会員は、その属する区長都市へ応援を要請する。
 - (2) 区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

- 第4条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

- 第5条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 応急給水作業
 - (2) 応急復旧作業
 - (3) 応急復旧用資材の供出
 - (4) 工事業者のあっせん
 - (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

- 第6条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。
- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第7条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第9条 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定 (平成10年12月1日締結)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書17通を作成し、地区会員が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年7月26日

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会区長

室蘭市長 新宮 正志

白老町長 飴谷 長 藏 伊達市長 菊 谷 秀 吉 新ひだか町長 酒 井 苫小牧市長 岩 倉 博 文 芳 秀 登別市長 上 野 晃 壮瞥町長 山中 厚真町長 藤原 正 幸 洞爺湖町長 長崎 良夫 安平町長 瀧 孝 新冠町長 小 竹 國昭 浦河町長 谷 川 弘一郎 日高町長 茂 えりも町長 岩 本 平取町長 中道 善光 溥 叙 様似町長 坂下 一幸

むかわ町長 山口 憲造

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

北海道(以下「甲」という。)及び市町村(乙1から乙150まで)(以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。)と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部(以下「丙」という。)は、甲及び乙の所管する下水道施設(以下「下水道施設」という。)が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合(以下「災害時」という。)における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災 した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

(技術支援協力の範囲)

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

(技術支援協力の要請)

- 第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。
- 2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員(以下「支援協力者」という。)及び支援協力者のうち事務局となる会員(以下「事務局員」という。)を書面により甲又は乙に通知する。
- 3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員(以下「業務実施者」という。)に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

(費用)

第5条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は 乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

(業務の実施)

- 第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。
- 2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。
- 3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力

の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

(広域の被災)

第8条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

(労災及び損害補償など)

- 第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。
- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした 場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書 面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定め るものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求 することができる。
- 4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

(事務局及び連絡体制)

- 第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
 - (1) 甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
 - (2) 丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。
 - (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
 - (4)連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(情報の保護)

第 11 条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

- 第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の期間)

第 13 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。また、乙は、甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

| | IIII Vaagaali |
|------------|---|
| 甲 | 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋 はるみ 日 |
| 乙1 | 北海道函館市末広町5番14号 函館市下水道事業管理者 川越 英雄 |
| Z2 | 北海道小樽市花園2丁目11番15号 小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦 |
| Z3 | 北海道旭川市上常磐町1丁目 旭川市水道事業管理者 木口 信正 |
| 乙4 | 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号 室蘭市公営企業管理者 塩越 順一 |
| Z5 | 北海道釧路市南大通2丁目1番121号 釧路市公営企業管理者 土屋 敬視 |
| Z6 | 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市公営企業管理者 阿部 信一 |
| Z 7 | 北海道北見市桜町2丁目9番地1 北見市公営企業管理者 小林 敬里 |
| 乙8 | 北海道夕張市本町4丁目2番地 夕張市長 鈴木 直道 |
| Z9 | 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市長 松野 哲 |

| | 網走市長が水谷が洋一 |
|--------|--|
| 乙11 | 北海道留萌市幸町1丁目11番地 留萌市長 中西 俊司 |
| 乙12 | |
| 乙13 | 北海道稚内市中央3丁目13番15号 稚内市長 工藤 広 |
| 乙14 | 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市長 髙橋 幹夫 |
| 乙15 | 北海道芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市長 萩原 貢 |
| Z16 | 北海道江別市萩ヶ岡1番地4 江別市水道事業管理者 佐藤 哲司 |
| 乙17 | 北海道赤平市泉町4丁目1番地 赤平市長 菊島 好孝 |
| 乙18 | 北海道紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一 |
| 乙19*** | 北海道士別市東6条4丁目1番地 士別市長 牧野 勇司 |
| 乙20 | 北海道名寄市大通南1丁目1番地 名寄市長 加藤 剛士 |
| 乙21 | 北海道三笠市幸町2番地 三笠市長 西城 賢策 |
| Z22 | 北海道根室市常盤町2丁目27番地 根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔 |
| 乙23 | 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦 |

北海道網走市南6条東4丁目

乙10

| 乙24 | 北海道滝川市大町1丁目2番15号 滝川市長 前田 康吉 |
|----------|--|
| 乙25 | 北海道砂川市西6条北3丁目1番地砂川市公共下水道管理者 砂川市長 善岡 雅文 |
| Z26 | 北海道歌志内市字本町5番地歌志内市長 村上 隆興 |
| Z27 | 北海道深川市2条17番17号 深川市長 山下 貴史 |
| Z28 | 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市長 能登 芳昭 |
| Z29 | 北海道登別市中央町6丁目11番地登別市長 小笠原 春一 |
| Z30 | 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕 |
| 乙31 | 北海道伊達市鹿島町20番地1 伊達市長 菊谷 秀吉 |
| Z32 ···· | 北海道北広島市中央4丁目2番地1 北広島市長 上野 正三 |
| Z33 | 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市長 田岡 克介 |
| Z34 | 北海道北斗市中央1丁目3番10号 北斗市長 池田 達雄 |
| Z35 ⁵ | 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町長 宮司 正毅 |
| Z36 | 北海道上磯郡知内町字重内21番1号 知内町長 大野 幸孝 |
| Z37 | 北海道上磯郡木古内町字本町218番地 木古内町長 大森 伊佐緒 |
| | |

乙24

| <u> </u> | 七飯町長中宮安一 |
|----------|--------------------------------------|
| Z39 | 北海道茅部郡森町御幸町144番地1 森町水道事業管理者 梶谷 惠造 |
| Ž40 | 北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町長 岩村 克詔 |
| Z41 | 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1 長万部町長 木幡 正志 |
| Z42 | 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町長 照井 營之介 |
| Z43 | 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町長 工藤 昇 |
| Z44 | 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地 乙部町長 寺島 光一郎 |
| Z45 | 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地 奥尻町長 新村 卓実 |
| Z46 | 北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1 今金町長 外崎 秀人 |
| Z47 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町長 高橋 貞光 |
| 乙48 | 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 寿都町長 片岡 春雄 |
| 乙49 | 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 黒松内町長 鎌田 満 |
| Z50 | 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地ニセコ町長 片山 健也 |
| 乙51 | 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 |

| 乙52 | 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地 留寿都村長 場谷 常八 |
|------------|--|
| | 田村即竹文 场台 市八 |
| Z53 | |
| | 喜茂別町長 菅原 章嗣 |
| Z54° | 北海道虻田郡京極町字京極527番地 |
| | 京極町下水道事業管理者 山崎 一雄 |
| Z55 | 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地 |
| | 倶知安町長 西江 栄二 |
| 756 | 北海道共和町南幌似38番地の2 |
| | 共和町長 山本 栄二 |
| 757 | 化海岸中那岸中町京公 4 2 4 至地 4 |
| 201 | 北海道岩内郡岩内町高台 134 番地 1 岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司 |
| | |
| Z58 | 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7 泊村長 牧野 浩臣 |
| | |
| Z59 | 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 |
| | 古平町長 貞村 英之 |
| Z60 | 北海道余市郡余市町朝日町26番地 |
| | 余市町長 嶋 保 |
| Z61 | 北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2 |
| | 赤井川村長 赤松 宏 |
| 乙62 | 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 |
| | 南幌町長 三好 富士夫 |
| Z63 | 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 |
| | 奈井江町長 北 良治 |
| Z64 | 北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10 |
| U - | 上砂川町長 奥山 光一 |
| 7.05 | JUNE DE DE COMPANIE DE LA COMPANIE D |
| 公65 | 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町長 戸川 雅光 |

| Z66 | 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 |
|---------|---------------------------------------|
| | 栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭 |
| 乙67 | 北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15 浦臼町長 斉藤 純雄 |
| Z68 | 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町長 熊田 義信 |
| Z69 | 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号 沼田町長 金平 嘉則 |
| Z70 ··· | 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町長 谷 寿男 |
| 乙71 | 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号東神楽町長 山本 進 |
| 乙72 | 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町長 菊川 健一 |
| Z73 | 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号 比布町長 村中 一徳 |
| 乙74 | 北海道上川郡愛別町字本町179番地愛別町長 前佛 秀幸 |
| Z75 · | 北海道上川郡上川町180番地 上川町長 佐藤 芳治 |
| Z76 | 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号東川町長 松岡 市郎 |
| Z77 | 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町長 浜田 哲 |
| Z78 | 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号 上富良野町長 向山 富夫 |
| 乙79 | 北海道空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町長 木佐 剛三 |

| Z80 | 北海道空知郡南富良野町字幾寅 |
|-----------|--|
| | 南富良野町長池部彰 |
| Z81 | 北海道勇払郡占冠村字中央 占冠村長 田中 正治 |
| Z82 | 北海道上川郡和寒町字西町120番地 和寒町長 奥山 盛 |
| Z83 | 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号 剣淵町長 早坂 純夫 |
| Z84 | 北海道上川郡下川町幸町63番地下川町長 谷 一之 |
| Z85 | 北海道中川郡美深町字西町18番地 美深町長 山口 信夫 |
| Z86 | 北海道增毛郡增毛町弁天町3丁目61番地 増毛町長 堀 雅志 |
| Z87 | 北海道留萌郡小平町字小平町216番地 小平町長 関 次雄 |
| Z88 | 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男 |
| Z89 · · · | 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町長 駒井 久晃 |
| Z90 | 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地 遠別町長 笹川 洸志 |
| 乙91 | 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113 天塩町長 浅田 弘隆 |
| Z92 | 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地 浜頓別町長 菅原 信男 |
| Z93 | 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 中頓別町長 小林 生吉 |
| | |

- 乙94 北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1
 江差町長 村上 守継
- 乙95 北海道天塩郡豊富町大通り6丁目豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光
- 乙96 北海道礼文町
 礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地利尻富士町長 田村 祥三
- 乙99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地 幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地 美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地 津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地 斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地 置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1 佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町長 佐尺木 修一
- 乙106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地 滝上町長 長屋 栄一

- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地 興部町長 硲 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地 雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号 大空町長 山下 英二
- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号 白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地 厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地 むかわ町長 竹中 喜之
- 乙118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1 日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号 浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂下 一幸

- 乙122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地 幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- 乙123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号 新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地 士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地 上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1 ・ 鹿追町長 吉田 弘志
- 乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地 新得町長 浜田 正利
- 乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 清水町長 阿部 一男
- 乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町長 宮西 義憲
- 乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地中札内村下水道事業管理者 森田 医彦
- 乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地 更別村長 西山 猛
- 乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地 大樹町長 酒森 正人
- 乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1 広尾町長 村瀬 優
- 乙135 北海道中川郡幕別町本町130番地1 幕別町長 飯田 晴義

- 乙136 北海道池田町字西1条7丁目 池田町長 勝井 勝丸
- 乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地 豊頃町長 宮口 孝
- 乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 本別町長 髙橋 正夫
- 乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1 足寄町長 安久津 勝彦
- 乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地 陸別町長 野尻 秀隆
- 乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6 浦幌町長 水澤 一廣
- 乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 佐藤 広高
- 乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町長 若狭 靖
- 乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 浜中町長 松本 博
- 乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地標茶町長 池田 裕二
- 乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 弟子屈町長 徳永 哲雄
- 乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1 白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫
- 乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地 別海町長 曽根 興三
- 乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地中標津町長 西村 穣

乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号標津町長 金澤 瑛

内 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号 一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会 北海道支部長 佐藤 謙二

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と市町村(乙1から乙150まで)(以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設(以下「下水道管路施設」という。)が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

- 第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。
- (1)被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)
- (2) その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力 要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じ て行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

(復旧支援の実施)

- 第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。
- 2 大規模災害等において、内が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援 の実施は協議の上で決定する。

(費用)

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

(報告)

- 第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。
- 2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、 丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。
- 2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

(下水道台帳データの開示)

- 第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から 提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

では(情報の保護) はは、過ぎなど はんしゅう こうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

· 1945年(広域被災)。京都市民国和国家、1000年,1966年,1966年,1960年

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における 災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関 わる支援活動も併せて行う。

- 第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
- (1) 甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4)連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(合同訓練)

- 第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定 終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

- 第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。
- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

| 甲 | 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋 はるみ ロー |
|-----|---|
| .乙1 | 北海道函館市末広町5番14号 函館市下水道事業管理者 川越 英雄 |
| 乙2 | 北海道小樽市花園2丁目11番15号 小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦 |
| Z3 | 北海道旭川市上常磐町1丁目 旭川市水道事業管理者 木口 信正 |
| Z4 | 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号 室蘭市公営企業管理者 塩越 順一 |
| Z5 | 北海道釧路市南大通2丁目1番121号 釧路市公営企業管理者 土屋 敬視 |
| Z6 | 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市公営企業管理者 阿部 信一 |
| Z7 | 北海道北見市桜町2丁目9番地1 北見市公営企業管理者 小林 敬里 |
| Z8 | 北海道夕張市本町4丁目2番地 夕張市長 鈴木 直道 |
| Z9 | 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市長 松野 哲 |
| 乙10 | 北海道網走市南6条東4丁目 網走市長 水谷 洋一 |
| | 北海道留萌市幸町1丁目11番地 留萌市長 中西 俊司 |
| 乙12 | 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文 |
| Z13 | 北海道稚内市中央3丁目13番15号 稚内市長 工藤 広 |
| 乙14 | 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市長 高橋 幹夫 |
| 乙15 | 北海道芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市長 萩原 貢 |

| Z16 | 北海道江別市萩ヶ岡1番地4 江別市水道事業管理者 佐藤 哲司 |
|----------|--|
| 乙17 。 | 北海道赤平市泉町4丁目1番地 赤平市長 菊島 好孝 |
| 乙18 | 北海道紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一 |
| Z19 | 北海道士別市東6条4丁目1番地 士別市長 牧野 勇司 |
| | 北海道名寄市大通南1丁目1番地名寄市長 加藤 剛士 |
| 乙21 | 北海道三笠市幸町2番地 三笠市長 西城 賢策 |
| Z22 | 北海道根室市常盤町2丁目27番地 根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔 |
| Z23 | 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦 |
| Z24 | 北海道滝川市大町1丁目2番15号 滝川市長 前田 康吉 |
| 乙25 | 北海道砂川市西6条北3丁目1番地砂川市公共下水道管理者砂川市長 善岡 雅文 |
| 乙26 | 北海道歌志内市字本町5番地 歌志内市長 村上 隆興 |
| 乙27 | 北海道深川市2条17番17号 深川市長 山下 貴史 |
| Z28 | 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市長 能登 芳昭 |
| Z29 | 北海道登別市中央町6丁目11番地 登別市長 小笠原 春一 |
| Z30 | 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕 |
| | |

伊達市長

北海道伊達市鹿島町20番地1

菊谷 秀吉

乙31

| Z32 ™ | 北海道北広島市中央4丁目2番地1 北広島市長 上野 正三 |
|---------|--------------------------------------|
| Z33 | 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市長 田岡 克介 |
| Z34 ° | 北海道北斗市中央1丁目3番10号 北斗市長 池田 達雄 |
| Z35 | 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町長 宮司 正毅 |
| Z36 · · | 北海道上磯郡知內町字重内21番1号 知内町長 大野 幸孝 |
| Z37 ··· | 北海道上磯郡木古内町字本町218番地 木古内町長 大森 伊佐緒 |
| Z38 | 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町長 中宮 安一 |
| Z39 | 北海道茅部郡森町御幸町144番地1 森町水道事業管理者 梶谷 惠造 |
| Z40 | 北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町長 岩村 克詔 |
| Z41 | 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1 長万部町長 木幡 正志 |
| Z42 | 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町長 照井 誉之介 |
| Z43 · | 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町長 工藤 昇 |
| 乙44 | 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地乙部町長 寺島 光一郎 |
| Z45 | 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地 奥尻町長 新村 卓実 |
| Z46 | 北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1 今金町長 外崎 秀人 |
| Z47 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町長 高橋 貞光 |

| Z48 | 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 寿都町長 片岡 春雄 |
|-----------|---|
| Z49 | 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 黒松内町長 鎌田 満 |
| Z50 | 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地ニセコ町長 片山 健也 |
| 乙51 | 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 真狩村長 佐々木 和見 |
| Z52 | 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地 留寿都村長 場谷 常八 |
| Z53 · | 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地 喜茂別町長 菅原 章嗣 |
| Z54 ····· | 北海道虻田郡京極町字京極527番地京極町下水道事業管理者 山崎 一雄 |
| Z55 · · · | 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地 倶知安町長 西江 栄二 |
| Z56 ° | 北海道共和町南幌似38番地の2 共和町長 山本 栄二 |
| Z57 ° | 北海道岩内郡岩内町高台 134 番地 1 岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司 |
| Z58 | 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7 泊村長 牧野 浩臣 |
| Z59 | 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町長 貞村 英之 |
| Z60 | 北海道余市郡余市町朝日町26番地余市町長 嶋 保 |
| 乙61 | 北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2 赤井川村長 赤松 宏 |
| Z62 | 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 南幌町長 三好 富士夫 |
| Z63 | 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 奈井江町長 北 良治 |
| | |

| <u>4</u> 04 | 北海道空知郡上砂川町子上砂川町40番地10上砂川町長 奥山 光一 |
|-------------|--|
| Z65 · | 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町長 戸川 雅光 |
| Z66 | 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭 |
| Z67 | 北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15 浦臼町長 斉藤 純雄 |
| Z68 | 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町長 熊田 義信 |
| Z69 | 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号 沼田町長 金平 嘉則 |
| Z70 | 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町長 谷 寿男 |
| 乙71 | 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号東神楽町長 山本 進 |
| Z72 | 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町長 菊川 健一 |
| Z73 | 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号 比布町長 村中 一徳 |
| Z74 | 北海道上川郡愛別町字本町179番地愛別町長前佛秀幸 |
| Z75 · · | 北海道上川郡上川町180番地 上川町長 佐藤 芳治 |
| Z76 | 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号東川町長 松岡 市郎 |
| Z77 | 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町長 浜田 哲 |
| Z78 | 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号 上富良野町長 向山 富夫 |
| Z79 | 北海道空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町長 木佐 剛三 |

| Z80 | 北海道空知郡南富良野町字幾寅 南富良野町長 池部 彰 |
|---------|--|
| 乙81 | 北海道勇払郡占冠村字中央 占冠村長 田中 正治 |
| Z82 | 北海道上川郡和寒町字西町120番地 和寒町長 奥山 盛 |
| Z83 | 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号 剣淵町長 早坂 純夫 |
| Z84 | 北海道上川郡下川町幸町63番地下川町長 谷 一之 |
| Z85 ··· | 北海道中川郡美深町字西町18番地美深町長 山口 信夫 |
| Z86 . | 北海道增毛郡增毛町弁天町3丁目61番地 増毛町長 堀 雅志 |
| Z87 | 北海道留萌郡小平町字小平町216番地 小平町長 関 次雄 |
| Z88 | 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男 |
| Z89 | 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町長 駒井 久晃 |
| Z90 | 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地 遠別町長 笹川 洸志 |
| 乙91 | 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113 天塩町長 浅田 弘隆 |
| Z92 | 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地 浜頓別町長 菅原 信男 |
| Z93 | 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6中頓別町長 小林 生吉 |
| Z94 | 北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1 江差町長 村上 守継 |
| Z95 | 北海道天塩郡豊富町大通り6丁目 豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光 |

- 296 北海道礼文町礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地利尻富士町長 田村 祥三
- 之99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地 幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地 美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地 津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地 斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地 置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1 佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町長 佐々木 修一
- Z106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地 滝上町長 長屋 栄一
- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地 興部町長 硲 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地 西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地 雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号 大空町長 山下 英二

- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号 白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地 厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地 むかわ町長 竹中 喜之
- Z118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1 日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号 浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地様似町長 坂下 一幸
- Z122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地 幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- Z123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号 新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地 士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地 上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1 鹿追町長 吉田 弘志

- 乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地 新得町長 浜田 正利
- 乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 清水町長 阿部 一男
- 乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町長 宮西 義憲
- 乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地中札内村下水道事業管理者 森田 匡彦
- 乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地 更別村長 西山 猛
- 乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地 大樹町長 酒森 正人
- 乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1 広尾町長 村瀬 優
- 乙135 北海道中川郡幕別町本町130番地1 幕別町長 飯田 晴義
- 乙136 北海道池田町字西1条7丁目 池田町長 勝井 勝丸
- 乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地 豊頃町長 宮口 孝
- 乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 本別町長 髙橋 正夫
- 乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1 足寄町長 安久津 勝彦
- 乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地 陸別町長 野尻 秀隆
- 乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6 浦幌町長 水澤 一廣
- 乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 佐藤 広高
- 乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町長 若狭 靖

- 乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 浜中町長 松本 博
- 乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地標茶町長 池田 裕二
- 乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 弟子屈町長 徳永 哲雄
- 乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1 白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫
- 乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地 別海町長 曽根 興三
- 乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地中標津町長 西村 穣
- 乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号標津町長 金澤 瑛
- 丙東京都千代田区岩本町2丁目5番11号公益社団法人日本下水道管路管理業協会会長 長谷川 健可配業に同時間 型保証に応じています。

様似町における災害時の協力体制に関する実施協定

様似町長(以下「甲」という。)と様似建設協会長(以下「乙」という。)とは、災害・ 事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、 住民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締 結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、様似町地域防災計画に基づき、様似町が所管する 公共施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早 期復旧を図ることを目的とする。

(内容)

- 第2条 協力内容は、次に揚げるとおりとする。
 - (1) 情報連絡網の構築・共有
 - (2) 協力実施体制の構築・共有
 - (3) 資機材保有状況の報告
 - (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
 - (5) 災害応急対策に係る業務対応
 - (6) その他必要と認める業務対応

(報告等)

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時に置ける 情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員についても整備するものとする。

- 2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に 報告するものとする。
- 3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第7条に基づき更新となった 場合は、その年の4月末までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有する ため必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするも のとする。 2 甲は災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力 が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するも のとする。

(乙の会員に対する通知)

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、 その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、様似 町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、締結の日から、双方の申し出、又は、変更等がない限り、継続するものとする。

(細目協定)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自保有する1通 を保有するものとする。

平成21年3月27日

甲 様似町長 坂 下 一

乙 様似建設協会長 池 田 尚



様似町における災害時の協力体制に関する実施協定

様似町 (以下「甲」という。)と ひだか南森林組合 (以下「乙」という。)とは、 災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) における、住民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のと おり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、様似町地域防災計画に基づき、様似町が所管する公共施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(内容)

- 第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 情報連絡網の構築・共有
 - (2) 協力実施体制の構築・共有
 - (3) 資機材保有状況の報告
 - (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
 - (5) 災害応急対策に係る業務対応
 - (6) その他必要と認める業務対応

(報告等)

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙についても整備するものとする。

- 2 乙は、第2条第1項第3号に規定する資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。
- 3 前記各項の報告等は、この協定締結後直ちに、また、第5条に基づき更新となった 場合は、その年の4月末までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有 するため必要と判断した場合は、乙に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。 2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が 必要と判断した場合は、乙に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

(有効期限)

第5条 この協定期間は、締結の日から平成26年 3 月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲 乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度甲、乙が 協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年1月19日

甲 様似町長 坂 下 -

乙 ひだか南森林組合代表理事組合長 小 野 哲



災害時協力協定書

様似町(以下「甲」という。)と一般財団法人北海道電気保安協会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、様似町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、 発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、 様似町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模 火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙 に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

(応急対策活動の内容)

- 第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。
 - (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
 - (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
 - (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

(協力要請)

- 第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
 - (2) 応急対策活動の内容
 - (3) その他必要な事項
 - 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる 事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速 やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法(昭和22年 法律第50号)の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙 協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月25日

甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂 下 一



札幌市西区発寒6条12丁目6番11号 乙 一般財団法人 北海道電気保安協会 理事長 大内 全 長理

災害発生時等におけるアポイ山荘の避難者等の受入れに関する協定

様似町(以下「甲」という。)と湯らん銭株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時等におけるアポイ山荘での避難者等の受入れに関して次のとおり定める。

(施設の使用)

- 第1条 甲は、様似町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、アポイ山荘 を避難施設として開設しようとするときは、乙に対し施設の提供を要請する。
- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、施設を提供するものとする。
- 3 甲は、施設を避難場所として使用しなくなったときは、乙へその旨を通知する。

(業務の範囲)

- 第2条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。
- (1) 避難者等のアポイ山荘への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 受け入れた避難者等の住所、氏名、年齢、連絡先等の確認及び記録(様式1)
- (3) その他必要とする事項
- 2 乙は、前条の規定によらず、町民が自主的に避難してきたときは、営業の支障のない範囲において受入れの便宜を図るものとする。

(受入実績の報告)

第3条 乙は、第1条第3項の通知を受けたときは、速やかに受け入れた避難者等の住所、氏名、 年齢、住所及び受け入れた期間を記載した受入実績報告書(様式2)を甲に提出する。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項に基づく業務の実施をするために要した費用は甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき当該費用を支払うものとする。ただし、第2条第2項に定める自主避難者等に係る費用について、甲はこれを負担しない。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 9月29日

甲 様似町

様似町長 坂 下 -



乙 湯らん銭株式会社

代表取締役 佐 藤 定 美



災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と日高東部電友会(以下「乙」という。)は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項第5号に基づき、迅速に電気設備の応急対策(以下「応急対策」という。)を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の要請及び報告)

- 第1条 甲は、災害時において応急対策の必要がある場合には、乙に応援を要請する。
- 2 乙は、前項により要請を受けたときは速やかに応急対策を行うための 体制を確立し、可能な限り甲に協力する。

(応急復旧業務の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する応急対策業務は、災害の発生が予想される場合の要員の配置及び災害発生後における公共施設の電気設備の被災害状況等の把握と甲への報告並びに応急復旧工事とする。

(費用の負担)

- 第3条 この協定に基づき乙が実施した応急対策の応援に要した費用については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、甲が負担する。
- 2 料金等の算出方法については、災害時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第4条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害の補償)

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷、 疾病又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責 任において行うものとする。

(災害時の情報提供)

第6条 乙及び乙の構成員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報 を積極的に甲に提供するものとし、甲も応急復旧が迅速かつ的確に実施 されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては様似町総務課長、乙においては日高東部電友会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ 各自1通を保有する。

平成25年10月9日

(甲) 様似町

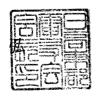
様 似 町 長

坂 下 -



(乙) 日高東部電友会

日高東部電友会長 多田敏



災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と様似町オイルマン部会(以下「乙」という。)は、地震、風水 害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、 甲は必要な石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

- 第1条 災害時において、甲は、乙(及び乙の部会員(以下「乙等」という。)) に対して、次の 各号について協力を要請することができるものとする。
 - (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供
 - (3) 乙等が取り扱う物資(第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。)供給及び要員の動員等
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」(別記第1号様式)によるものとする。ただし、 緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能 な範囲内において支援を実施するものとする。

(報告手続)

第3条 乙等は、協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」 (別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬の費用(以下「費用」という。)については、 災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙等は、その石油類燃料供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 乙は、第1条の規定による業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、 又は障がいの状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用する。

(協力体制の構築)

- 第9条 甲及び乙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。
- 2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者 等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配 慮するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から 特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

2019年3月1日

甲 様似町長

坂 下 一



乙 様似町オイルマン部会長 窪 田 安

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

様似町(以下「甲」という。)、北海道電力株式会社(以下「乙」という。)及び 北海道電力ネットワーク株式会社(以下「丙」という。)は、大規模災害等が発生又 は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及 び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早 期安定を図ることを目的とする。

(災害発生時の情報共有)

- 第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
 - 2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。
 - (1) 乙及び丙が甲に提供する情報
 - ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
 - イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - (2) 甲が乙及び丙に提供する情報
 - ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
 - イ 住民から提供された停電情報
 - ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
 - エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

(復旧における相互協力)

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対 応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源 提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

(連絡体制の確立)

- 第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。
 - 2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(連携訓練等の実施)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生する おそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施 するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に 開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定 等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更 又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間 継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等につい ては、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するもの とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙 及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のう え、各自1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 様似町長 荒木 輝



 \angle 北海道電力株式会社

執行役員 総務部長

鹿内 公



北海道電力ネットワーク株式会社 丙 苫小牧支店長 松井



災害等の発生における様似町との北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と北海道エルピーガス災害対策協議会(以下「乙」という。)は、様似町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害等の発生」という。)における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。)により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

(協力体制の確保)

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

(応急・復旧活動の支援の範囲)

- 第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に揚げるものとする。
 - (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
 - (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
 - (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
 - (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
 - (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
 - (6) その他甲が必要とする要請事項

(応急・復旧活動の支援の要請)

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときには、乙に対し応急・復旧 活動の支援を要請できるものとする。この場合において要請は、原則として文書に よるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する様似町災害対策本部、様似町国 民保護対策本部若しくは様似町緊急対処事態対策本部にその職員を出席させ、又は派 遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙が甲の要請により応急・復旧活動の支援に要した費用(人件費は除く。) は原則として甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の うえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに 責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会 員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請により応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を 日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努 めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が

文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 23 年 3 月 1 日

甲 様似郡様似町大通1丁目21番地

様似町長 坂下一



乙 日高郡新ひだか町静内吉野町1丁目1番41号

北海道エルピーガス災害対策協議会

日高支部長 武 岡 大 佶



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と株式会社共成レンテム浦河営業所(以下「乙」という。)とは、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時において、様似町地域防災計画又は様似町国民保護計画 に基づく応急対策を円滑に進め、災害防止と住民生活の早期安定を図る為に、必要な 事項を定めるものとする。

(機器協力の要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国 民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行っ たときをもって発効する。

(協力の要請)

- 第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。
- 2 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は 口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(機材の品目)

- 第 4 条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス 等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。
- 2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、 平時から甲に情報提供を行うものとする。

(協力の実施)

- 第 5 条 乙は、甲から第 3 条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先提供 及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制に努めるものと する。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する 職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

- 第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。
- 2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めない事項)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を 通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、 各自その1通を保有するものとする。

平成25年8月5日

甲 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地

様似町長 坂下一

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下「防災協力協定」という。)に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的・協働事業)

- 第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機(電光掲示機能搭載型)を通して、次のサービスを提供するものである。
 - (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等(以下「情報」という。)の提供。
 - (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時(以下「緊急時」という。)における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供(以下「商品提供」という。)。

(情報提供に関する事項)

- 第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、 これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。
 - 2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(商品提供に関する事項)

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書(様式1)を乙に提出するものとする。

(災害対応型自動販売機の設置施設)

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

| 名称 | 電話番号 |
|-----------|-------------------------|
| 様似町役場(代表) | 0 1 4 6 - 3 6 - 2 1 1 1 |

(乙の連絡先の表示)

| 名称 | 電話番号 |
|-------------------|-------------------------|
| 日高販売課(代表) | 0 1 4 6 - 4 2 - 2 4 6 6 |
| 日高販売課 (衛星携帯) | 090-6690-0855 |
| 本社総務部(夜間・休日/衛星携帯) | 080-1017-0138 |

(守秘義務)

- 第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上 の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に 掲げる情報はこの限りではない。
 - (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
 - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - 2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、 甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年10月6日

甲 様似郡様似町大通一丁目21番地 様似町長 坂 下 一



乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 角野 中原

災害時における輸送業務に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と一般社団法人室蘭地区トラック協会浦河支部(以下「乙」という。)は、様似町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに甲が被災地域への応援措置を行う場合(以下「災害時」という。)における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

(輸送の要請)

第1条 甲は、災害時における物資の輸送業務を要請する場合は、災害時輸送業務要請書(別紙1)により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、乙に所属する輸送業者を指定し (以下「指定運送事業者」という。)、特別の理由がない限り、他に優先して甲の輸送業務 に協力させるものとする。

(報告)

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して災害時輸送業務報告書(別紙2)により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行ったときは、その輸送業務に要した 経費を負担するものとする。
- 2 輸送業務に要した経費の算定は、貨物自動車運送事業法(平成元年12月19日法律第83号)第11条の規定により、国土交通大臣へ届出した額により行うものとする。

(費用の支払)

- 第5条 乙は、第3条の報告書について甲の検査を受けた後、その輸送業務に要した経費を請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(災害補償)

第7条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰すことができない理由により、当該従事者が死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月9日

甲 様 似 町

様似町長 坂 下 一 幸

乙 一般社団法人 室蘭地区トラック協会浦河支部

支部長 秋 山 靖 典

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と ひだか東農業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告 するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 9月 1日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂下一幸
- 本 浦河郡浦河町堺町東2丁目5番5号ひだか東農業協同組合代表理事組合長 谷川利昭

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------|
| 食料 | 主食·副食 | 米、めん類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン) |
| | | 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類) |
| | | 缶詰(イージーオープン)、カップ麺、インスタント食品 |
| 品品 | | 粉ミルク、離乳食 |
| | 生鮮食品 | 肉、魚、野菜、果物類 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、食用油、バター、ジャム |
| Æh- | 飲料水 | ペットボトル入りミネラルウォーター |
| 飲料品 | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー |
| | その他 | 牛乳、ジュース類 |
| | トイレットペーノ | ペー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ |
| | タオル、石鹸、 | シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉 |
| 生 | マスク、生理用品、紙おむつ(大人用、子供用)、カイロ | |
| 活物資 | 乾電池、懐中電灯、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター | |
| | 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ | |
| | 鍋、やかん、包丁、まな板、卓上コンロ、カセットボンベ | |
| | 洗剤、バケツ、 | ポリタンク、傘、雨具 |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と 生活協同組合 コープさっぽろ(以下「乙」という。)とは、災害時における 応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告 するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月13日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂下一幸
- 乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号生活協同組合 コープさっぽろ理 事 長 大 見 英 明

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------|
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 米、めん類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン) |
| | | 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類) |
| 食料 | 主食・副食 | 缶詰(イージーオープン)、カップ麺、インスタント食品 |
| 品品 | | 粉ミルク、離乳食 |
| | 生鮮食品 | 肉、魚、野菜、果物類 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、食用油、バター、ジャム |
| Æh- | 飲料水 | ペットボトル入りミネラルウォーター |
| 飲料品 | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー |
| | その他 | 牛乳、ジュース類 |
| | トイレットペーノ | ペー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ |
| | タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉 | |
| 生 | マスク、生理用品、紙おむつ(大人用、子供用)、カイロ | |
| 活物資 | 乾電池、懐中電灯、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター | |
| | 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ | |
| | 鍋、やかん、包丁、まな板、卓上コンロ、カセットボンベ | |
| | 洗剤、バケツ、 | ポリタンク、傘、雨具 |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と 日高中央漁業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急 生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告 するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年1月13日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂 下 一 幸
- 乙 浦河郡浦河町浜町45番地 日高中央漁業協同組合 代表理事組合長 高 田 勲

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|-------------|--|--------------------------|
| 食料品 | 主食·副食 | 米、めん類(うどん、そば等) |
| | | 缶詰、カップ麺、レトルト食品 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、食用油 |
| 飲 料 品 | 飲料水 | ペットボトル入りミネラルウォーター |
| | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、缶コーヒー |
| | その他 | 缶ジュース類 |
| 生活物資 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、リンス、歯ブラシ、歯磨き粉 乾電池、粘着テープ、軍手、ゴミ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤(食器用、洗濯用) | |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と えりも漁業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告 するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月13日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂 下 一 幸
- 乙 幌泉郡えりも町字本町182番地の2 えりも漁業協同組合代表理事組合長 平野正男

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|------|-------------------------------------|------------------------------|
| 食料品 | 主食・副食 | 米、缶詰(イージーオープン)、カップ麺、インスタント食品 |
| | | 魚肉ソーセージ、小麦粉、海苔 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、塩、砂糖、化学調味料、食用油 |
| 飲料品 | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー |
| | その他 | 牛乳、ジュース類 |
| 生活 | トイレットペーク | ペー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリ袋、石鹸、洗剤 |
| 生活物資 | 乾電池、粘着テープ、軍手、ゴム手袋、長靴、雨具、ブルーシート、ロープ類 | |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と セブンイレブン様似大通2丁目店 (以下「乙」という。)とは、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告 するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月24日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂下一幸
- 乙 様似郡様似町大通2丁目32番地 セブンイレブン様似大通2丁目店 オーナー 米田優祐

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 食 | 主食・副食 | 米、めん類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン) |
| | | 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類) |
| | | 缶詰(イージーオープン)、カップ麺、インスタント食品 |
| 料品品 | | 粉ミルク、離乳食 |
| | 生鮮食品 | 肉、魚、野菜、果物類 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、食用油、バター、ジャム |
| 飲料品 | 飲料水 | ペットボトル入りミネラルウォーター |
| | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー |
| | その他 | 牛乳、ジュース類 |
| | トイレットペーノ | ペー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ |
| | タオル、石鹸、 | シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉 |
| 生 | マスク、生理用品、紙おむつ(大人用、子供用)、カイロ | |
| 活物 資 | 乾電池、懐中電灯、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター | |
| | 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ | |
| | 鍋、やかん、包丁、まな板、卓上コンロ、カセットボンベ | |
| | 洗剤、バケツ、 | ポリタンク、傘、雨具 |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

様似町(以下「甲」という。)と 株式会社セイコーマート (以下「乙」という。)とは、災害時における応急 生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び運搬について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう 努めるものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」 (別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請 し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月28日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂 下 一 幸
- 乙 札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9・5ビル 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸 谷 智 保

別表(第5条関係)

災害時応急生活物資

| | 分 類 | 品 目 名 |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 食 | | 米、めん類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン) |
| | 主食•副食 | 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類) |
| 料 | | 缶詰(イージーオープン)、カップ麺、インスタント食品 |
| 品 | 生鮮食品 | 肉、魚、野菜、果物類 |
| | 調味料類 | みそ、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、食用油、バター、ジャム |
| 飲料品 | 飲料水 | ペットボトル入りミネラルウォーター |
| | お茶類 | 緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー |
| | その他 | 牛乳、ジュース類 |
| | トイレットペーノ | ペー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ |
| 生 | タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉 | |
| 上活物資 | マスク、生理用品、紙おむつ(大人用、子供用)、カイロ | |
| | 乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ | |
| | 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ | |
| | 洗剤、傘、雨具 | |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

様似町(以下「甲」という。)と 有限会社 花蘂水産 (以下「乙」という。)とは、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給及び支援車両の提供並びに被災者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、住民生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互協力を行うにあたり必要な事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

- 第3条 災害時において甲が必要とするときは、甲は乙に対して次の事項について協力を要請すること ができる。
 - (1)物資の供給
 - (2)車両の貸与
 - (3)トイレ、水道水の提供等被災者に対する支援

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するよう努めるものとする。

(協力の内容)

- 第5条 災害時に甲が乙に要請する物資及び車両等は、原則として別表で定めるものから災害の状況 等に応じて指定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における物資の供給等についての協力要請書」(別紙第 1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(物資の運搬)

第8条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 第4条及び第8条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が 負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に 基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定 終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ 決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月27日

- 甲 様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町長 坂下一幸
- 様似郡様似町大通3丁目68番地の9 有限会社 花蘂水産 代表取締役 下 條 登喜夫

別表(第5条関係)

応急生活物資

| | 分類 | 品 目 名 |
|--------|-------------|-------------------------------|
| 食料品 | 生鮮食品加工品 | 魚等の加工品 冷凍ビン詰加工品 まぜごはんの素 |
| 資 材 | 発泡スチロール製保存箱 | |

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで必要なものを、その都度指定することができる。

貸与可能車両

| 2t保冷車 | 1台 |
|----------|----|
| 水汲み用トラック | 1台 |
| 軽トラック | 1台 |

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資(以下「物資」という。)の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達 が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
 - (1) 様似町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 様似町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

(調達物資の範囲)

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。 但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン・イレブン店舗への商品供給を優先す る必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するも のとする。
 - (1)食料品
 - (2) 飲料
 - (3) 日用品
 - (4) その他甲が指定する物資

(調達物資の数量)

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会する ことができるものとする。

(要請の方法)

第4条 第1条の要請は、「物資発注書(別紙1)」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

- 第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則と して乙が行うものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、 乙は提供を受けた情報等をセブン - イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるも のとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン - イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の 有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が 満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

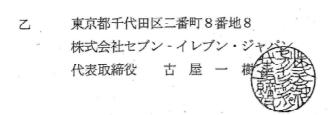
(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月2日

甲 北海道様似郡様似町大通1丁 様似町長 坂 下 一 幸吐



災害時における物資供給に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、 乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能 な物資とする。
 - (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配 慮するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、 甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

- 第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月21日

甲 北海道様似郡様似町大通1丁目2 様似町長 坂 下 一 幸 山 議道 三記時

新潟県新潟市南区清水4501番地1

Z NPO 法人 コメリ災害対策センター理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類 | 主な品種 |
|--------|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て) バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社浦河支店(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の緊急・救援輸送等(以下「緊急・救援輸送等」という。)に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、様似町内において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合(以 下「災害時等」という。)において、甲が行う災害対策活動に係る緊急・救援輸送等を図 るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 本協定に基づき、乙が協力する内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害時における物資輸送・物資拠点に関する事項
 - (2) 様似町の防災用備蓄品の避難所等への配送
 - (3) 物資の輸送管理等に関する乙の従業員による助言・指導等
 - (4) 物資配送等に関わる作業員、荷役機械及び資機材等の手配に関する事項
 - (5) 前4号に掲げるもののほか甲及び乙の協議により定める事項

(協力の要請・実施)

- 第3条 甲は、災害の発生等において、緊急・救援輸送等を実施する上で、第2条の内容 の支援を必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に定める事項を明らかにし、文書に より要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、 事後に文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
 - (2) 協力を必要とする場所
 - (3) 協力を要請する内容
 - (4) 甲の担当責任者
 - (5) その他必要な事項
- 2 乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急・救援輸送等に使用される業務用自動車に対して、緊急車両の指 定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。
- 4 乙は、緊急・救援輸送等を行った場合には、速やかに甲に対し、文書により報告する ものとする。

(経費の負担)

- 第4条 緊急・救援輸送等に要した費用(運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料金等の実費負担)は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達(平成11年3月26日自貨第39号)に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第2条の規定による物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資機材等の手配に 要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 第2項および第3項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、運賃等を一括して請求するものとする。
- 5 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し運賃 等を支払わなければならない。

(事故等)

- 第5条 乙が提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急・救援輸送等を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償・損害賠償)

- 第6条 甲からの協力要請に応じて緊急・救援輸送等の業務に従事した者が死亡し、負傷 し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働 者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等の規定による補償等によ るものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙の協 議によるものとする。
- 2 緊急・救援輸送等により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙の協議により対処するものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては様似町災害対策本部総務司令部長、 乙においては浦河支店 清野 公とする。 (訓練)

第9条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ業務に支障をきたさない 範囲内で共同訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から令和3年3月31日までその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通 を保有する。

令和2年8月4日

甲 様似郡様似町大通1丁目21番地

様似町長 坂 下 一 幸

乙 浦河郡浦河町堺町西 1-83-75 ヤマト運輸株式会社 浦河支店



黄藤 清野 公

災害時における物資の保管等に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー (以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給及び保管等に関し、次の とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲及び甲の周辺地域で地震や風水害、その他の災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲及び 乙が協力して、72時間分の飲食物や衣類、衛生用品等がパッケージ化されて いる救援物資「Guardian72BOX」(以下「物資」という。)を迅速 かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

(物資供給の要請)

- 第2条 甲は、災害時に備え、物資を備蓄する必要があると認めるときは、乙に 当該物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、物資の希望数量、備蓄場所等を記載した文書により行うものとする。

(物資供給の承認)

- 第3条 乙は、甲から物資の供給を要請されたときは、事前に備蓄場所を現地で確認し、衛生面、安全面等の問題が無いと判断される場合は、甲に備蓄場所の承認を文書により通知するものとする。
- 2 前項の規定による備蓄場所の確認に伴う旅費等の費用は、甲が負担するものとする。

(支援企業の募集)

第4条 乙は、物資を支援購入する民間企業等を広く募集し、甲から要請のあった希望数量を供給できるよう努めるものとする。なお、甲においても、甲及び甲の周辺地域の民間企業等へ周知を行うものとする。

(引渡し等)

- 第5条 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。なお、引渡しに 要する費用は乙の負担とする。
- 2 甲は、当該場所に職員又は甲が指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡し を受けるものとする。

(納品証明書の発行)

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の定める様式により速やかに納品証明書を発行するものとする。
- 2 前項で定める納品証明書には次に掲げるものを記載するものとする。
- (1) 特定非営利活動法人日本ジオパークネットワークのロゴマーク
- (2) 甲の参画するジオパーク推進団体のロゴマーク
- (3) 甲の市町村章
- (4) 支援企業等のロゴマーク

(甲における災害時の対応)

- 第7条 甲で警戒レベル5の災害が発令された場合、物資を使用することができるものとする。ただし、災害の状況により、警戒レベル4が発令された場合でも使用することができるものとする。
- 2 前項で定められた物資の使用は、原則として甲の判断によるものとする。

(甲の周辺地域における災害時の対応)

第8条 甲の周辺地域で警戒レベル4又は警戒レベル5の災害が発令された場合、物資の配送先や配送手段等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(物資の期限等)

- 第9条 備蓄から2年が経過し、その期間活用されなかった物資については、国際救援物資として海外へ提供されるものとする。なお、海外への輸送に伴う費用は、乙が負担するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により海外へ提供された物資の不足分は、速やかに補充できるよう努めるものとする。

(事故発生時の取り扱い)

- 第10条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、甲は、速やかに他の備蓄場所の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 甲は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、乙に対して速やかに その状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由による場合は、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、甲の責に帰する理由により生じた損害の場合において、甲は当該損害を与えた相手方に損害金額を請求できるものとする。

(保証)

第12条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、甲乙誠意を持って協議する。

(関係機関との調整)

第13条 本協定に基づく業務の実施にあたり、国、県、他市町村等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報交換)

第14条 甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害の状況等により、協議が困難若しくは緊急を要する場合は、甲乙いずれかの判断により決定できるものとし、事後速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間完了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1通を保有する。

令和2年10月2日

ス 東京都千代田区一番町4番地5 株式会社ミューチュアル・エイザ・セオリー 代表取締役 A ネストリー 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、様似町地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、様似町(以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当って必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる、この場合において、甲は後に後記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。) の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
 - 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては総務課とし、乙においては一般 社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を乙に報告するものとし、変 更があった場合には速やかに乙に報告するものとする。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 7 月 12 日

甲 北海道様似郡様似町大通1丁月21番地 様似町長 荒 木 輝 明 電視 電視

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博 様似町と一般社団法人日本ムービングハウス協会との包括連携協定書

様似町(以下「甲」という。)と一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、まちづくり及び災害時の対応等について、甲及び乙が双方の資源を有効に活用し協働することで、一層の地域活性化に資することを目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。
 - (1) 地域の資源を活かしたまちづくりに関すること
 - (2) 災害時の対応及び包括的な相互支援に関すること
 - (3) 災害時、被災地自治体等への包括的な仮設住宅及び施設の支援に関すること
 - (4) 健康及び福祉の増進に関すること
 - (5) 文化、芸術及びスポーツの振興に関すること
 - (6) 観光の振興に関すること
 - (7) 情報提供及び広報活動に関すること
 - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行 うものとする。
- 3 連携事項の詳細については、甲乙合意のうえ、決定するものとする。

(確認事項)

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議 のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た個人情報その他の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。 ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。 ただし、本協定の有効期間が満了する3ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特 段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみな し、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解除できるものとする。 甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、 各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 7 月 12 日

甲 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地

様似町長 荒 木 輝



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2番 15号

一般社団法人日本ムービングでする協会

代表理事 佐々木 信博

災害に係る情報発信等に関する協定

様似町およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、 次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、様似町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、様似町が様似町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ様似町の行政機能の低下を軽減させるため、様似町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次の中から、様似町およびヤフーの両者の協議により 具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、様似町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、様似町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 様似町が、様似町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これら の情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知する こと。
 - (3) 様似町が、様似町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 様似町が、災害発生時の様似町内の被害状況、ライフラインに関する情報および 避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの 情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 様似町が、様似町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 様似町が、様似町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフ ーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 様似町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる 連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、 速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、様似町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

YJ-S1001-0000 YJC22-10044696-0001

第3条(費用)

前条に基づく様似町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するも のとする。

第4条(情報の周知)

ヤフーは、様似町から提供を受ける情報について、様似町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、様似町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、様似町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、様似町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2022 年 4月 19日

北海道様似郡様似町大通1丁目21番地弓八 様似町長 荒 木 輝 明山州荒道 渓间呂米兼

東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社 代表取締役 小 澤 隆 生

YJC22-10044696-0001

様似町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

様似町(以下「甲」という。)と社会福祉法人様似町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における様似町災害ボランティアセンター(以下、「センター」という。)の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。



(目的)

第1条 この協定は、様似町地域防災計画に基づき、災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。



(センターの設置等)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙は センターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

- 第4条 センターの設置場所は、様似町保健福祉センター(以下「保健センター」という。) に設置する。ただし、保健センターに設置することが、困難な場合は、甲乙協議の上、別途 設置場所を決定する。
- 2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

- 第5条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、北海道社会福祉協議会、各社会 福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほか、外部からのボランティアの協力を得るものとする。
- 2 甲は、乙がセンターを設置したときには、乙との連絡調整等について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し 必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

- 第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被災情報の把握
 - (2) ボランティアニーズの把握
 - (3) 災害ボランティアの募集、受入れ及び派遣
 - (4) 災害ボランティア活動の情報発信(関係機関・報道機関)
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続き
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 様似町災害対策本部等との次に掲げる情報の共有
 - ① 被災状況 避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要と甲又は乙が認める情報
 - (10) 関係機関及び団体との間の連絡、調整、仲介等
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して 確保するものとする。

(費用負担)

- 第9条 センターの設置及び運営等に関する費用は、原則甲が負担する。ただし災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(請求及び支払い)

- 第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲 に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- 3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。



(損害賠償)

- 第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

- 第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関、団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等の災害時における連携、協力体制の確立を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。





この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。





令和6年10月 夕日

甲 様似町大通1丁目21番地 様似町長 大海 馬尼渡

乙 様似町大通2丁目98番地2 社会福祉法人 様似町社会福祉協議会 会 長

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン 契約により加盟している店舗(以下、「店舗」という。)と本協定と同様の協定を締結 したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、 道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。
- (1)物資の供給
- (2) 災害時支援ステーション〜徒歩帰宅者の一時立寄支援所(トイレ、水道水の提供、 道路案内等)、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に 対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供
- (4) 営業の早期再開
- (5) その他可能な協力
 - 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1)店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 防災パンフレット等の店舗配置
- (4) その他可能な協力

(支援の内容)

- 第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。
- (1) 災害情報の提供
- (2)物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3)その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民 保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設 置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に 交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙 双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、 以降同様とする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地 方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する ものとする。

平成18年12月22日

甲北海道北海道知事高橋はるみ

札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル本式会社セイコーマート代表取締役社長 田中 誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本 部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請が あった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に 定める協力を要請することができる。
- 2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、 乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとす る。

(物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況 に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」 をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに 文書を送付するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものと し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び 個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。
- 2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた 価格とするものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やか に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関 し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北 海 道 北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル 乙 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 田中 誠

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものと する。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基 本とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。
 - (1) 飲料の供給
 - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
 - (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
 - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
 - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
 - (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
 - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
 - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
 - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
 - (5) その他可能な協力

(支援の内容)

- 第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。
 - (1) 災害情報の提供
 - (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
 - (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
 - (4) その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に 交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙 双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものと し、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲北海道北海道知事高橋はるみ

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

- 第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するもの とし、主なものは別表のとおりとする。
- 2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

- 第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものと し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円 滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合 は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第 10 条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断 は当該設置機関(道又は市町村)が行う。

(費用負担)

- 第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。
- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格 とするものとする。
- 3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、 甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やか に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課 長、乙にあっては広報部長とする。

(協議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し 必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲北海道北海道知事高橋はるみ

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものと する。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基 本とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力する ものとする。
 - (1)飲料の供給
 - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ 販売株式会社の所有する敷地を提供させること
 - (3) 一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること
 - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
 - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
 - (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ 等を貼付
 - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
 - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
 - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
 - (5) その他可能な協力

(支援の内容)

- 第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。
 - (1) 災害情報の提供
 - (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
 - (3) その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国 民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を 設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に 交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

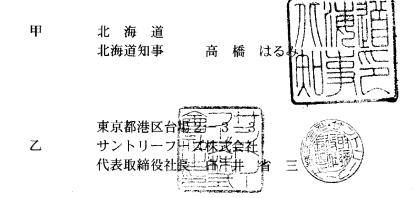
第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙 双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものと し、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成2 0年1 2月1 8日



災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

- 第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。
- 2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

- 第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものと し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円 滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合 は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及 び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関(道 又は市町村)が行う。

(敷地等の提供)

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

- 第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。
- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。
- 3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。
- 4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

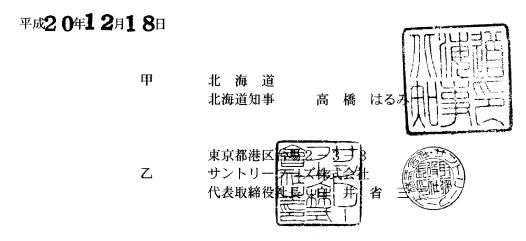
(連絡責任者)

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては北海道支社企画課長とする。

(協議)

第15条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関 し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。



災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について、 一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない可能な範囲で協力するものとする。
 - (1) 乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給
 - (2) 営業の早期再開
 - (3) 災害時支援ステーション~甲、乙双方からの提供情報など把握した災害情報の来店 者等に対する提供(災害情報掲示板の設置等)、帰宅途上者の一時立寄支援所(トイレ、災害情報の提供、道路案内等)、近隣避難所情報等の提供・道路案内
 - (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供
 - (5) 敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供
 - (6) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報の来店者及び甲に対する提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

(支援の内容)

- 第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。
- (1) 災害情報の提供
- (2)物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援及び前条第2項の協力に必要な情報の提供

(協定事項の発効)

- 第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
- 2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力 を実施することができる。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に 交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

- 第7条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了までに 甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間自動更新されるも のとし、以降同様とする。
- 2 本協定を解約する時は、甲乙双方又は一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手 方に通知するものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する ものとする。

平成 22年 1月 20日

甲 北海道 水海道知事 高橋はる多いに見ばします。

札幌市白石区本通21丁目南1番1(

乙 イオン北海道株式会社

代表取締役 植村忠 規

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法の適用等により 避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の 協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請 することができる。
- 2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、 乙は乙のグループ企業を含め検討のうえ受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告 書(別紙1)」を提出するものとする。

(物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙及び乙のグループ企業の供給可能数量並びに被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」 をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに 文書を送付するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものと し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交 通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙及び乙のグループ企業が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、 乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び 個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)

第9条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

- 第10条 協定第2条第1項第1号の規定により乙及び乙のグループ企業が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。
- 2 前項により供給した物資の価格については、乙及び乙のグループ企業の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。
- 3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第11条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、 甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前2項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課 長、乙にあっては管理本部総務部長とする。

(協議)

第13条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関 し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 22年 1月 20日

甲 北海道 水海道知事 高橋はるみ 日本

札幌市白石区本通21丁目南1番10 ス イオン北海道株式会社 代表取締役 植 村 忠 規

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下「甲」という。)とホーマック株式会社(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係社員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。
- (1) 乙で調達可能な物資の供給
- (2) 営業の早期再開
- (3) 災害時支援ステーション~乙からの提供情報など把握した災害情報を来店者等に対して提供(災害情報掲示板の設置等)、帰宅途上者の一時立寄支援所(トイレ、災害情報の提供、道路案内等)、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報を甲に対して提供
- (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係社員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1)店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報を来店者及び甲に対して根供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練に積極的に参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

(支援の内容)

- 第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。
- (1) 災害情報の提供
- (2)物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

- 第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民 保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下「本部等」という。)を設置 等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
- 2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力 を実施することができる。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に 交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成24年2月末日までとし、有効期間満了までに甲乙 双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、 以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23 日

甲 北海道

北海道知事 高橋は



札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

乙 ホーマック株式会社

代表取締役社長 石 黒 靖

災害時における物資の供給等防災に関する協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下「甲」という。)とホーマック株式会社(以下「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく 災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対本 部を含む。)(以下「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により 避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の 協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請 することができる。

(物資の品目)

第3条 甲が乙に供給要請する品目は、「災害時資器材等物資一覧(別紙1)」のとおりとし、乙において調達できるものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」 をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに 文書を送付するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものと し、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交 通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供する ものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡しは、原則として乙が所有する店舗等など、乙が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、乙の同意のもと甲の指定する場所に輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び 個数を確認の上、受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又

は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

- 2 前項により供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。
- 3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担 するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、 「甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やか に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局危機対策課長、乙にあっては総務部総務課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関 し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23 日

甲 北海道北海道知事

事 高橋はる



札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

乙 ホーマック株式会社

代表取締役社長 石 黒 靖



災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局(以下「甲」という。)、北海道(以下「乙」という。)及び北海道内の市町村 (以下「丙」)の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長(以下 「丁」という。)は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法(昭和36 年法律第223号、以下「法」という。)第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援(以下「応援」という。)を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、 乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、 次の各号に掲げる災害をいう。
- (1) 法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本 部が設置された災害
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの (被害情報の収集・伝達)
- 第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

(支援の内容)

- 第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。
- (1) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物 (現金、保険証、貴金属等の遺失物) の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

(応援の要請)

- 第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した 文書を提出するものとする。
- 2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

(自主応援)

- 第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保 有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3月28日

罹災証明書

| 世帯主住所 | | | | | |
|---|----------------------------|-----|---------|--|--|
| 世帯主氏名 | | | 年齢 | | |
| 世帯構成員 | 氏 名 | 続 柄 | 年 齢 | | |
| | | | | | |
| 产 们 柵 / 及 矣 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 罹災原因 | 年 月 日の | による | | | |
| | | | | | |
| 被災住家 [※] の 所在地 | | | | | |
| 住家 [※] の被害の 程度 | □全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半b | | 半壊に至らない | | |
| 浸水区分 | | | | | |
| ※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家) | | | | | |
| | | | | | |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

様似町長

援助の種目別物資受払状況

様似町

| | | | | | , | | 禄似町 |
|----------------------|-----|-----|------------|----|---|-----|-----|
| 救助の種目別 | 年月日 | 品 名 | 単 位 呼 称 | 摘要 | 受 | 払 残 | 備考 |
| 避難所用 | | | | | | | |
| 炊き出しその他によ る食品給与用 | | | | | | | |
| 給水用機械器具燃 料浄水用薬品資材 | | | | | | | |
| 被服∙寝具等 | | | | | | | |
| 医薬品衛生材料 | | | | | | | |
| 被災者救出用機械 器具燃料 | | | | | | | |
| 燃料及び消耗品 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 - 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 - 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの金額を明らかにしておくこと。
 - 4 救護班よる場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

添 付 資 料

様似町防災会議条例

(昭和37年12月26日 条例第15号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、様似 町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定める事を目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 様似町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条に規定する水防計画に関し調査審議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 北海道知事の部内の職員
 - (3) 北海道警察の警察官
 - (4) 町の職員
 - (5) 日高東部消防組合、様似町消防団長、同副団長及び様似支署長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (7) その他町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、前条の委員及び識見を有する町長が委嘱又は任命する。

(議事等)

第5条 防災会議の議事、運営その他必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年9月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第43号) (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(様似町水防協議会条例の廃止)

2 様似町水防協議会条例(昭和62年様似町条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成13年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

様似町災害対策本部条例

(昭和38年10月1日 条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、様似町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 本部に部をおくことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が定める。
- 3 部にそれぞれ部長を置き本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって 充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成8年3月11日条例第18号)
- この条例は、公布の目から施行する。
 - 附 則(平成13年7月2日条例第18号)
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成24年9月21日条例第15号)
- この条例は、公布の日から施行する。

激甚災害指定基準

昭和37年12月 7日 中央防災会議決定 最近改正 平成12年10月31日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「法」 という。)第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1. 法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)の措置を適用すべき激甚 災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込み額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込み額が全国の都道府県及び 市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要 件のいずれかに該当するもの
 - (1)都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上あること。
 - (2)一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収の総額の5%をこえる都道府県が1以上あること。
- 2. 法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び 林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所 得推定額のおおむね0.5%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が1以上あるもの。
- 3. 法第6条(農林水産共同施設災害復旧事業費の補助の特例)の措置は、法第5条の措置が適用される激甚災害及び農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%をこえる災害により法第8条の措置が採用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。
- 4. 法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)の措置 を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性が ないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であっ て、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど その被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
 - A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を こえる災害。
 - B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天

災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業を主な業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が1以上あるもの。

- 5. 法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る林業被害額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね5%を越える災害
 - B 当該災害に係る林業被害額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの。
- 6. 法第12条、第13条及び第15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)の措置 を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。 以下同じ。)のおおむね0.2%を超える災害。
 - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね 0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係 被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその 中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの。

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- 7. 法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)及び第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。
 - ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8. 法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)の措置を適用すべき 激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害。
 - B 次の要件のいずれかに該当する災害。 ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的 措置を講ずることがあるものとする。
 - (1)当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害
 - (2)当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
- 9.法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)の措置は、公共土木施 設及び公共学校施設小災害に係る措置にあっては法第2章の措置が適用される災害、農地及び 農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第5条の措置が適用される災害について適用する。 10.上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

局地激甚災害指定基準

昭和43年11月11日 中央防災会議決定 最近改正 平成12年3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「法」という。)第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置、(3)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置、(3)に掲げる所町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条、第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

- (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共土木災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%をこえる市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に設定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村(当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)かつ、大火による災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込み面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る 当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満 のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算 した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

様似町地域防災計画

昭和39年 4月 作成 昭和47年 4月 修正 昭和53年12月 修正 平成 6年 4 月 修正 平成14年 4月 修正 平成17年 3月 修正 平成19年 3月 修正 平成23年 3月 修正 平成24年 3 月 修正 平成25年 3月 修正 平成26年 3 月 修正 平成27年 3 月 修正 平成28年 3月 修正 平成29年 3月 修正 平成30年 2月 修正 平成31年 2月 修正 令和 3 年 2月 修正 令和 4 年 3月 修正 令和 6年12月 修正

様似町防災会議